

東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針
・ 児童相談所設置計画
(案)

令和5年2月
東大阪市

「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」
目次

第Ⅰ章 はじめに

| | |
|--|---|
| 1 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定の目的と経過 | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 児童相談所設置の方針 | 1 |
| (3) 児童相談所の設置をめざすこととした経過 | 2 |
| 2 子どもの権利について | 4 |
| 3 他の計画との関係 | 6 |
| 4 SDGsの目標達成に向けての本市の取り組みの一環として | 7 |
| 5 基本方針・設置計画における「子ども」「児童」「こども」の定義について | 8 |

第Ⅱ章 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針

| | |
|--|----|
| 1 新たな児童福祉行政のめざすもの（基本理念）～児童相談所をつくることを通じてめざすこと | 9 |
| ◇ 新たな児童福祉行政がめざす「自立」について | 9 |
| 2 新たな児童福祉行政における基本姿勢 | 9 |
| 3 基本方針策定にあたっての視点（アプローチ） | 10 |
| ～ 基本理念の実現のため、本市の児童虐待の現状と課題から出発する | |
| (1) 本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性 | 10 |
| (2) 児童虐待への対応の現状と課題 | 13 |
| (3) さらなる検討課題 | 14 |
| 4 本市の児童福祉行政等の現状と課題（評価すべきことと変えるべきこと） | 15 |
| (1) 本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[1] | 15 |
| (2) 本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[2] | 15 |
| ① 施策ごとの現状と課題（子どもに関する施策一覧） | 16 |
| ② 特に重要な課題についての現状と課題 | 16 |
| ア 障害児とその保護者の支援 | 16 |
| イ 医療的ケアの必要な子どもとその保護者の支援 ～ 医療的ケア児等コーディネーターの設置 | 18 |
| ウ 児童虐待の未然防止につながる子育て支援施策等の状況と課題 | 19 |
| エ ヤングケアラー支援の現状と課題 | 20 |
| オ 子どもの貧困への支援とひとり親家庭への支援について | 21 |
| (3) 本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[3] | 22 |
| ～ まとめ・・・評価できるところと変えるべきところ | |
| ① 児童相談体制（子どもと家庭に関する相談支援）の現状と課題 | 22 |
| ア 子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）の現状評価と今後の課題 | 23 |
| イ 本市におけるそのほかの子どもと家庭に関する相談支援機能ごとの課題 | 25 |
| ウ 本市における相談支援機能間の連携の課題 | 30 |
| エ 大阪府（子ども家庭センター(児童相談所)）と市との役割分担と連携の課題 | 30 |
| ② そのほか（相談支援以外）の児童福祉施策の現状と課題 | 31 |
| ③ そのほか（児童福祉施策以外）の子どもに関する施策の現状と課題 | 31 |
| ア 母子保健部門との連携 | 32 |
| イ 担当する支援機関等の変更に伴う切れ目や隙間の解消 | 32 |
| ウ 子どもの成長を支える一体的で連続的なサポート（教育と児童福祉の一体的な展開） | 33 |
| エ 子どもに関する直接の施策以外の分野にも目を向ける必要性 | 33 |
| 5 今後の取り組みの方向性 | 34 |
| (1) 取り組みの全体像 | 34 |
| (2) 今、市がつくる児童相談所に求められているもの（児童相談所と児童福祉をめぐる社会の | 34 |



| | |
|---|----|
| 要請) | |
| (3) 基本理念と基本姿勢に基づいて大事にする考え方 | 35 |
| (4) 重点課題と今後の取り組みの方向性 | 36 |
| ① 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点それぞれの役割と一体的運営のあり方 | 36 |
| ② 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健）との連携のあり方 （「こども家庭センター」についての考え方） | 42 |
| ③ 子ども本人が相談できる窓口・機会の充実 | 45 |
| ④ 子どもは権利の主体であり、その当然のことを具体的に保障するための子どもの意見を 聴き、尊重する方策と広く子どもの権利を実現するための取り組み | 46 |
| ⑤ 発達障害等の障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその保護者のサポー ト | 48 |
| ⑥ 子どもの成長、自立と共生の関係づくりを支える教育と児童福祉の一体的な取り組みの 推進 | 50 |
| ⑦ 切れ目のない子育て支援の再構築 | 51 |
| ⑧ 家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携 | 52 |
| ⑨ 子どもと家庭を支えるネットワークの推進 | 53 |
| ⑩ 社会的養護への取り組みのあり方 | 55 |
| (5) 子ども行政全体の最適化に向けた問題提起 | 56 |
| 6 目的実現のためのしくみと推進体制 | 57 |
| (1) 目的実現のためのしかけの必要性 | 57 |
| (2) 市民等への周知 | 58 |
| (3) 子どもの意見を聴き、尊重する取り組み | 58 |
| (4) 社会福祉審議会による進行管理 | 58 |
| (5) 庁内推進体制 | 58 |

第三章 児童相談所設置計画

| | |
|---|----|
| 1 計画の目的 | 59 |
| 2 子どもを支える拠点としての児童相談所の姿（児童相談所のあり方と機能展開） | 59 |
| (1) 基本的な考え方 | 59 |
| (2) 機能の構成 | 59 |
| ① 児童相談所機能の確実な遂行と支援拠点等の基礎自治体機能との一体的な展開、様々な 子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによる子どもを支えるハブ拠点機能をめ ざす | 59 |
| ② 社会的養護による子どもの支援のマネジメント機能の的確な遂行 | 60 |
| ③ 児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能 | 61 |
| ④ 関連機能の併設によるワンストップ機能の実現と効果的な子ども家庭支援の展 開 | 62 |
| ⑤ 子どものためのハブ拠点機能を発揮するための関係機関・団体との連携、ネットワー クによる子ども支援 | 63 |
| ⑥ 子どもの権利、安心と自立を支える一時保護所 | 63 |
| 3 組織とスタッフ | 64 |
| (1) 組織構成の考え方 | 65 |
| (2) スタッフ ～ 職員体制についての考え方 | 65 |
| ① 職員体制の考え方 | 65 |
| ② 本市児童相談所に配置基準上必要な専門職の職員体制（令和3年度時点）と確保に向け ての考え方 | 65 |
| ③ 職員の育成 | 67 |
| (3) 本庁機能との役割分担の考え方 | 67 |
| ① 児童相談所設置市の事務についての役割分担 | 67 |
| ② 基本理念の実現をめざす取り組みを推進するための役割分担 | 68 |
| 4 施設のあり方 | 69 |
| (1) コンセプト | 69 |

| | |
|--|----|
| (2) 機能の構成に基づく諸室イメージ | 69 |
| (3) 配慮や工夫が必要なポイント | 70 |
| (4) 施設規模 | 70 |
| (5) 児童相談所の設置場所についての考え方と設置場所 | 70 |
| 5 市民等への周知 | 71 |
| 6 スケジュール | 71 |
| | |
| 資料編 1 | 72 |
| ○ 別紙 1「平成 31 年度・令和 2 年度要保護児童 606 件、特定妊婦 140 件の状況 | 73 |
| ○ 図表 3「年齢別子どもサポートマップ」 | 81 |
| ○ 表 2「子どもに関する施策一覧」 | 83 |
| | |
| 資料編 2 | |
| 1 「東大阪市新たな児童福祉行英の基本方針・児童相談所設置計画」策定体制と経過 | 89 |
| ① 東大阪市社会福祉審議会における審議 | 89 |
| ② パブリックコメントの実施 | 90 |
| ③ 庁内検討体制 | 90 |
| 2 参考資料 | 90 |
| ① 東大阪市社会福祉審議会条例等 | 90 |
| ② 東大阪市社会福祉審議会委員名簿 | 93 |

第Ⅰ章 はじめに

1 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定の目的と経過

(1) 目的

本市においては、このたび児童相談所の設置をめざすこととし、次項(2)のとおりその方針を決定しました。令和4年3月には市政運営方針においてこのことを表明したところです。

児童相談所を設置することについては、単に一つの機関を市で開設・運営するというにとどまらず、児童相談所設置を通じて、本市の子どもに関わる行政の新たなあり方を構想し、市民のニーズや地域の課題に応じた施策の展開を実現していくことがその目的であり意義であると考えています。

そのため、児童相談所の設置に向けて、将来的には今後の本市の子どもに関わる行政全般の最適化構想をつくることを視野に置きながら、まず第一に、本市児童福祉行政のあり方にかかる基本方針を定め、併せてそれを具体化するための児童相談所設置計画を策定し、これに基づいて児童相談所の設置準備と子どもと家庭に係る相談窓口や事業の再構築に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、児童相談所の設置によって何をめざすのか、めざす本市のまちの姿を実現するために、児童相談所という新たな機能を得て、本市の児童福祉行政をどのように展開していくのかという、新たな児童福祉行政の基本的なあり方、方向性を定めた「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定するものです。

また、この基本方針に基づき、児童福祉行政を具体的に展開していくための核となる本市児童相談所をどのようなものにするのかを「児童相談所設置計画」(以下「設置計画」という。)として定めます。

(2) 児童相談所設置の方針

令和4年2月、以下のとおり児童相談所設置の方針を決定しました。

1 方針

本市において、児童福祉法に基づき児童相談所の設置をめざすこととし、設置に向けて準備を進める。

あわせて、児童相談所を核とし、その機能を最大限活用して子どもに関わる本市行政の新たな構築を進め、さらに、児童虐待の防止をはじめ子どもたちの権利を守り、子どもたちが夢をもって安心して成長できるまちづくりをめざす。

2 趣旨

本市は、児童虐待の防止をはじめ、子育て支援策や教育・保育施設を通じた支援など、子どもと家庭に関わる施策に取り組み、着実にその充実を進めてきた。

一方、本市においては、多数の児童虐待が発生し、増加を続けている状況であり、児童虐待を生んでいる様々な要因を、当事者である子どもや家庭、さらに地域とともに乗り越え、児童虐待のないまちづくりをめざしていかなければならないということは、本市にとって喫緊の課題となっている。

本市は、児童福祉法に基づき、児童相談所を設置することができる中核市であり、市民のニーズに添いながら子どもに関わる施策を展開できる基礎自治体である。

この度、本市は、そのような幅広い機能を持つことができる市として、児童相談所の設置に向けて取り組みを進める。

児童相談所の設置により、子どもと家庭に関する相談支援の体制を抜本的に強化し、これまでの子ども・子育ての施策とあわせ、一般的な子育て相談から、児童虐待に関する軽度から重度の相談まで、児童福祉、子ども・子育てにかかるあらゆる業務を、市民にとって最も身近な市で担うことができることとなる。これを生かして、本市の子どもたちの置かれている状況や課題を包括的に把握し、虐待の予防に資する施策をはじめとした子どもに関わる本市の施策に反映させ、本市の実情に応じた最適な展開につないでいく。

本市における子どもたちのニーズと様々な社会資源をつなぐ、「子どものためのハブ拠点」となる児童相談所を核に、一人一人の子どもを守り、支える仕事と、そこから見える地域の課題に応じた子育て支援策などの子どもに関わる施策の改善、拡充から新たな構築、展開までを一体的に進め、児童虐待のないまちづくり、子どもたちの権利を守り、子どもたちが夢をもって安心して成長できるまちづくりをめざす。

以上のように、本市は、本市の子どもたちの現状から出発し、児童相談所の機能を最大限活用して、子どもに関する施策を本市の事情に応じた最適なものとする取り組みを進め、子ども、家庭、地域の皆さんとともに児童虐待のないまちづくり、子どもたちの権利を尊重し、すべての子どもたちが夢をもって安心して成長できるまちづくりをめざします。

児童相談所設置の時期としては、上記方針決定から概ね5年後をめざすこととしています。

(3) 児童相談所の設置をめざすこととした経過

上記のような方針の決定に至った経過は次のとおりです。

○ 検討の背景 ～児童相談所をめぐる情勢～

全国での児童虐待の増加と重大事案の発生を背景に、国による中核市における児童相談所の設置促進方針が示されており、一時は法による設置義務化の議論が起こっていたこと、本市についても設置を求める意見があったことなどから、本市においても児童相談所の設置についての検討を行う必要が生じ、平成31年度より子どもすこやか部内において検討を行ってきた。

検討については、主に、必要となる職員体制等の児童相談所設置に関する基本的な事項についての情報収集と、児童相談所設置の必要性の2点について行った。

○ 本市にとっての児童相談所の必要性（1）本市における児童虐待の状況と課題

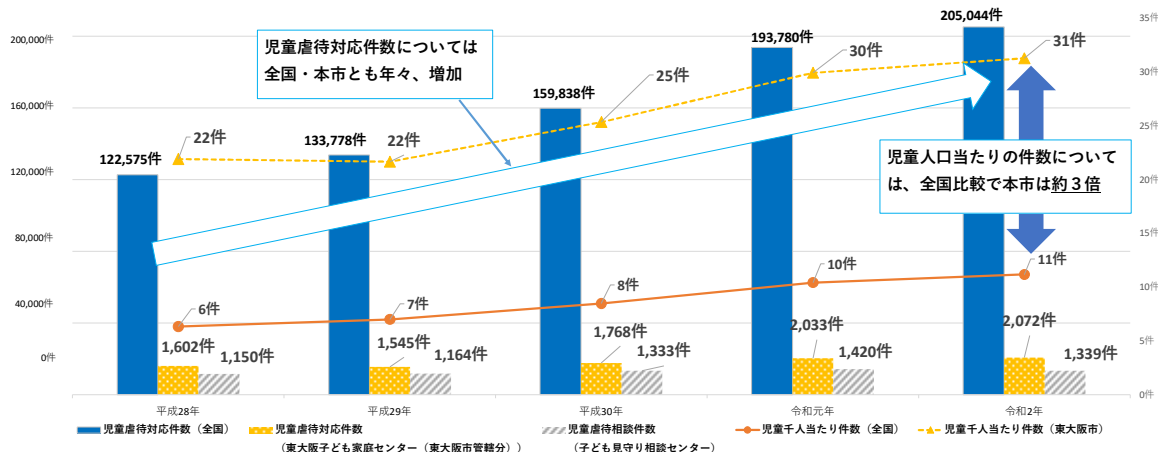
本市においても全国の傾向と同様、児童虐待相談件数は増加し続けており、その児童人口当たりの件数は全国平均より高い水準にある。（図1参照）

この現状を解決し、本市の子どもたちを虐待から守るために、虐待が起こってしまった個々の子どもと家庭をサポートすることはもちろんであるが、それにとどまらず、未然に虐待を防ぐため、虐待の背景にある要因に対応した虐待予防の取り組みに本腰を入れていかなければならないときが来ていると考えている。

このことは、児童相談所設置に関する検討の中で、また、子ども家庭総合支援拠点である子ども見守り相談センターを令和2年度に開設して約2年間、子どもを守り家庭を支える業務に取り組んだ中で、確認し、痛感している課題である。

【図表 1】

● 児童虐待対応件数の推移（全国・東大阪市）



【参照データ】

- ・ 児童人口：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日現在）
- ・ 児童虐待対応件数（全国）：厚生労働省公表データ
- ・ 児童虐待対応件数（東大阪市子ども家庭センター（東大阪市管轄分））：「大阪子ども家庭白書」

○ 本市にとっての児童相談所の必要性（2）児童虐待への対応の現状

児童虐待に対する対応については、現在、虐待の程度が重度以上の場合は大阪府（子ども家庭センター＝児童相談所）が、中度及び軽度の場合は市（子ども見守り相談センター）が担当し、連携して支援にあたっているが、虐待の程度は変化するものであり、そのたびに担当を（府から市へ、市から府へ）変更することになる。お互いに協力して適切な支援が行われるよう努めているが、どうしても支援の連続性には課題が生じ、切れ目ができるとリスクの高まりにつながってしまう。

また、現在児童相談所を設置運営している都道府県（大阪府）は、重度の虐待等の状況におかれた子どもと家庭への個々の相談支援等を担い、子どもの保護を含めた専門的な対応によって子どもを守る役割を担っているが、その状況を踏まえた子育て施策等の虐待予防策を企画・実施することは、本来的に基礎自治体である市の仕事であり、そこに役割の分離が生じている。

○ 本市にとっての児童相談所の必要性（3）児童虐待の解決の方向性として

子どもたちを虐待から守り、子どもが夢をもって安心して成長できるまちとしていくために、現在は市では担当していない重度の虐待に関する相談支援を含めたすべての子どもに関する相談支援を市で担い、そこから見える子どもたちの状況と課題を、虐待の予防に資する子育て支援策等の子どもに関わる施策に反映させる一体的な取り組みが不可欠であり、これは中核市であり基礎自治体である市にしかできない仕事であることから、児童相談所を設置することによって、子どもに関わる本市の施策を抜本的に強化する方向をめざすべきと考えるに至ったものである。

2 子どもの権利について

基本方針においては、その全般にわたって、「子どもの権利」という言葉をキーワードとし、常に「子どもの権利の尊重と実現」という視点をもってあらゆる課題の検討を行っています。

この考え方は、平成 28 年の改正により児童福祉法の理念として明確に定められた「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」に基づくものであると同時に、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の精神を踏まえています。

児童福祉法においては、子どもの権利に関し、「児童の福祉を保障するための原理」として次のように規定されています。

【参考 1】児童福祉法（抜粋）

児童福祉法

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、1989 年（平成元年）に国連で採択され、翌 1990 年（平成 2 年）に国際条約として発効しました。日本は 1994 年（平成 6 年）に同条約を批准し、発効しています。

その内容、主旨について、参考に以下の資料を引用します。

【参考 2-1】「子どもの権利条約」について

（日本ユニセフ協会ホームページより引用）

「子どもの権利条約」は、子ども（18 歳未満のすべての者）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。

さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

また、すべての子どもに保証される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障害のある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

【参考2-2】「子どもの権利条約」4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより引用)

「子どもの権利条約」4つの原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。

生きる権利



住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利



勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利



紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

3 他の計画との関係

基本方針の策定にあたっては、本市のまちづくりの方向性や指針を明らかにした「東大阪市第3次総合計画」（期間：令和3年から令和12年まで）を上位計画とし、本市の児童福祉、子ども・子育てに関する諸計画に定めている基本理念・目標との一体性をはじめ、関連計画との整合性に留意して策定します。

【参考3】※策定時点の最新の情報に更新予定

総合計画、関連計画等とそこに定められた基本理念・目標

[第3次総合計画]

◇重点施策1 若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

◇分野別施策の方針

分野2 子どもたちが健やかに成長でき、また、安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠期も含めた子育て支援を充実させるとともに、幼児期からの教育環境の整備、配慮が必要な子どもへの支援、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進します。

[児童福祉、子ども・子育てに関する計画]

- ◆「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」（第2次東大阪市次世代育成支援行動計画・前期計画）（平成27年3月策定）
※第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に統合
- ◆「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」（第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画）（令和2年3月策定）
- ◆「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」（第2次東大阪市子どもの未来応援プラン）※子どもの未来応援プランにひとり親家庭自立促進計画を包含したもの（令和5年3月策定）

4 SDGsの目標達成に向けての本市の取り組みの一環として

本市においては、SDGsの理念を踏まえて、あらゆる施策に取り組んでいくこととしています。

2に記載したとおり、市のまちづくりの方向性や指針を明らかにした「東大阪市第3次総合計画」においては、本市の将来都市像である「つくる・つながる・ひびきあう-感動創造都市 東大阪-」の実現に向け、SDGsを推進する旨を明記し、その達成に向けて「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」「高齢者が活躍するまちづくり」「人が集まり、活気あふれるまちづくり」の3つの柱に取り組むことにより、持続可能なまちづくりをめざしています。

児童相談所の開設をめざすことを表明した令和4年度市政運営方針においても、SDGsの考え方を踏まえ、児童相談所設置を通じてめざすことを「児童虐待という困難な現実に真摯に向き合い、子どもも親も守る、誰一人取り残さないまちをめざして全力で取り組むとともに、子ども・子育てに関するあらゆる施策を本市の実情に応じた最適なものに再構築し、市民の皆様とともに、すべての子どもが夢をもって安心して成長できるまちづくりを進めてまいります。」と表現しています。

また本市では、令和3年秋、SDGs推進のシンボルとなるオリジナルロゴマーク「HIGASHIOSAKA SDGs GEAR」を作成しましたが、これには、「本市に関わるすべての人が歯車のごとく、互いにかみ合い力を伝え合うことで持続的かつ加速度的にSDGsの目標達成に向け取り組むことで、本市の未来へつなげていきたいという思いを込めております。」（令和4年度市政運営方針より）

さらに同じく令和4年度市政運営方針において、「本市に関わるすべての人が、それぞれの多様な幸せを実感いただける「well-being」なまちづくりに向け、誰一人取り残さない「感動創造都市 東大阪」の実現につなげてまいります」と結んでいます。

新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画の策定にあたっては、このような市の方針をふまえ、SDGsの理念を念頭に、その目標達成への取り組みの一環としてしっかりと位置を占めるものとなるよう留意します。

参考に、SDGsの17の目標を表した図表を掲載します。

【図表2】SDGsの17の目標（国際連合広報センターホームページより引用）



5 基本方針・設置計画における「子ども」「児童」「こども」の定義について

「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」において使用する「子ども」「児童」「こども」の定義については次のとおりとします。

「子ども」ということばについては、原則として、児童福祉法（昭和26年法律第164号）に定める「児童」の定義であり、児童の権利に関する条約に規定されている「児童」「子ども」の定義でもある「18歳未満の者」を指すこととします。「児童」についても同様の意味で使用します。

「こども」の語については、法令上の表記に基づいて使用するほか、こども基本法（令和4年法律第77号）における定義をふまえ、「心身の発達の過程にある者」を指すものとして使用します。

本方針では「子ども」を主要な言葉として使用していますが、以上の取り扱いを基本としながら、制度を活用する場合など法令上の明確な制限がある場合を除き、「こども」の語を使用している場合にも、「こども」の語の指す概念を視野におきながら検討するものとします。

第Ⅱ章 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針

1 新たな児童福祉行政のめざすもの（基本理念）

～ 児童相談所をつくることを通じてめざすこと

児童相談所の設置を通じ、東大阪市の新たな児童福祉行政のめざすもの、めざすまちの姿は次のとおりです。

- 子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち ～ 東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまちをめざす
- みんなで子どもたちを育むまち ～ 子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす
※ ここでの「みんな」という言葉は、親や養育者だけでなく、東大阪市のまちにおいて次世代を育てる様々な立場の人、機関や団体、事業者も含んだあらゆる主体を指します。
- 児童虐待のないまち ～ 当事者である子どもや家庭の事情や気持ちに向き合い、東大阪市の現実に即した虐待予防の施策を展開し、地域とともに児童虐待のないまちをめざす

◇ 新たな児童福祉行政がめざす「自立」について

これから展開していく東大阪市の新たな児童福祉行政においては、子どもたちの未来に向けてめざしていく「自立」の中身を次のように考えています。

- 「自立」とは「一人でやる」「自分の力で生きていくことができる」ことではなく、困ったとき、しんどくなった時、自分でできないときは様々な人や機関に助けを求め、助けを得ることができる、助けを受け入れることができることも含めた「生きる力」をもつこと
- この考え方を踏まえ、東大阪市が取り組んでいく「自立支援」とは、「自立と共生の関係を築く支援」であること

2 新たな児童福祉行政における基本姿勢

子どもの権利を尊重することに徹底的にこだわること

1の基本理念の実現のために、本市の新たな児童福祉行政において持つべき基本姿勢は、「子どもの権利を尊重することに徹底的にこだわること」とします。

そのため、理念として子どもの権利の尊重を意識するだけでなく、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利のなかみを具体的に理解し、一つ一つの課題に対して、子どもの権利を尊重するという視点から求められる取り組みを検討し、実施していきます。

3 基本方針策定にあたっての視点（アプローチ）

～ 基本理念の実現のため、本市の児童虐待の現状と課題から出発する

児童相談所の設置をめざすこととなった出発点が、本市において多数発生している児童虐待の現状にあり、その未然防止（予防）と、より深刻な事態になることの防止に本格的に取り組んでいかなければならないという切実な問題意識にあったことから、基本理念の実現のため、児童虐待の現状と課題から出発し、児童虐待の防止の視点から現在の施策を検証し、今後の方向性を見出していくというアプローチをとりたいと考えています。

このことから、この項では、本市の児童虐待相談の現状と課題を可能な範囲で検討することで、今後求められる取り組みの方向性を見出していきたいと思えます。

（1）本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性

令和2年4月、それまで3か所の福祉事務所で児童虐待に関する対応を含め子どもと家庭の相談を担当していた家庭児童相談室を集約し、本市における子ども家庭総合支援拠点（以下差し支えない限り「支援拠点」と略して記載する。）として子ども見守り相談センターを設置しています。ここでは、前述の趣旨に基づき、子ども見守り相談センターにおいてこの間の児童虐待相談の状況を振り返り、課題や今後の取り組みの方向性を検討し、現時点で大切であると考えたことがらをまとめられています。

本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性について

(子どもすこやか部子ども見守り相談センターまとめ)

大阪府の子ども家庭センターにおける虐待対応件数のうち、本市に係る件数は、令和元年度 2,033 件、令和 2 年度 2,072 件である。これを児童人口 1,000 人あたりに換算すると、令和元年度 29.9 件、令和 2 年度 31.3 件で、府下全体（大阪市・堺市を除く）の平均値である令和元年度 19.4 件、令和 2 年度 20.1 件と比較しても、その相談件数の多さは突出していると言える。

本市において児童虐待相談件数が多いのは、どこにその要因があるのか。市の環境的要因（地域性や住民の属性等）が影響しているのか、市の児童虐待発生予防システムが機能していることで相談件数が増えているのか、虐待の発生を未然に予防する施策が十分に整備されていないことが影響しているのか。

様々な理由が考えられる中、東大阪市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関である子ども見守り相談センターにおいて、平成 31 年度及び令和 2 年度の 2 年間ににおける要対協台帳新規登録ケースの要保護児童 606 件、特定妊婦 140 件にかかるアセスメント票を集計し、本市児童虐待発生の背景・傾向を見ていった（別紙 1：資料編 1 P73～P80 参照）。同時に要保護児童等への対応を現場で行っている、子ども見守り相談センター家庭児童相談員の経験も踏まえて本市の児童虐待ケースの傾向に見られる特徴や課題を洗い出し、課題を解決するための取り組みを検討することとした。その検討の結果が以下のとおりである。

【表 1】

| | 児童虐待ケースに見られる傾向・課題 | 今後必要となる取り組み |
|---|--|---|
| 1 | 養育者に知的障害や精神疾患等があり、その症状や養育知識・技術の不十分さから、サポートがない場合子育てに困難を生じやすい。 | 養育者の障害や疾患の早期発見、その特性にあわせた支援ができるよう、支援者が認識を深めスキルアップを図る。 精神障害・知的障害にかかる地域関係機関及び障害福祉担当課や保健センター保健師・精神保健福祉担当との連携を強化し、サポート体制の充実を図る。 |
| 2 | 養育者自らに、保護者等から虐待を受けた経験があり、虐待をしている自覚が持ちにくいなど、虐待の世代間連鎖を生む傾向がある。 | サポートがあれば子育ては十分可能であり、虐待の世代間連鎖を抑止するために、被虐待歴のある養育者への支援（例えば被虐待体験者のセルフヘルプグループなど）と同時に、現に虐待を受けている子どもが自立していけるよう支援する。 |
| 3 | 養育者の性格傾向として、衝動的・攻撃的及び対人関係の取りにくさ等といった特徴があげられ、養育に支障をきたすことがある。 | 養育者の育ってきた環境を理解した支援や介入を図り、性格傾向によって養育に支障をきたす対象者に向けたプログラム（例えばアンガーマネジメントなど）を活用する。 |
| 4 | 家族構造として、困難な問題を抱えて | 問題の背後で犠牲になっている子ども |

| | | |
|---|---|---|
| | いるという傾向が見られる。(DV 家庭、別居、離婚、ひとり親、内縁、多子、ステップファミリー等) | を見落とさないこと。同時に養育者に対し具体的な生活支援策(経済的な支援や福祉サービスなど)を周知し、また開発する。 |
| 5 | 家庭が経済的問題を抱えていることにより、子どもが安心して過ごせる養育環境が確保しにくい。(借金、生活苦、失業、不安定就労等) | 養育者に対し具体的な生活支援策(経済的な支援や福祉サービスなど)を周知し、また開発する。 |
| 6 | 子どもに、発達障害もしくは発達障害の疑いがあることで、養育者が子育てのしにくさ・扱いにくさを抱えることがある。 | 本市療育支援システムを中心とした発達障害の早期発見・早期療育の体制づくりと親支援の充実。また広く市民に対し、発達障害に関する理解促進を図る。 |
| 7 | 母が若年出産(20歳未満出産)で、大人となる過程の途中に親となる責任・役割を負うことで子育てには手厚い支援が必要となるが、それが不十分である。 | 若年妊産婦を孤立させないための、支援機関による多面的な伴走型支援体制と生活場面での具体的サポート(養育支援事業や子育て世帯訪問支援事業、子育て体験の場など)も活用して寄り添うしくみを作る。また、子ども自らが命や心身の健康の大切さを理解し、生涯を通じて自らの健康を管理する力を育成していくよう、小・中・高校の段階から日常の授業等を通じた教育プログラム(例えば特別学習として助産師を講師とした「命の大切さ」の学習や近隣の乳幼児とのふれあい体験、人形を使っての子育て体験など)を推進し、若年妊婦においてもひとりひとりが主体性をもって出産・子育てに臨めるような意識醸成を図り、虐待の世代間連鎖に至らないよう取り組んでいく。 |
| 8 | 社会的サポートが不十分で孤立しやすい家庭が多い。背景に、他市町村からの移管、転入・転居を繰り返す家庭が多く親族や友人また地域支援機関との関係が継続しにくいこと、また、養育者の成育の過程で、すでに家族や親族との関係が希薄である場合も多く孤立しやすいことがある。 | 孤立し社会的サポートを必要とする家庭の多くは社会資源やサービスとつながることが上手ではない。そのためには、孤立した養育者と伴走し寄り添いながら継続的にかかわり、支援を通じて社会的サポート(例えば里親を活用したショートステイや子育て世帯訪問支援事業、家族の支えに代わるボランティアグループ等)につなぎ、信頼関係を構築していく。 要保護児童等の引継ぎについては、転出先と転入先の市町村間で、タイミングを逃さず迅速・ていねいに行い、DVによる転居事例については、DV担当課との連携を強化する。 |
| 9 | 0歳児や所属する学校園等を持たない | 出産前後からの、不安を抱えた養育者 |

| | |
|---|--|
| <p>在宅児童は、家庭内での状況が見えにくく、子どもを見守る目が足りないことで虐待を予防する抑止力が低くなる。</p> | <p>が相談しやすい相談窓口の強化、及び乳幼児健康診査や未受診者訪問等の要支援の段階からの気づきと支援機関へのつなぎを徹底するシステムづくりを整備する。</p> |
|---|--|

ここに挙げた傾向や背景は、児童虐待につながりやすいリスク要因とも考えられるが、これらリスク要因だけをもって必ず虐待が起こるというわけではなく、一喜一憂しながらも子育てに幸せを感じている家庭もたくさんあるし、またリスクを回避する方法や、助けてくれる支援者が存在するなど、サポートがあれば虐待に至ることなく、十分に子育ては可能と考えられる。その一方で、リスク要因が複数以上重なれば重なるほど、児童虐待が発生する可能性が高くなるということも考えられる。

以上のように、本市において児童虐待が数多く発生しているのはなぜか、その背景や傾向、そこから見える課題について今後必要となる取り組みを見てきたが、ひとつ忘れてはならないのは、本市における児童虐待相談は、特に学校園等子どもの所属する機関や医療機関からの通告が多く、それが虐待の早期発見を可能とする一つの要因となっていることである。これは、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）や児童福祉法の改正等に基づき、本市が早くから進めてきた児童虐待の早期発見のための取り組み（例えば要対協の設置と通告義務の周知、要対協を活用した支援機関の連携とスキルアップ）や地域での見守り体制の構築（虐待発生予防システム構築事業における民生委員・児童委員による見守りやサポート、オレンジリボンキャンペーンなどを通じた市民啓発など）の効果によるものと考えられる。

一方で、増加を続ける児童虐待を早期に発見し重症化予防していくためには、ここで考察された要因や内容を念頭に置いて、要保護児童等の支援に際しては、ていねいなリスクアセスメントで複数のリスク要因が重なっていないか、またその要因ごとに軽減・回避する支援はないか、無いならどんな支援を導入し、どんなふうに寄り添って、子どもと保護者、その家庭を見守ればいいのか、という視点が必要である。

児童虐待のリスク要因に対応し、虐待に至る前に予防していくことこそが、今、本市に求められているところであり、緊急的支援を担う児童相談所機能を併せ持ちながらも、地域での支援機関として、市民にとって最も身近な存在ともなれる子どもと家庭の総合的支援機関をめざしていく。

（２）児童虐待への対応の現状と課題

第Ⅰ章「はじめに」に記載したとおり、児童虐待への対応の現状には課題があると考えています。

【再掲】はじめに（３）児童相談所の設置をめざすこととした経過より

○本市にとっての児童相談所の必要性（２）児童虐待への対応の現状

児童虐待に対する対応については、現在、虐待の程度が重度の場合は大阪府（子ども家庭センター＝児童相談所）が、中度及び軽度の場合は市（子ども見守り相談センター）が担当し、連携して支援にあたっているが、虐待の程度は変化するものであり、そのたびに担当を（府から市へ、市から府へ）変更することになる。お互いに協力して適切な支援が行われるよう努めているが、どうしても支援の連続性には課題が生じ、切れ目ができるリスクの高まりにつながってしまう。

また、現在児童相談所を設置運営している都道府県（大阪府）は、重度の虐待等の状況におかれた子どもと家庭への個々の相談支援等を担い、子どもの保護を含めた専門的な対応によって子どもを守る役割を担っているが、その状況を踏まえた子育て施策等の虐待予防策を企画・実施することは、本来的に基礎自治体である市の仕事であり、そこに役割の分離が生じている。

現状の虐待対応のしくみにおいては大阪府と本市とで連携・協力して取り組んでおり、東大阪市要保護児童対策地域協議会を活用して相互に情報の共有や共同のアセスメント、支援方針の検討などを行い、役割分担して支援にあたっていますが、上記のとおり、虐待の重症度により担当が変更となるしくみからくる支援の連続性に関する課題と、最も深刻な状況にある子どもの保護や支援を担っているところと虐待予防策の企画・実施を担うところが異なるため一体的に取り組まれないということ、この2つの点において、切れ目や分離が生じてしまうという課題があります。

児童虐待への対応に関するこの2つの課題を解消すること、すなわち本市が深刻な状況にある子どもをはじめとしたすべての子どもの相談と支援にあたり、子どもたちの置かれている状況や課題を的確に把握し、把握した課題に基づいていねいに虐待の予防策を企画し、展開すること。それが本市における児童虐待を解決するためにとるべき道なのではないか。こうした考えから、児童相談所を設置できる中核市であることと、身近なところで子どもや家庭に寄り添った支援ができ、地域の様々な関係機関や団体との関係が緊密で連携がとりやすい基礎自治体であることの両方を生かして新たなまちづくりへの取り組みを進めようとするものです。

(3) さらなる検討課題

(1)において、児童虐待が多数発生している本市の現状を変えていくために、虐待が生じた背景に依拠していねいに対応することでその解決や重症化の予防を図り、また未然に虐待を防止する取り組みに本格的に取り組んでいくことが喫緊の課題であるとの問題意識から、どのような支援が必要かを知るための最初の作業として2年間の児童虐待相談の傾向を分析し、これまでの相談支援の経験を踏まえて今後の取り組みの方向性をまとめました。

今後の取り組みをよりの確で確実なものにしていくためには、さらに現状の分析を深めていく必要があります。基本方針の検討の過程では、以下のような検証・研究の課題、視点が指摘されました。

[今後求められる検証・研究の視点や課題]

- 個人の問題ではなく、地域の持っている課題が虐待発生の背景に存在しないかという観点での分析の必要性
 - ・ リスク要因に関連する可能性のある点についての市全体の統計資料（件数とその推移：転入世帯とそのうち特に乳幼児のいる世帯やひとり親世帯、子どもがいる家庭の離婚、ステップファミリー世帯、若年出産数、医療的ケアを必要とする子ども、障害児に関する手帳交付数、特別支援学級等の在籍児童、特別支援学校在籍者、高校中退率、大学進学率、子どものいる生活保護世帯など）
 - ・ 地域ごとの発生状況と考えられる原因（子育て関係の社会資源の分布との相関性など）
- 関連性を検討すべき課題
 - ・ 性別、年齢別の傾向
 - ・ 家族構成や家族の経済状況、貧困との関係

- ・ 児童虐待のリスク要因の重なり具合
- どのような取り組みや支援が発見や解決につながったかという観点での分析の必要性
 - ・ 支援経過からの検証（支援に至る経緯や発見経路、支援の継続年数、支援後の結果など）
 - ・ 支援経過の検証により、重症化の防止や虐待の解決の要因（対象家庭の持つ力、強みの評価や解決につながった支援）を評価

これらの点についての検討・研究については、今後の課題としたいと考えています。また、児童相談所設置ののちは、本市として初めてその支援にあたることになる重度の児童虐待の状況に置かれた子どもや、施設への入所が必要な子どもの事情を直接知ることとなるため、その事情や、支援の中で明らかになる課題を含めて、その後の取り組みに反映させていく必要があります。

こうした現状の分析、支援の検証を継続的に行い、支援策へと反映させ、実施し、またその効果を検証するサイクルは、子どもたちの権利をあらゆる場面で実質的に尊重する、児童虐待のないまちづくりを進めるために不可欠なものです。今後このサイクルを確実に動かし続けることをめざすとともに、その実行のための現実的なしくみを作っておくこともあわせて考えていきます。

4 本市の児童福祉行政等の現状と課題（評価すべきことと変えるべきこと）

本市の新たな児童福祉行政の基本方針を定めるにあたり、現状を確認し、課題となっていることを把握する必要があります。

「第Ⅰ章 はじめに」においても触れたように、これまで本市は、児童虐待の防止をはじめ、子育て支援策や教育・保育施設を通じた支援など、子どもと家庭に関わる施策に取り組み、着実にその充実を進めてきています。ここでは、その現在の到達点と課題、言い換えれば「評価すべきことと変えるべきこと」を明らかにすることで、今後の取り組みの方向性を見出していきたいと考えています。

(1) 本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[1]

この項では、子どもと家庭に関する施策を子どもの年齢に添ってみることでできるマップ「年齢別子どもサポートマップ」の作成を行い、年齢やニーズに応じた支援がきちんと存在しているか、支援のない隙間や、年齢の変化によって支援の場所が変わるなどの場合に、切れ目が生じていないかなどを見える化する試みを行いました。

作成したマップは図表3のとおりです。

【図表3】参照（別添：資料編1 P81～P82 参照）

(2) 本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[2]

「年齢別子どもサポートマップ」作成のもととなった、本市の児童福祉行政、子どもに関する施策を一覧表にしたものを、①にまとめています。

一覧表に記載している施策についての現状と課題のすべてを詳細に記載することはできませんが、児童虐待への取り組みについては「3 基本方針策定にあたっての視点（アプローチ）～ 基本理念の実現のため、本市の児童虐待の現状と課題から出発する」にまとめましたので、これを参照いただき、そのほかの特に重要と考える課題をピックアップして②にまとめました。

① 施策ごとの現状と課題（子どもに関する施策一覧）

【表2】参照（別添：資料編1 P83～P88 参照）

② 特に重要な課題についての現状と課題

子どもに関するすべての施策、課題について詳細に現状を評価することはできませんでしたが、特に大切ないくつかのテーマについてピックアップして取り組みの状況と課題を記載します。

ア 障害児とその保護者の支援

i) 療育教室事業

本市においては、長年の乳幼児処遇のながれで、療育システムを整備してきた歴史がある。その中で子どもの発達過程の早い段階からの療育支援に対する保護者のニーズがあったが、1歳半健康診査前後に療育支援に特化した教室事業等が無かった。

令和2年度・令和3年度の2か年をかけて、療育システムを整備しなおし、より早期の療育支援や、保護者支援を充実させるような教室を開催することを目的に、子どもすこやか部と健康部で検討を重ね、令和4年度より新たな教室事業をスタートさせた。

令和3年度までは、児童福祉法に基づく児童発達支援として、通所支援事業を行っていた。児童発達支援事業であるためサービスを利用するためには支給決定が必要であり、そのための障害者手帳の取得や医師の診断などの手続きが診断確定の難しい年齢の小さい児童には困難な状況があった。また、サービスを利用することについての保護者の理解も必要であり、新たな教室事業（「たんぼぼ教室」「こばと教室」）として行うことにより療育支援への参加のハードルが下がるという効果も考えられる。

【従来】

1歳6か月児健康診査等で発達に課題がある児童に対しては、2歳ころから参加できる「すこやか教室」に案内していた。すこやか教室は発達に関して支援が必要と認められる児童と保護者に対して支援するための教室であり、より発達に課題のある児童については、児童福祉法に基づく児童発達支援である「こばと園・ゆりのき園事業」に勧奨してきた。こばと園・ゆりのき園事業については、支給決定の関係もあって2歳6か月ころからの参加となり、より早い段階からの療育支援に対するニーズに対応できない状況であった。

【現状】

1歳6か月児健康診査等で発達支援等を必要とする幼児や子育て困難さを抱いている保護者に対して、「らっこ教室」に参加勧奨をする。らっこ教室は、ことば・落ち着き・人見知り等の心配や、子どもとの接し方や遊び方がわからないなどの悩みのある児童と保護者のための教室で、その中でもより発達に課題がある児童に対して、「たんぼぼ教室」へ勧奨する。

「たんぼぼ教室」は、概ね2歳ころから参加可能となり、週1回3か月間親子で教室参加を行う。また、「こばと教室」については、概ね2歳7か月からで、週1回6か月間親子で教室参加を行う。

また、教室参加後の進路については担当者が集まって検討を行い、児童発達支援センター「はばたき園」や保育所、幼稚園、認定こども園などの進路相談にのっている。

令和3年度までは2歳からしか関われなかったが、1歳6か月児健康診査後すぐに参加できる教室ができたことによって、療育支援及び保護者支援がより早期に実施できるようになった。

【表3】療育教室の対象者について

| 教室名 (実施主体) | 対象年齢 | 参加人数 (組) | 備 考 | 会 場 |
|--------------------------|--|-------------|--|--|
| らっこ教室 (健康部) | 1歳5か月～ 1歳10か月 | 1グループ 8組 | ・保健師活動や1歳6か月 児健康診査後のフォロー ・随時参加可能、1歳11 か月の月で終了 | 各保健センター |
| たんぽぽ教室 (子どもすこ やか部) | 2歳～2歳6 か月 ※1歳6か月 児健康診査後 からの参加可 | 1グループ 5組 | ・らっこ教室終了者 ・個別フォローの結果教室 参加の必要な児童 | 東：あさひっこ 中：希来里ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ 西：西福祉事務所ﾌﾟ ﾚｲﾙｰﾑ |
| こばと教室 (子どもすこ やか部) | 2歳7か月～ (2歳6か月 からの受け入 れも可) | 1グループ 5組 | ・たんぽぽ教室終了者 ・個別フォローの結果教室 参加の必要な児童 | 東：あさひっこ 中：希来里ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ 西：西福祉事務所ﾌﾟ ﾚｲﾙｰﾑ |

【表4】療育教室スケジュール

| 教室 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------|------------------|---|---|------------------|---|---|------------------|----|----|------------------|---|---|
| らっこ | Ⅰクール (随時参加可能) | | | Ⅱクール (随時参加可能) | | | Ⅲクール (随時参加可能) | | | Ⅳクール (随時参加可能) | | |
| たんぽぽ | Ⅰ期 | | | Ⅱ期 | | | Ⅲ期 | | | Ⅳ期 | | |
| こばと | 前 期 | | | | | | 後 期 | | | | | |

【課題】

令和4年度から開催しており、開催回数や定員などが適正か、また、参加年齢についても適正かなどの検証が必要になる。

今後、健康部と振り返りを行う中で、課題の整理を行っていく。

ii) 障害児・障害者への切れ目のない支援体制 ～ 利用するサービスや年齢による障害児・者支援の実施機関の変更に伴う課題

現在は障害児・者への支援制度上、障害児を対象とした支援において、通所等のサービスについては市が実施機関であり、利用のための相談対応や給付の決定を行っているが、入所施設の利用については児童相談所（大阪府子ども家庭センター・大阪府）が担当しており、一人の障害児にとってより適した支援を得るための相談窓口も二つに分かれている状況である。

また、障害児が18歳に到達し、「障害児」から「障害者」へ移行することに伴う支援においては、大阪府が実施主体である障害児入所施設による支援を利用していた場合も、18歳到達により当該施設を退所することになり、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律)に基づく障害者対象のサービス(障害者支援施設入所やグループホームへの入居、通所支援などの障害福祉サービス等)を利用する場合には、実施主体は市町村に変更となる。

利用する制度が変わる18歳到達の時期に、対象児童に対する利用サービスをどのように計画しどう支援していくかは、その後の対象児童の生活の質に大きく影響を及ぼすことになる重要な場面であり、対象児童の意向を把握していねいに支援を行う必要があるが、現在は異なる実施機関間で調整しなければならない。

児童相談所が設置されることで実施機関が同じになることによる障害児への一体的支援が可能になり、また障害児支援制度から障害者支援制度へのスムーズな移行支援が期待される。その利点を生かすためにも、障害児支援から障害者支援へのいねいな支援ができる切れ目のない支援体制の構築に努めていかなければならない。

iii) 障害児に関する相談支援体制

現在の本市における障害児の相談支援体制については、障害の発見や障害がある可能性を考えるに至った経緯などで相談先が異なり、それぞれの機関が連携して情報共有やスムーズな支援ができていない場合もあれば、できていないこともあり、市民にとっては非常にわかりにくい状況になっている。障害児者支援の中核機関である東大阪市立障害児者支援センター(レピラ)の障害児の相談支援体制における位置づけをより明確にすること、保健センターや子ども見守り相談センターの役割、また民間事業者による障害児相談支援事業所の役割も含め、障害児とその保護者にとってわかりやすい、より安心して利用できる相談支援体制のあり方を整理する必要がある。

イ 医療的ケアの必要な子どもとその保護者の支援 ～ 医療的ケア児等コーディネーターの設置

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な子ども(以下「医療的ケア児」という。)等の支援を総合調整する役割があり、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図る。また、医療的ケア児を対象としていることから、子ども本人の健康に配慮しながら、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。また、医療的ケア児を中心としたチームづくりに重点を置き、医療的ケア児が生まれた時から寄り添う伴走支援者として、医療的ケア児や関係機関とともに考え伴走できるようなコーディネーターを配置した相談窓口が必要である。

【表5】《医療的ケア児等コーディネーターのイメージ》

| ライフステージ | 役割 | 関係機関例（想定） |
|----------|---|--|
| 出生 | 退院後の医療、福祉などの必要なサービスを担う機関のチーム編成 出生後最初のチーム編成 | 医療機関、福祉関係、保健センターなど |
| 保育施設への入所 | 保育施設等入所前の相談や受け入れに向けての調整。 | 関わっている医療機関や福祉施設、保育施設、入所手続き担当課 など |
| 学校への入学 | 地域の学校への受け入れについての調整 | 関わっている医療機関や福祉施設、通園している保育施設、教育委員会、学校 など |
| 小学校・中学校 | 特別支援コーディネーターと医療的ケア児等コーディネーターの連携 | 学校、医療機関 など |
| その後 | チーム支援という形ではなく、個別の相談に応じる | |

コーディネーターの役割として、医療的ケア児を中心としてライフスタイルに応じたチーム編成を行い、チームとなった関係機関が集まって本人のニーズにあったサービスや支援を検討していく。また、関係機関が情報共有を行うことにより、支援者を孤立させないなどの役割を持つ。

今後、コーディネーターの配置に向けて、配置場所やコーディネーター業務について具体的に検討していく必要がある。

ウ 児童虐待の未然防止につながる子育て支援施策等の状況と課題

子育て支援に関する施策等の現状について、次のような視点で評価を試みた。それをまとめたものが図表4である。

【評価の視点】

- * 児童虐待の予防の観点からの子育て支援策の評価（児童虐待の予防にどうつながっているかいないか）
- * 児童虐待の早期発見の観点からの子育て支援策の評価（早期発見にどうつながっているかいないか）
- * 子育て支援策と子ども見守り相談センターとの連携状況の評価（早期支援～重症化の予防につながっているかいないか）
- * 妊娠期から乳児期の支援について（どんなことができているか。どういう家庭にとって支援が足りないか、どんな支援が要りそうか）

【図表4】

○児童虐待の未然防止につながる子育て支援施策等の課題と対応の方向性

図表4

年齢別サポートマップ【図表3】及び各施策の現状と課題【表2】から見えてきた各施策に係る主な課題は以下のとおり。

| | 明らかになった課題 | 対応の方向性として考えられること |
|---------------------|---|---|
| 特定妊婦への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待死のリスクは0歳児、特に0日児など出産間もない乳児ほど高い。関係所管課間で連携し対応しているが、特定妊婦が相談しやすい体制の構築が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から出産後まで市の機関だけでなく、医療機関など、妊産婦がいつでも相談できるような寄り添った個別支援施策の検討 |
| 出産前後のギャップの解消 | <ul style="list-style-type: none"> 出産前の妊婦への養育知識等のインプットや事前準備への支援の不足 出産後に育児と並行して養育の知識を早急に吸収しなければならない世帯への支援が遅れてしまったり、届かないことがある | <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て支援センターへの来館を促進できるような工夫を行い、出産後の親子と触れ合う機会や保育士等への相談機会の増加を図る |
| 未就園児の家庭等の養育状況の把握の困難 | <ul style="list-style-type: none"> 未就園児の家庭は保健センターで健診受診時などにフォローしているが、接する機会が少なく状況の把握が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有の強化 アウトリーチ型支援の検討 相談しやすい環境の整備 |
| 組織間の相互理解や意思疎通の不足 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発育、発達の支援等について、乳児期、幼児期、就学期などで主に支援する組織が異なり、一貫した支援が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 各組織の担当業務の積極的な相互理解に取り組む 組織機構のあり方の検討 |
| 関係機関間の情報連携不足 | <ul style="list-style-type: none"> 他機関への個人情報の連携が難しい。例えば、子どもすこやか部で把握している情報を学校等への連絡ができていないなど | <ul style="list-style-type: none"> 健診や支援歴等の個人情報のデータベース化等、子どもの利益を目的に個人情報を共有することができる方法および仕組みの検討 |
| 就学後の子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> 就学前は子育て支援センターや一時預かりなどの子育て支援があるが、就学以降は一時預かりなどの子育て支援サービスがほとんどなくなる | <ul style="list-style-type: none"> 学童期以降の子育て家庭への支援について、学校だけでなく支援サービスが必要か、需要等を調査し必要なサービスの検討 |

エ ヤングケアラー支援の現状と課題

全国的にヤングケアラー支援の施策が進められている中で、本市でも令和3年10月に、庁内の関係部局により構成する東大阪市「ヤングケアラー」支援連絡会議を設置し、令和4年度は実態調査、関係機関向けの研修会など、具体的な事業を進めている。また、ヤングケアラーへ支援策のひとつとして新たに「子育て世帯訪問支援モデル事業」を実施することをめざし、検討や準備を進めている。

本市では、支援を進めるにあたっての考え方として、上記支援連絡会議においてヤングケアラーを「本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っていることにより、子ども自身の権利が守られていない子ども」と定義している。

支援に携わる者はこの定義のとおり「子どもの権利の侵害」という視点をしっかりとっておく必要があるが、子どもたち自身にヤングケアラーについて知ってもらうときには「本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に担っている子ども」という表現とするなど、子ども自身に気づいてもらうことを重視し、広い意味でとらえてもらえるよう配慮した伝え方をしていく。

【実施（予定）事業】

- ヤングケアラー実態調査事業：令和4年9月上旬実施
調査対象：市内の福祉・介護・医療・教育等の関係機関
- ヤングケアラー関係機関職員研修事業：令和4年10月～12月
対象者：市内の関係機関、支援団体並びにヤングケアラーの支援に関連する福祉、介護、医療、教育等に関連する職務に従事する者等。
- 子育て世帯訪問支援モデル事業
対象者：原則18歳未満のヤングケアラーとその家庭に対し、訪問支援員を派遣し、家事援助等を実施することで、子どもの生活への負担軽減を図る。

【問題点及び課題】

ヤングケアラーの相談については子ども見守り相談センターが相談窓口となり、様々な支援機関との連携のもと、「ヤングケアラーケース会議」を設置し、支援方針や役割分担、必要なサービスへの繋ぎや進行管理等を会議の中で行っていく流れを構築した。

ヤングケアラーの状況や家庭の状態は様々であるが、支援の基本として重要なことは、「子どもと家族の気持ちに寄り添って、想いを聴く」ことである。また、何が“子どもにとっての不利益”なのか、言い換えれば、具体的にどの点で子どもの権利が守られていないのかについて、慎重に評価を行わなければならない。

「ヤングケアラー」という言葉を子ども自身がどう感じるか、家族がどう捉えるかは、その子どもや家族を取り巻く状況の中で変わるものであり、子どもや家族の気持ちに添わない支援者の思いでの働きかけをしたり、伝え方を間違えたりしてしまうと、支援に繋がることが難しくなり、増々孤立を深めてしまうことになりかねない。ヤングケアラーとその家庭への支援は、子どもを中心に、関係機関との信頼関係を深めながら、ともに考えつづけることなど、慎重に行う必要がある。

家族へのケアをしている子どもは、それを当たり前のこととして受け入れ、負担を感じながら誰にも相談できずにいることも多い。支援をとおしてめざすことは、子どももその家族も安心して相談できる人や場所に出会えることであり、できるだけ多くの人や機関と繋がって、支えを得ながら生活し、将来に向かっていくことができるようになることである。それが可能になる環境づくりを進めていかなければならない。今後、ヤングケアラーとその家族の抱える悩みや負担感・困難感に寄り添った支援を行い、子どもの権利を守ることでできる施策の検討が必要である。

オ 子どもの貧困への支援とひとり親家庭への支援について

いわゆる貧困の連鎖といわれるように、子どもたちが、生まれ育った家庭の事情などにより進学をあきらめたり、学習の継続が困難になるなど、十分な教育の機会を得られなかったことにより、希望どおりの就職ができず、大人になってからも少ない所得で生計を立てざるを得なくなる場合がある。

国では、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの考えのもと、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、現在から将来にわたってすべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築をめざして、子どもの貧困対策を推進することとしている。

本市においては、平成30年3月に子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するための計画である、「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、教育、保育、経済、保健、医療など様々な分野が連携しながら一体的に対策に取り組んでいるところである。

また、ひとり親家庭においては貧困世帯の割合が多くなっている。令和元年の国民生活基礎調査の貧困率を見ると、「大人が一人」の世帯員では貧困率が48.1%となっており、「大人が二人以上」の貧困率10.7%と比べると大幅に上回っている状況である。ひとり親家庭では収入、住居、健康など様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念される。このようなひとり親家庭の課題解決のため、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進するため、「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し取り組みを進めている。

この両計画については、ともに令和5年3月に計画期間が終了することとなっているが、今後も子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援については、継続して取り組む必要があることから、令和5年4月を始期とする新たな計画を策定する予定をしている。次期計画においては、子どもの貧困対策とひとり親家庭の支援については施策の方向性が共通する部分が多いことを踏まえ、両計画を統合し一体的に支援策の検討などを進めることとしている。

すべての子どもたちの権利を尊重し、実現するまちをめざして、児童虐待の予防をはじめとした子どもの支援や子育て支援を進めていくにあたり、子どもの貧困に視点をあつたアプローチやひとり親家庭が直面している課題への取り組みは欠かせないものであり、困難な状況にある子どもやひとり親家庭の支援に関する施策の更なる充実を進めていく。

【その他の課題】

その他、今後の児童福祉行政と子どもに関する施策を考えていくうえで、本市関係部局などととも検討し、取り組みの方向性や連携の可能性を見出していかなければならない課題を以下にあげます。

- 成長の段階に応じた子どもの成長（自立と共生の関係づくり）を支える連続性のある取り組み
- 外国にルーツのある子どもの支援
- 不登校の子どもの支援
- いじめにあっている子どもの支援
- DVのある家庭の子どもの支援
- ひきこもりの子どもや若者の支援

（3）本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[3] ～ まとめ・・・ 評価できるところと変えるべきところ

これまで見てきた本市の児童福祉行政と子どもに関する施策の現状を踏まえ、以下の3つの点にわけて課題をまとめます。

① 児童相談体制（子どもと家庭に関する相談支援）の現状と課題

本市の児童相談体制を児童相談所設置によってどう再構築していくのかということは、この基本方針の要となるテーマであるため、まず、現在の本市の児童相談体制の状況と課題をみていくこととします。

特に児童虐待への支援に焦点を当てた相談支援機能の核となっているのは、本

市においては子ども見守り相談センターです。

また、児童虐待の早期発見と虐待に至らないように未然に支援する機能として重要なのが子育て世代包括支援センター（はぐくむ）であり、そこには児童福祉（子育て支援）に関する利用者支援を行う子育てサポーターと母子保健を担当する保健センターの保健師とが協働し、かかわっています。

この両機関は常に連携を図り、子どもと家庭の状況に応じて役割分担と協力をしながら、支援にあたっています。

児童福祉分野以外ではさらに、教育委員会の教育センターにおける支援、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる支援も行われているほか、子どもだけを対象とした相談機関ではありませんが、関連の深いものとして配偶者暴力相談支援の担当、生活保護担当、生活困窮支援、ひきこもり支援の窓口、また保健センターにおける精神保健福祉相談などが存在しており、場合によっては子どもの支援に関わっていたりその可能性がある相談機関になります。

さらに、子どもと家庭の相談支援にあたって欠かせない機関として大阪府子ども家庭センターがあります。

各機関について、子どもと家庭への相談支援という観点から見た現状と課題を以下に記載します。

ア 子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）の現状評価と今後の課題

[1] 子ども見守り相談センターの子ども家庭総合支援拠点としての役割

子ども見守り相談センターは、子ども家庭総合支援拠点として、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」に基づき業務を行っている。同設置運営要綱の「1. 趣旨・目的」には市区町村の役割と支援拠点設置の必要性が示されている（抜粋して記載）。

- (1) 市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるため、平成28年児童福祉法等改正法には市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- (2) 市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努める。
- (3) 支援拠点は、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任をもって必要な支援を行う。

[2] 市の児童家庭相談体制における強み、良さを最大限に生かした体制づくり

都道府県や大都市等は先に児童相談所が設置されており、地域の児童虐待対応をはじめとした子どもとその家庭への児童家庭相談体制は児童相談所を中心に構築されてきている。

一方で、それ以外の市町村は、児童相談所の助言と援助のもと児童虐待対策に取り組んできており、平成28年の児童福祉法改正において支援拠点の整備に努めることが規定されたことに伴い、各市町村において、児童虐待への対応と支援体制を整備してきた経過がある。

以上のような経過から、児童相談所設置をめざす中核市では、児童家庭相談体制における市の役割が、支援拠点を中心にある程度構築されており、身近な相談窓口としての市民に寄り添った支援や、市の各部署はもちろんのこと、学校や就学前教育保育施設、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会や自治会等の地域の関係機関との連携がしやすいとい

う中核市ならではの強みと良さを持っていると言える。

【表6】

| | |
|---|---|
| | 市の強み・良さ |
| 1 | 要保護児童対策調整機関である。 |
| 2 | 地域に密着し、地道にいていねいに寄り添う在宅支援を中心に行っている。 |
| 3 | 同じエリアでの地域関係機関と密接な連携、顔の見える関係づくりで地域ネットワークが構築しやすい。 |
| 4 | 地域の様々な社会資源やサービス等が身近に存在し必要な時に利用できる。 |

[3]子ども見守り相談センターの現状評価から見えてくる課題

子ども見守り相談センターが設置されて約3年が経過するが、この間、児童家庭相談を担う支援拠点の専門職相談員の人数や経験値・スキルの問題等もありながら、相談支援体制を少しずつ整備し、子どもやその保護者に寄り添って、児童虐待の早期発見・早期対応をめざし業務を進めてきている。

今後本市が中核市として児童相談所を設置した時、現状において子ども見守り相談センターが担っている支援拠点の役割と機能のどこに重点を置き、市の機能としてさらに強めていくのかは、児童相談所の役割と機能を明確にしていく上で非常に重要なことである。

そこで、設置運営要綱にも示されている支援拠点の役割に照らし、現状子ども見守り相談センターでは何ができていて何が出来ていないか、またできていない部分に対し今後市が市の強みを生かしながら注力していく点を以下にまとめる。

(1) 要保護児童対策調整機関として要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化を図る必要がある。

要対協実務者会議は、対象ケースの定期的な状況把握、リスクアセスメントの実施、援助方針の共有や見直し等が行われるものであり、要保護児童等ケースの進行管理と虐待支援への重症化予防の根幹となるところで、時間をかけたていねいな協議を必要とする。しかし、現状では、件数が多いため関係機関の活発な意見交換が行われず、単なる報告会になりがちである。

例えば、実務者会議を3地域（東・中・西）単位ではなく中学校区単位の開催に変更する、ケースに関与する参加関係機関を増やす、など工夫することで、より協議に深みのある活発化した実務者会議となる。

(2) 通告等に対する所属機関や関係機関からの情報を迅速に把握し、「ケース受理から調査・アセスメント・援助方針の決定まで」の迅速性を確保する必要がある。

市域という近い圏域に関係機関が存在することで、日ごろからの関係性やネットワークを活用し、また今後さらに工夫することで、調査先関係機関等との迅速かつ正確なやり取りが実現可能となる。

(3) 市民にとって、一番身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、在宅支援や地域定着支援の強化を図る。

支援に重点を置いて動きを活発化するのが市であり、早期からのケアやアプローチを行っていくような関わりが必要となる。

支援拠点では、一見緊急性がないように見えるネグレクトのようなケースへの支援を行うことが多くなるが、時間をかけて対象家庭と関係を作り、ていねいに地道に寄り添う在宅支援をするには、支援拠点の人員体制

の問題、また心理職の活用などを今後検討していく必要がある。

- (4) 地域の様々な社会資源やサービス等に精通し必要な時に利用ができること、及びその資源との関係づくりと、必要に応じての社会資源の創出を図る。

現状は、地域の様々な社会資源やサービスに精通できるような整理ができていないため、適時に必要なサービスにつなげられない時もある。市としての資源の把握と整理が必要である。

- (5) 地域関係機関との密接な連携、アクセスの良さを活用し、顔の見える関係づくりに力を入れ、ネットワーク構築を推進する。

日頃からの関係機関との連携のための活動、機関訪問等（庁内・庁外への理解）により、地域に密着した市の社会資源・サービスが利用しやすい環境づくりが必要である。

- (6) 庁内関係部局との連携と理解促進、また市内の関係機関、地域住民等への、児童虐待や子育て支援に関する意識の醸成、周知啓発の推進を図る。

福祉、保健・医療、教育等の関係機関との円滑な連携ができていないと、支援が手詰まりになることもある（例えば、警察からの面前 DV にかかる文書通告の対応について DV 担当課と共同対応することで心理的虐待の発生予防の新たな視点、方向が見えてくる可能性など）。

また地域住民等への虐待予防に向けた周知啓発は、市の大事な役割である。

- (7) 虐待予防に資する取り組みや活動の工夫と強化

児童虐待やその重症化を予防するためには、根源的な支援やアプローチで虐待リスクの高まりを予防していくことが必要であり、それは子どもと家庭にとって最も身近な市の役割と言える。

(例)

- ・ 子どもたちへの直接的支援（虐待についての認識を子どもたち自身に持ってもらおう）
- ・ 被虐待歴のある保護者に対するグループ支援
- ・ 乳幼児期からの子育て支援プログラム（市内各子育て支援センターに、スタッフが訪問して一体となって実施）
- ・ 発生を予防する取り組み（母子保健で行っている妊婦に対するの関わり、赤ちゃん訪問、1歳半健康診査や3歳半健康診査などの機会を活用。）そのために、心理職の配置とその見立ては重要。

イ 本市におけるそのほかの子どもと家庭に関する相談支援機能ごとの課題

本市においては、児童福祉分野以外にも子どもにかかわる以下のような相談支援機能（相談窓口や機関）がある。それぞれの課題について簡単に記載するが、子どもと家庭をその課題に応じてサポートしていく体制を強化するため、各機能の担当部署と今後さらに相互理解を深め、課題の共有や解決に向けた方向性の検討について共同の取り組みを進めていく必要がある。

○子育て世代包括支援センター（保健センター・子どもすこやか部）

本市では、子育て世代包括支援センター（愛称『はぐくむ』）を設置し、妊娠から子育て期までの支援を行っている。3か所の保健センターごとにセンターの保健師と、子育て中の親子等を対象として利用者支援を行う子育てサポーター（子どもすこやか部所属）とが協力して『はぐくむ』の活動を担っている。

妊娠届の提出の際の保健師による面接から始まって、妊娠後期の電話に

よる働きかけ、必要に応じて助産師相談や産後ケア事業などを実施している。また、保健センターで実施している妊婦や乳幼児とその親を対象としたみんなでマタニティ教室、乳児全戸訪問、2か月親子講習会、ティーンズママの会、ふたごの教室、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、マザーグループなど様々な事業と連携しながら子どもと親の状況に応じたサポートを行っている。

子育てサポーターは、上記の乳幼児健康診査の際に健康診査の場所に向いて保護者が気軽に相談できるよう活動したり、3か所の福祉事務所と本庁の計4か所で相談に応じるほか様々な子育ての交流場所（子育て支援センター、つどいの広場など）でも親子のそばにいて、保護者の感じている困りごとやわからないことを把握し、情報提供や関係機関へつなぐなどのコーディネートを行っている。

広く子どもとその親が妊娠・出産・子育て期を不安なく過ごしていけるようなサポートとともに、子育てに困難感を感じている保護者に気づき、相談に応じて必要な支援につなぐことが求められている。特に支援の必要な特定妊婦を把握した場合や、健康診査や支援のなかで虐待を疑う場合は、子ども見守り相談センターとの密な連携が必要であるが、互いの役割の理解と、どのように効果的な支援を行っていくかがまだまだ定まっておらず、今後の課題となっている。

また、子育て世代包括支援センターの活動のなかで支援が必要な親子に気が付いた場合、子育てサポーターが直接子ども見守り相談センターに相談していいのかといったことや、サポーターがこれまでかかわってきた親子であっても、要保護児童として支援されることになると、個人情報保護の観点からその後の状況や要対協での支援方針を知ることができなくなるという問題も生じていた。この点については子育てサポーターの所属組織が要対協の構成員になることで解決しつつあるが、子育て世代包括支援センターと子育てサポーター及び子ども見守り相談センター等の連携のあり方については、今後、今まで以上に子育て中の親子にとって良い支えとなるよう、後述する「こども家庭センター」についての検討を進める中で、円滑で緊密なものにしていく具体的な方策を講じる必要がある。

○母子父子自立支援員による相談支援

ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援等を行い、世帯が自立し安定した生活が送れるよう支援することを目的とし、専門窓口として本庁及び各福祉事務所に母子父子自立支援員（計4名）を配置している。

ひとり親家庭からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援等を行っているが、ひとり親家庭の相談は多岐に渡っており、親だけでなく子どもを含めた広い視点、また児童虐待の予防の観点をもって、相談・支援を行う必要がある。

今後、母子父子自立支援員のスキルアップを図るため研修等により専門性を研鑽していく。また離婚前から相談できる相談会等を周知するなど早期の対応を行っていく。

○福祉事務所における相談支援

3か所の福祉事務所において、助産制度の利用と母子生活支援施設への入所に関する相談を担当している。

助産施設の利用は経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方

が安心して出産できることを目的としており、出産費用の負担が困難な妊産婦に対して指定の助産施設で出産する際の費用の一部を助成するものである。最近、助産措置件数は減少傾向にある。

また、困難を抱える子育て世帯に対して、安定した生活基盤や良好な親子関係を築けるよう支援していくことを目的として、母子世帯又はそれに準じる世帯で、DV等の理由により現在の住居に居られなくなった場合や、子育てに関する指導・援助等が必要な母子等に対して母子生活支援施設に入所措置を行っている。

近年は、母子生活支援施設における施設内のルール（門限や携帯電話の使用制限など）などの影響もあり、入所者が少ない状況である。最近の入所者の傾向としては、DV被害者が多くなっているが、児童相談所の一時保護施設などからの退所先としての母子生活支援施設の活用など、施設入所のあり方について検討が必要である。

○教育センター（相談支援）

教育センターでの来所相談、学校園への派遣相談、「いじめ・悩み110番」「子どもの悩み相談」の2回線による電話相談において、子どもの発達や教育等に関する相談を実施している。

来所相談については、保護者が主体的に相談をできる場を提供しているが、相談の希望来所時間帯が集中することもあり、最適な相談頻度を確保し難い状況や、新規予約が混み合うことで待ち期間が発生する状況もある。

派遣相談については、学校園の相談機能を充実させる目的で実施しており、保護者からの子どもについての悩みや困り事についての相談や、学校園のニーズに基づいた相談を受けている。年間の日程を予め設定しているため、緊急的な要望については別枠で依頼を受けることで対応している。

電話相談については保護者からのみでなく、子ども自身からの相談にも応じている。子どもへの相談窓口の周知の必要性から、児童生徒に貸与されているタブレット端末に相談窓口のアイコンを設置したところである。

また、教育支援センター（適応指導教室）では、学習活動や体験活動等を通じて不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援している。不登校児童生徒が増え続けるなか、現在の教育支援センター（適応指導教室）のみでは対応しきれないため、子どもの居場所づくりとして学校内外における不登校支援体制の充実を図る必要がある。

○スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、問題行動、虐待等には子どもを取り巻く環境が影響を与えていることから、その環境改善を図るため、教育の視点を持った福祉の専門家を学校の一員として配置し、その支援にあたることを目的としており、令和4年度現在、15中学校区に拠点校配置している。

校内ケース会議や関係機関との連携会議、教職員への研修、子ども・保護者、教職員との面談支援等に当たっている。

全25中学校区への早期の配置を目標にしているが、専門性の高い人材の確保が課題となっており、そのため、待遇面での改善や研修の質の確保、自己研鑽を進めるための措置を検討している。

○スクールカウンセラー

心理の専門家を配置し、子どもや保護者、教職員の相談にあたることを

目的に、府教育庁の事業として25中学校区に配置している。令和3年度からは小学校にも拠点校配置がされ、相談業務に取り組んでいる。市立日新高校には市単費での配置をしている。

スクールカウンセラーの活用回数、時間が不足するケースが多く、教職員との連携やその他コンサルテーションの時間を取ると相談業務が入らないということがおこっている。また、こうした状況から市の連絡会（研修）への参加者が少ないことも課題である。

○学校園における児童虐待の発見と子どもの見守り

児童虐待防止法第5条及び第6条に基づき、早期発見、対応等に努めることを目的として取り組んでいる。日々の教育活動の中で、子どもの変化などに虐待の可能性がないかを意識しており、また、虐待通告後も関係機関と連携してその対応にあたり、経過観察記録の作成、提出をしている。

虐待（疑い）への対応が、学校園により遅れてしまうことや虐待対応が多い学校園では業務過重となる可能性があることなどが課題であり、引き続き学校園に対する周知、研修に取り組んでいく。

○学校園におけるいじめ相談

学校では、自校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、いじめの対応に取り組んでいる。いじめの早期発見のため定期的なアンケートや教育相談を行っている。今後も、学校は相談窓口を明確に示すなどの工夫をおこなうとともに、学校園以外に設置されている相談窓口の周知に努める。また、必要に応じて、本人、保護者と相談しつつ、関係機関との連携を進める。多様な相談、支援に向けて、学校以外の相談・連携先の広がり、つながりの強化が必要である。

○配偶者暴力（DV）相談支援

DV被害者が、安心して身体的・精神的に自立できるよう支援することを目的として、DV対策事業の専門相談員（婦人相談員）を配置し、被害者に対する専門的な相談・支援や、DV被害者の各種証明発行に係る面接や同行支援を実施している。

DV対策事業における相談は、児童虐待や貧困、住まい、就労など様々な課題を含んでおり、他部署との連携をより一層強めていく必要がある。DV被害者の課題ごとに他部署との連携を図り、実績を積み上げることにより信頼関係を築いていく。

○生活保護における相談支援

生活保護は、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、国民の基本的権利の1つ、生存権を保障する国の制度である。病気になったり、職を失ったり、その他様々な事情で生活が苦しくなり、努力してもなお生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援を行っている。

現在、受給者を支援するケースワーカー数が、社会福祉法に定められている配置必要数に比較して相当数不足している状況であり、きめ細かい支援のため、今後正職員による体制整備を図る方向である。

○生活困窮者支援

生活困窮者に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、生活再建をすすめていくもので、生活困窮者自立支援法に基づき、生活支援課に相談窓口を設置。就労支援や家計の見直し・債務整理等、自立に向けた支援を行っており、必要に応じて他機関と連携している。

また生活困窮世帯の中学生に対し、学習等支援事業を行っている。

コロナ禍における相談件数の増加、相談内容の複雑化が課題となっており、相談支援員を増員し対応している。複雑なケースに対しては、他機関と連携するなど包括的支援に取り組んでいる。

○ひきこもり相談

当事者や家族等からのひきこもり相談に対応し、寄り添った支援を行うことでそれぞれの相談解決に向けた支援をおこなうもので、来所相談や電話相談を実施している。

複雑化した相談に対して幅広い支援を行うため、令和3年度より心理カウンセリング専門相談の事業委託を実施し、アウトリーチやセミナー等も行っている。

ひきこもり支援は個々に問題背景や課題が違い、支援方法が様々である。また市民への事業周知も課題である。今後も国や他の自治体の動向を注視しながら、ひきこもり当事者・家族等に対して支援を推進していくとともに、ウェブサイトや市政だよりの活用、ひきこもりに関するセミナー等の開催により、事業の周知とひきこもりの理解を促していく。

○精神保健福祉対策事業・精神保健福祉相談

保健所・保健センターでは、精神障害者やその家族等に対し、適切な医療の提供や社会復帰、自立した地域生活を送るための相談助言、訪問を実施しているほか、こころの健康や精神障害に関する正しい知識の普及・啓発を進め、早期発見・早期治療のための体制づくりを推進している。

また、自殺予防対策として、自殺未遂者相談支援事業や自殺リスクの高い精神疾患に関する正しい知識を普及するための講演会、適切な相談窓口につなぐためのリーフレットの作成、危機に陥った際の対応方法などを学ぶゲートキーパー養成研修の開催等、市の関連部署と策定した自殺対策計画に基づいて取り組みを推進している。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請・障害福祉サービスの申請など、精神障害者が安心して地域生活を送っていく上で必要なサービスの窓口も担っている。本市における精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療費（精神通院医療）受給者は増加傾向にあり、加えて、社会全体としてこころの問題が注目される中、精神保健福祉相談で対応する内容が、薬物・ギャンブル・アルコール等依存症や摂食障害、発達障害、人格的問題等々多岐に渡ってきており、精神保健福祉に関する相談業務と体制づくりが十分に進むような業務のあり方が課題となっている。

○民生委員・児童委員、主任児童委員による相談支援

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、身近な場所で子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。また、児童虐待を予防する観点から、市の依頼に基づき乳幼児健康診査を受けていない家庭を訪問して健康診査の受診を促すほか、子ども見守り相談センターなどへのつなぎ役を担っている。

一方で児童虐待の発見・通告に至ることは少なく、他者との関わりを持つ機会が少ない家庭の状況を把握する難しさも課題となってきた。継続的に児童虐待についての認識を深めるような研修や意見交換の機会を持つなど、課題に対する取り組みを進める必要がある。

ウ 本市における相談支援機能間の連携の課題

市における児童相談体制の核となる子ども見守り相談センターと「イ 本市におけるそのほかの子どもと家庭に関する相談支援機能ごとの課題」で見えてきたような様々な相談支援機関とは、個別の子どもの支援にあたり必要に応じて連携・協力を図り、子どもにとって最善のサポートができるよう取り組んでいるところである。

ただ、お互いの機能や役割の理解が十分でないために生じる行き違いや、情報共有不足、役割分担のあいまいさなどにより、効果的な支援につながらないことがあるのも事実である。

これらの相談支援機関の大半とは、要保護児童対策地域協議会を通じて連携の強化を進めてきているが、今後より一層相互の意思疎通を図り、情報共有のあり方の検討を含めネットワークによる確実な子どもの支援体制の確立に向けて、協議・取り組みを進める必要がある。

エ 大阪府（子ども家庭センター（児童相談所））と市との役割分担と連携の課題

「3の（2）児童虐待への対応の現状と課題」で述べたように、現状の虐待対応のしくみにおいて大阪府と本市は連携・協力して子どもと家庭の支援にあたっており、東大阪市要保護児童対策地域協議会を活用して相互に情報の共有や共同のアセスメント、支援方針の検討、役割分担などを行うとともに、共通のマニュアルやアセスメントシートを作成・活用して支援の考え方を共有している。ただし前述のとおり、虐待の重症度により担当が変更となるしくみからくる支援の連続性に関する課題と、最も深刻な状況にある子どもの保護や支援を担っているところと虐待予防策の企画・実施を担うところが異なることから、支援と施策展開が一体的に取り組みされないということ、この2つの点において、切れ目や分離が生じてしまうおそれがあるという課題が存在する。

あわせて、児童虐待の課題にとどまらず、その事情から家庭で暮らすことが難しい子どもの支援については、現在市ではかかわることがほとんどなく、その子どもたちの背景にある事情や、施設や里親家庭での生活の実情について支援経験を通じて理解するということができない状況にある。本市のすべての子どもたちの権利を尊重し、実現するまちをめざすという基本理念から考えたとき、現状はまだまだ認識できていない大事なことが数多くある段階と言わざるを得ない。

また、「（2）本市の児童福祉行政、子どもに関する施策の現状と課題[2] ② 特に重要な課題についての現状と課題 ア 障害児とその保護者の支援」で述べたように、障害児・者の支援においても、現在の制度上、障害児の入所施設による支援は大阪府、通所による支援は市、障害者の支援は市、療育手帳の取得のための申請窓口は市、子どもの場合の判定は府（子ども家庭センター）というように、利用するサービスや年齢、手続きの場面によって実施する機関が異なるという現状がある。

これらの現行制度上のしくみからくる問題については、本市が児童相談所を持つことによって実施機関を統一することができることから、児童虐待への対応にかかる2つの課題の解消とともに、障害のある子どもの支援についても、その成長に伴って一貫した最善の支援の実現をめざした取り組みが求められ

る。

② そのほか（相談支援以外）の児童福祉施策の現状と課題

ここでは、本市の子育て支援策と就学前教育・保育施設（幼稚園、保育所や認定こども園）の現状と課題をまとめます。

「（２）②ウ 児童虐待の未然防止につながる子育て支援施策等の状況と課題」にまとめたとおり、市では、多様な子育て支援の施策を実施してきており、多くの親子に利用され、利用している人にとっては相談したり情報交換したり、子育ての喜びや苦勞を共有したり、また一息つける居場所になったり、子育ての支えのひとつになっています。一見したところ、子どもたちのどの年齢の時期にも何らかのサポートや関わる機関があり、隙間はないように見えます。

一方、支援が必要と考えられる親子が子育て支援の場につながっていなかったり、子育て支援の場で心配な様子が見られたりしたときにうまく適切な相談場所につないでいくことができなかつたり、一つの支援機関で積み上げてきたその親子にとっての支えのあり方などの情報が、子どもの年齢とともに過ごす場所が変わっていったときにうまく引き継げないなどの課題があることが分かってきました。

P19【図表4】参照

また、一つの施策をとってみても例えば子育て支援センターのように複数の部署や職種が協力し合って運営している施策も多いですが、それぞれの考えで関わっているために利用する親子にとって最適の支援となっていないのではないかと課題も見えてきました。子育て支援センターの役割やあり方、子育て家庭のニーズについて関係部署間、職種間で共通のイメージを持つための作業が十分できていなかったことがその原因として考えられ、今後は、一つ一つの施策の目的、あり方などについて十分認識の共有を図り、スタッフのかかわり方や分担を決めていく必要性も感じたところです。

これらの課題の背景にある当事者のニーズと支援策のミスマッチや、関わる部署間の意思疎通不足、制度上の限界と担当業務の範囲、手続きの複雑さ、当事者の意向と個人情報の取扱いについての制約などの問題にしっかり向き合い、子どもの最善の利益を図ることを共通の目的に、課題を解決していく方法を関係部署や機関が一緒になって模索していく必要があります。

就学前教育・保育施設については、家庭の状況や考え方により利用を始める時期や利用する施設は異なるものの、小学校入学までには大半の子どもが通う乳幼児期の重要な教育・保育の場です。本市では、その利用ニーズに十分こたえることができず、多くの待機児童が生じる時期が続いていましたが、特に平成27年度にスタートした子ども・子育て新制度以降、東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づいて保育所や認定こども園の整備を進めてきた結果、ようやく令和3年度からは基本的に待機児童が出ない状況を整えることができました。

今後は、第2期子ども・子育て支援事業計画の3つの基本的な考え方の一つである「就学前の学校教育・保育の一体的な提供と質の向上」に基づき、量的な確保から質的な教育・保育の確保に重点を移し、子どもたちの自立と共生の関係を築く礎となるよう、これまでの成果を生かしながら、様々な機関、施設等と連携してその充実に取り組む必要があります。

③ そのほか（児童福祉施策以外）の子どもに関する施策の現状と課題

ここでは、児童福祉分野に関連し、子どもと家庭をサポートしている施策につ

いて、児童福祉部門との関連や協力という観点から現状と課題を記載します。

ア 母子保健部門との連携

これまでの項目においてもすでに触れているように、児童虐待の予防の観点から特に重要なポイントの一つが、児童福祉部門（支援拠点や保育所入所相談、地域子育て支援拠点など）と母子保健部門（保健センター、子育て世代包括支援センター）との連携に係る課題である。本市においては、子育て施策の利用を支援する子育てサポーターが児童福祉部門（子どもすこやか部）に所属しながら、子育て世代包括支援センターの子育て支援の業務を、母子保健の業務を担当する保健センターとともに担うという形をとっていることから、そのメリットとデメリットの両方があり、情報や業務の流れがかえって複雑になっている現状がある。そこで、それぞれの立場で把握した子育て支援を求める親子を、必要な支援にいかにつなぐかが課題となっている。

また、妊娠から出産～乳児期は、最も子育て支援が必要な時期であるにもかかわらず、保育所など毎日継続して関われる場所を利用することが少ない時期である。赤ちゃん訪問や健康診査を通じて親子と接する機会を持ちやすい母子保健部門をはじめとした様々な部門が、子育てが困難な親子をいち早く発見することに努め、その状況に応じて児童福祉部門とスムーズに連携を行うことが求められているが、その流れから漏れてしまう親子もいるのが現状である。子育ての支援を求める親子がどこに相談しても適切な支援につながり、必要なタイミングで、取り残すことなくサポートするための取り組みのあり方と関係部門間の連携のあり方については、引き続き両部門が中心になって真剣に検討を進め、最適な方法を見出していかなければならない。

この点については、令和4年児童福祉法改正において創設された児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（子育て世代包括支援センター）を一体的な組織とする「こども家庭センター」のスタートに向けて最善策を見出していきたい。

イ 担当する支援機関等の変更に伴う切れ目や隙間の解消

年齢別子どもサポートマップ作成のために施策の現状を確認する作業に取り組んだが、前述したように一見すると切れ目や隙間はほとんどないようにも見えるが、実際には、何らかの理由で担当する支援機関等が変更する場合に、情報の共有や引継ぎがうまくいっていないことがあり、目に見えない切れ目や隙間が生じているのではないかと考えている。

- 就学前～就学後の時期にまたがる連続した支援（年齢に応じた支援機関の変更に伴う縦の連携）

その中で、特に発達障害などの障害のある子どもの支援について、就学前に関わっていた機関から、就学する学校への引継ぎに課題があることが問題提起されている。

保護者の希望に基づいて、市の担当部署や就学前教育・保育施設などで積み上げてきたその子どもの状況に添った配慮や集団のなかでの過ごし方の工夫などを就学先に引き継いでいるが、今後もより確実に情報共有を図る必要がある。ただし、保護者が希望しなければこうした大事な情報を就学先に引き継ぐことができないのが現状である。保護者が情報提供を望まないことにも理由や背景があるが、子どもの成長を支える上で必要な情報を共有し、一貫した支援を実現するため、保護者へのていねいな説明とサポートを行うことを含めたなんらかの情報共有のしくみづくりに向けて検

討を行う必要がある。

一方保護者の側から見たときには、これまで就学前教育・保育施設などと一緒に時間をかけて子どもが安心して過ごせる環境や教育・保育を整え、工夫を積み重ねてきたのに、小学校に入学した後、それまでの工夫がうまく伝わらず、また一から子どもの状況を知ってもらう努力をしなければならぬといった困惑の声が聞かれることがある。こうした切れ目をできるだけ埋め、小学校生活を円滑にスタートし、入学後も楽しく学校生活を送れるようにするためのツールとして「就学サポートシート」が作成されている（東大阪市自立支援協議会作成）。シートを使うことで、「強み」に着目した子どもの特徴、行動などの特性、家庭での支援方法、幼稚園・保育所（園）での対応などを保護者と学校とで情報共有することができるもので、市ウェブサイトによる広報、就学前に利用していた支援機関や学校からのお知らせなどで保護者にその活用を案内しているが、現在あまり活用が進んでいない状況である。

以上のような課題については、今後、自立支援協議会における検証を踏まえながら、実際に子どもにとって不利益となっていることは何か、それはどのような要因から起こっているのかを具体的かついねいに検討し、改善策を見出していく必要がある。

- ・ 支援機関等の変更の際の切れ目のない支援（状況の変化や課題に応じた支援機関の変更に伴う横の連携）

情報の引継ぎについては、このほか、状況の変化や課題に応じた支援機関の変更に伴う横の連携についてもスムーズではないことがあり、市の担当部署間での連携のルールづくりが進んでいなかったり、子どもと家庭の状況を見る視点が共有できていないといったことが原因として考えられ、これらの解決についても具体的に取り組む必要がある。

ウ 子どもの成長を支える一体的で連続的なサポート（教育と児童福祉の一体的な展開）

子どもの成長過程は連続的なものであり、就学前の時期から小学校、中学校へと続く一連の過程である。その過程において、子どもが共生の関係の中で自立して生きていくことができるようその成長を助けていくためには、できるだけ早い時期から一貫した質の高い就学前教育や保育、学校教育を提供していく必要があると考えられる。

②でも触れたが、子ども・子育て支援事業計画を推進していく中で、この課題についての取り組みの必要性についても議論をしつつあるが、現在のところ教育部門と児童福祉部門とが同じテーブルについてこのことをテーマに検討・研究し、共同で進めていく取り組みはまだまだ十分でない。

児童虐待発生の世代間連鎖を防ぐためにも、虐待を受けてしまった子どもの成長を支えることをはじめ、あらゆる子どもの成長を支えるための両部門一体となった取り組みは非常に重要であると考えられるため、今後そのための具体的な検討を進めたい。

エ 子どもに関する直接の施策以外の分野にも目を向ける必要性

今回十分な検討ができなかったが、当然のことながら子どもの成長は児童福祉や保健、教育の取り組みだけで支えられるものではなく、「1 基本理念」に記したとおり、「子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち ～ 東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまち」をめざすために

は、「みんなで子どもたちを育むまち ～ 子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす」ことが不可欠である。

市の様々な部局において取り組んでいる施策の中には、医療費や手当の制度から文化施設、公園、道路などまで、何らかの形で子どもに関係するものも多いが、それぞれの部署の判断で子どもへの配慮を行っているのが現状である。

今後は、すべての関係する分野を対象に、子どもの権利の尊重と実現を視点とし、子どもに関わる施策を実施するときは子どもの最善の利益に留意すべきという子どもの権利条約の規定を踏まえて施策が展開されるようななんらかのしくみをつくることを視野に、本市の子ども行政の再構築と最適化をめざした検討を市全体で進めていく必要があることを問題提起としたい。

5 今後の取り組みの方向性

(1) 取り組みの全体像

「はじめに」でふれたような児童相談所設置をめざす目的や、「4 本市の児童福祉行政等の現状と課題（評価すべきことと変えるべきこと）」に記載した本市の児童福祉行政と子どもに関する施策の課題を踏まえ、新たな児童福祉行政の展開においては、以下のような取り組みを一体的に推進し、本市の子どもにとっての好循環のサイクルをスタートさせ、止まることなく常時動かしていくしくみをつくりたいと考えています。

- ① 子どもと家庭に関するすべての相談と支援に確実に対応すること
- ② 相談支援を通じて児童虐待をはじめとした困難な状況に置かれている子どもと家庭の現状と背景や課題をていねいに把握すること
- ③ 把握した子どもと家庭に関する課題に応じた虐待の予防策、子どもに関する施策を講じること（相談から見える課題を施策にフィードバック、実情に沿った的確な施策展開につなぐしくみをつくること）

(2) 今、市がつくる児童相談所に求められているもの（児童相談所と児童福祉をめぐる社会の要請）

前章では、本市の子どもに関する施策の現状から、本市の今後の児童福祉行政の課題を見てきましたが、一方、国においても児童虐待の増加が止まらず、その生命や安全、成長が脅かされている子どもたちがいる状況を解決しなければならないという強い問題意識から、令和4年度の児童福祉法改正をはじめ、児童相談所と市の児童福祉等の取り組みを変えていこうとする動きがあります。こうした国の動きを踏まえながら、今の社会が児童相談所、特に基礎自治体である市がつくる児童相談所に求めているものを的確に認識しておく必要があると考えます。その内容については以下のようにまとめました。

【図表5】今、市がつくる児童相談所に求められているもの

○今、市がつくる児童相談所に求められているもの

【図表5】

今後の児童福祉に重視される児童虐待の予防的支援と早期対応、子どもの権利尊重の観点から、その要となる児童相談所には様々な機能が求められている。

今後、特に市がつくる児童相談所に求められる主な機能は以下のとおり。

1

地域支援ネットワークの要 — 子育て支援全体の充実につなぐ

- 気軽に相談しにくいイメージの払拭、敷居が低く信頼される相談機関に
- 子どもに関するあらゆる相談に応じる地域の拠点の構築
 - ⇒ 相談しやすい体制の構築（当事者から些細な心配事でも相談しやすい窓口、地域の関係機関等から相談しやすい機関）
 - ⇒ 妊娠、出産、子育て期等の各種相談をワンストップで対応
 - ⇒ 新たな「こども家庭センター」機能との一体性
 - ⇒ 子どもの支援に関わる様々な相談機関と密に連携できるソフト面、ハード面の工夫
 - ⇒ 児童相談所機能と身近な支援の機能が重なり合う支援の体制

2

子育て家庭へのアウトリーチ型支援と寄り添う支援

- 支援を要する妊婦・家庭の把握、支援（支援が届かず虐待に至ることを防ぐための有効な方策を地域の関係機関や当事者と共に作り出す）
- 在宅の児童・家庭への支援
 - ⇒ アウトリーチ型支援を重視
 - ⇒ 寄り添い一緒に考える支援

3

子どもの権利尊重と実現の拠点

- 子どもの安全が脅かされているときの迅速で適切な子どもの保護と子どもの権利の尊重
- あらゆる支援の場面で子どもの権利に視点を置く
 - ⇒ 子どもの意見を聴くこと
 - ⇒ 子どもと共に考えること

4

子ども一人一人への丁寧な支援とフォローアップ

- 社会的養護を必要とした子ども、虐待を受けた子どもが、虐待等によって受けた傷つき、ダメージから回復し、他者との共生の関係の中で助け合い、繋がり合いながら自立していけるような支援の実施
 - ⇒ 18歳到達後や施設退所後を含めての継続的なフォローアップの実施

(3) 基本理念と基本姿勢に基づいて大事にする考え方

～ 子ども本人をはじめ、色々な立場のみんなが一人一人の子どもを大切にする
まちに ～

基本理念と基本姿勢に基づいて新たな児童福祉行政を進めるにあたり、以下のよう
な考え方を大事にして課題に取り組んでいく必要があると考えています。

① 子どもの権利の尊重

子どもが権利の主体であることの再認識と徹底してその視点で課題への取り組み
を考えること

子どもの持つ権利の内容の具体的な理解の上に取り組むべき方向性を見出すこ
と

② 子どもの多様性、子どもの成長の多様性の理解の上に立った自立支援＝自 立と共生の関係を築く支援

「自立」や「成長」は、一つの物差しでは測れないことの理解

子どもそれぞれの「自立」や「成長」を大切にする

また、子どもが未来に向かって生きていくことのサポートは、いわゆる狭義の
「自立」＝「自分の力で生きていくことができる」をめざすことではなく、困っ

たとき、しんどくなった時、自分でできないときは様々な人や機関に助けを求め、助けを得ることができる、助けを受け入れることができることも含めた「生きる力」の獲得のサポート

裏返せば、共生の関係を築くことのできる環境づくり＝まちづくりをすすめること（→ ③）

③ 共生のまちづくり

子どもも、おとなも、様々な人や機関、団体の活動などとともに、お互いを尊重したうえで、助けたり助けられたりしながら幸せに生きていくことのできるまちづくり

子どもの成長も子育ても、当事者だけの仕事・責任にしない、みんなで受け止め、寄り添い、包んで実現していくまちづくりを志向していくこと

以上の考え方は、市としてあらゆる施策を通じてめざしているSDGsの目標達成にもつながるものと考えます。

（４）重点課題と今後の取り組みの方向性

ここまでまとめてきた基本理念、基本姿勢、視点、本市の児童福祉行政等の現状と課題、取り組みの全体像、市がつくる児童相談所に求められているもの、大事にする考え方をふまえ、今後の本市児童福祉行政における取り組み全般について、次のような方向性を持って進めていきたいと考えています。

新たに設置する児童相談所と、子ども家庭総合支援拠点等の市が現在持っている相談支援機能、さらに子育て支援策を含む関連施策それぞれの充実を図りながら一体的に動かすことにより、地域における身近な子育て支援から、虐待予防、子どもと家庭の状況に応じた在宅支援、子どもの保護、回復へのケア、自立支援までを含むすべての場面にわたって、相互に重なり合う連続的で切れ目のない支援を実現します。このことを通して、誰一人取りこぼさず、すべての子どもたちの権利を尊重、実現し、子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまち、児童虐待のないまちをめざすものです。

以上の考え方にに基づき、本市の新たな児童福祉行政における重点課題を以下のとおり設定し、それぞれについての取り組みの方向性を示します。

今後は、この方向性に基づいて、課題解決に向け具体化を図っていきます。

① 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点それぞれの役割と一体的運営のあり方

基本理念の実現のためには、児童虐待をはじめとした困難を抱えた子どもと家庭を、それぞれの事情や心情に向き合い確実に支援することと、虐待の重症化や再発を防止するとともに未然に防ぐ相談支援体制を確立することが何よりもまず大切である。

新たに市で持つことになる児童相談所の機能と、これまで地域の関係機関等とともにそのあり方を模索し、築いてきた子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）の機能を合わせて展開していくことが、中核市である本市において児童相談所を設置する強みであり、本市らしい、強く柔軟な相談支援体制を確立するためには、この強みを最大限発揮すること、すなわち両者を決してバラバラ

うにせず、一体的に運営していくことが不可欠である。

ここで、国の児童相談所運営指針に基づく児童相談所の役割・機能について記しておく。市町村との役割分担についてもふれられており、本市で児童相談所を設置した場合は、本市が両方の機能を果たしていくことになる。（市町村に設置が求められている子ども家庭総合支援拠点の目的については、P22「ア 子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）の現状評価と今後の課題」参照。）

【参考4】児童相談所（都道府県）の目的、役割、機能（「児童相談所運営指針」より抜粋し概要をまとめ）

| | |
|--|--|
| <p>児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所とは ●相談援助活動の理念 ●満たすべき条件 ●近年の子どもや家庭をめぐる情勢から求められる取り組み ●地域ネットワークでの役割 ●地域への周知 | <p>○子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として設置される行政機関。</p> <p>○相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することが目的。このため、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要。</p> <p>○目的を達成するため満たすべき条件 [1] 児童福祉に関する高い専門性 [2] 地域住民に浸透した機関 [3] 児童福祉に関する機関、施設等との十分な連携</p> <p>○近年、児童虐待の増加など、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。</p> <p>このため、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていく必要がある。とりわけ効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ確かな対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮などの児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要。</p> <p>○児童虐待について、効果的な援助の実施を図るには、地域の関係機関がネットワークを形成し、相互に役割分担しながら一体となって援助活動を行うことが重要。児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開に向けて市町村とともに中心的な役割を果たす。</p> <p>○問題の早期段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会並びに多面的な媒介手段により、児童相談所を含む地域の児童家庭相談体制について、家庭、地域住民、関係機関等へ周知を図る。</p> |
| <p>児童相談所の任務、機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童家庭相談をめぐる状況の変化 ●平成16年法改正による市町 | <p>○あらゆる児童家庭相談に児童相談所が対応するとされてきたが、近年、児童虐待相談等の急増により緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>こうした状況から、平成16年の法改正により平成17年4月から、[1]児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中</p> |

| | |
|---|---|
| <p>村との新たな役割分担</p> <p>●市町村の役割</p> <p>●都道府県等の役割</p> <p>●市町村と都道府県の連携における市町村の立場</p> <p>●市町村と都道府県の連携における都道府県の立場</p> <p>●児童相談所の機能</p> | <p>心に積極的に取り組む</p> <p>[2]都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化</p> <p>[3]さらに司法関与の強化を行う等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制を充実</p> <p>○具体的には、市町村は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>[1]子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努める。</p> <p>[2]子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行う。</p> <p>[3]子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査、指導を行う。</p> <p>○これに対し、都道府県等は次に掲げる業務を行う。児童相談所は、主として[1]及び[2]のイからオまでに掲げる業務を行う。</p> <p>[1]市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助</p> <p>[2]子ども及び妊産婦の福祉に関する次の業務の実施</p> <p>ア 広域的な見地からの実情の把握</p> <p>イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>ウ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>エ 子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</p> <p>オ 子どもの一時的保護を行うこと。</p> <p>○その上で、市町村と都道府県の連携については、まず市町村長は、</p> <p>[1]市町村の業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない</p> <p>[2]市町村の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない</p> <p>○都道府県知事は、市町村の業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。</p> <p>○児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、任務を果たしていく。</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(ア) 市町村援助機能</p> <p>(イ) 相談機能</p> <p>子どもに関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能</p> <p>(ウ) 一時保護機能</p> <p>必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| | <p>イ 民法上の権限 家庭裁判所に対する親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求ができる</p> <p>○ その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。</p> |
|--|---|

児童相談所と支援拠点の一体的な運営の具体的なあり方としては、まず両方の機能を一つの組織におくことと、それを前提に、次のようなことを検討していく必要がある。

- 児童虐待通告窓口の一本化と児童相談所部門・支援拠点部門の協働による迅速・確実な初期対応

児童虐待への対応をはじめとした子どもと家庭に関する個別の相談支援は、両者の一体的運営において最も大切な仕事である。児童虐待通告の窓口については、基本的に児童相談所部門に一本化し、緊急対応を含めた初期対応は児童相談所部門が責任を持つが、通告を受けた場合に必ず開催する受理会議は、児童相談所部門が主催し必ず支援拠点のスタッフが参加することで、これまでの支援経過等の情報の共有、支援拠点のネットワークを活用した状況把握のための調査の迅速で効率的な実施を可能にするとともに、安全確認後の支援方針の決定にも参加し、一時保護等の分離を行わず在宅にて支援を続けていく場合には、早い時期に支援拠点が支援を担い、環境調整を行うなど、適切な役割分担を行うことにより、継続的で効果的な支援を実現することが求められる。

- 深刻な状況にある子どもの迅速な一時保護の実施

児童虐待通告を受け、すみやかに子どもの安全確認と状況の把握を行ったうえで、子どもが心身に大きなダメージを受けている、もしくは受ける可能性が高いような深刻な状況にある場合は、迅速に一時保護を行う必要がある。このため、国の児童相談所運営指針等を踏まえた対応手順を明確に定め、スタッフ間で共有しておくとともに、常に組織的な判断と対応を行う体制を整備しておく必要がある。

必要な時に必ず一時保護ができるように、適切な規模の一時保護所を整備し、また子どもの状況によって委託による一時保護が必要な場合には円滑に一時保護先が確保できるよう、児童福祉施設や大阪府、他市等との連携体制を整えておく。

一時保護所においては、子どもの状況の把握・アセスメントを的確に実施し、子どもの持つ背景に応じたていねいなケアができるようハード・ソフトの体制を整える。一時保護所の運営やケアのあり方については、今後研究・検討を進め、子どもの権利を尊重し、子どもにとって安心できる場所となるようその内容を整理していく。

- 一人一人の子どもを大切に、虐待等により傷ついた子ども本人のケアを大

事にすることで回復と成長を支える

現在、市としては子ども見守り相談センターにおいて虐待の起こった家庭の支援にあたっているが、当面の虐待事象の回避と今後も虐待が継続、重度化することがないように養育者とかかわったり、必要な支援策を導入したりすることに支援の重心が置かれ、子ども自身がその中でどのような心理的な傷を負っているかをていねいに把握し、その気持ちに寄り添って回復への支援をていねいに行う子ども本人の支援に時間が割けていないのが実情である。

虐待という困難な状況にある、あるいはあった子ども自身の回復と成長、自立と共生の関係を築く支援に重心を置いた取り組みができるよう、児童相談所部門と支援拠点部門それぞれの役割とともに両部門が協力して行う業務として明確に位置付け、必要なプログラムの実施や対象の子どもの安心できる居場所の確保・運営をめざす。

- 要保護児童対策調整機関である支援拠点部門による情報の一元管理と進行管理による一貫した支援の実現

児童虐待等を原因とする要保護・要支援児童への支援の進行管理については、現在同様要保護児童対策調整機関として支援拠点が担い、すべての対象ケースについて共同でアセスメント及び支援方針の決定を行い、その情報は支援拠点において一元管理するなど、現在課題となっているような重症度の変更に伴う情報と支援の切れ目を生じさせず、一貫した支援を可能にする必要がある。

- 一体的運営のための組織の検討と相互参加による方針決定や事業実施

そのための具体的な組織や実施方法については、今後詳細に検討を進め、マニュアルなどの目に見える形にしていくが、一義的に責任を持つ部門を明確にしながらも、常にもう一方の部門からも方針決定場面やプログラム実施の場面に参加するなど、相互理解を徹底し、共通認識のもとに担当業務にあたる体制をとる必要があると考える。

- 両部門の役割分担の考え方と一体的運営による強みを生かした連続した支援

子どもと家庭に対する相談支援における役割分担については、以上を踏まえ、次のようなイメージとなる。

- ・ 児童相談所部門 虐待通告等を受けた場合の初期対応から一時保護や施設入所措置、里親委託などの一定の措置権限等を活用した子どもの保護を迅速に行い、一時保護中のアセスメントとていねいなケア、その後の支援方針の決定と家庭との調整、子どもの回復のサポート、家族再統合の支援に一義的に責任を持つ。
- ・ 支援拠点部門 在宅での継続支援と重症化予防、再発予防、虐待に至る前の予防的な支援を主に担う。

ただし、本市で児童相談所の設置をめざす理由の一つでもあるが、虐待対応において支援の切れ目が生じやすいポイントとして、虐待の起こる家庭の状況は変化すること、そのため見守りと在宅支援が求められる状況から子どもの保護が必要な状況に変化したり、また安定して生活できるようになったりという

ことを繰り返すことも多いことを踏まえ、児童相談所部門と支援拠点部門とが一体となって取り組む強みを生かし、在宅支援の時期から虐待の未然防止・重症化予防のためのショートステイや、場合によっては一時保護をレスパイト目的で実施することを検討する。

また、一時保護解除後の子どもを継続して支援するため一定期間は児童相談所のスタッフと支援拠点のスタッフが一緒にサポートにあたるなど、子どもにとって受け入れやすい支援のあり方を模索する。

○ 新たな役割への対応

子どもと家庭に関する支援については、児童相談所設置に伴って、市がこれまで担当してきた児童虐待相談や子育て相談等ではほとんど経験していない分野への対応が新たに求められることになる。

児童相談所は、その重要な役割の一つとして、「非行相談」についても対応を行う機関であり、今後、虐待等の困難な状況にある子どもへの支援と同様、子どもそれぞれの事情をていねいに把握し、その心情に寄り添った支援を行うことができるように十分な用意を行うことが重要である。このため、大阪府における支援の状況などを学び、相談支援における姿勢や子どもにとって必要な支援が行える力量を身につけるとともに、関係機関等との連携体制づくりや、一時保護におけるケアなどについて準備を進めていく。

以上を踏まえたうえで、児童相談所を持つ中核市がその強みを発揮するための基礎となるのは、児童相談所部門と連動しながら市町村機能＝支援拠点機能を強化することによって、幅広い課題に応じて子どもと家庭に寄りそう活動を展開すること、それによって個々の状況に応じた子育て支援と虐待予防、社会資源の開発を含めた地域ネットワークを構築、活用することであると考えられる。

このような支援拠点の機能が十分に発揮されれば、虐待に至る前に子どもと家庭をサポートすることが可能になり、結果として次第に虐待の発生が減少していくことが期待できる。そのような状況をめざして今後の支援拠点の取り組むべき課題を検討し、また継続的に検証、改善を進めていく。

支援拠点の機能として今後検討し、取り組むべき課題は、「4（3）ア 子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）の現状評価と今後の課題」をふまえ、以下のとおりであると考えられる。

- (1) 要保護児童対策調整機関として要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化を図ること。
- (2) 通告等に対する所属機関や関係機関からの情報を迅速に把握し、「ケース受理から調査・アセスメント・援助方針の決定まで」の迅速性を確保するため、日ごろから地域の関係機関等との連携を図り、児童相談所部門と協働すること。
- (3) 市民にとって、一番身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って早期から継続的に支援し、在宅支援や地域定着支援の強化を図ること。
- (4) 地域の様々な社会資源やサービス等に精通し必要な時に利用ができること、及びその資源との関係づくりと、必要に応じての社会資源の創出を図ること。
- (5) 地域関係機関との密接な連携、アクセスの良さを活用し、顔の見える関係づ

くりに力を入れ、ネットワーク構築を推進すること。

(6) 庁内関係部局との連携と理解促進、また市内の関係機関、地域住民等への、児童虐待や子育て支援に関する意識の醸成、周知啓発の推進を図ること。

(7) 虐待予防に資する取り組みや活動の工夫と強化

- ・子どもたちへの直接的支援（虐待についての認識を子どもたち自身に持ってもらおう）
- ・被虐待歴のある保護者に対するグループ支援
- ・乳幼児期からの子育て支援プログラム（市内各子育て支援センターとの協働など）
- ・発生を予防する取り組み（特に妊娠期～乳幼児期に母子保健との協働による早期支援）。心理職の配置による見立てやチーム支援。
- ・ショートステイ実施施設の確保と活用
- ・困難な状況にある子どもの居場所の確保

○ 今後の子どもや家庭への支援のあり方に関するそのほかの課題

「第Ⅰ章 2 子どもの権利について」P5、P6に記載したように、「子どもの権利条約」の4つの原則の一つには「子どもの意見の尊重」が掲げられ、子どもの4つの権利の一つとして意見を言うことをはじめとした「参加する権利」があげられているとおり、自分に関することについて意見を言うことは、おとなと同様、子どもにとって当然の権利である。

このことを踏まえ、将来に向けて、どのような状態を望むか、そのためにどのような支援を得るか、子どもや保護者自身がどうしていけばいいかなどを子ども、さらに保護者という当事者と一緒に考えていくということが、今後の子どもや家庭への支援のあり方として重要である。特に、本来聴くべき子どもの意見を十分に聴くということを常に意識に置き、支援方針を決める場には子どもや保護者にも参加してもらい、子どもと保護者のそれぞれから別々に意見を聴くなどの工夫について具体的に検討を進めていく。

② 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健）との連携のあり方（「こども家庭センター」についての考え方）

令和4年6月に公布された児童福祉法等の改正により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターのそれぞれの業務を存続・強化しながら、一つの組織に統合して一体的に運営する新たな相談支援機関「こども家庭センター」を設置することが市町村の努力義務と定められた（令和6年4月施行）。

国から示されている「こども家庭センター」の機能等の概要は図表6のとおりである。

【図表6】 こども家庭センター概要資料 ⇒ 国資料を引用

1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
 - ・ 妊娠前から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
 - ・ 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 → 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
- ②拠点・包括支援センター設置市町村 → 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）
 ※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



○ 「こども家庭センター」創設の背景と目的

このたび、市町村に「こども家庭センター」の設置を求めることとなった背景には、子どもと家庭に関する現状として、ひとつには、仕事や疾病、貧困など課題を抱えながら支えなく行う子育ての困難さ、もう一つには児童虐待が増加を続けているという危機感を伴う現実認識がある。

特に、全国の児童虐待による死亡事例では0歳児が最も多く5割を占め、2歳以下の子どもが約6割を占めること（令和元年度・社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証結果）、未就園児の大半は0～2歳児であること、「近所で子どもを預かってくれる人はいない」と答えた母親が6割、地域子育て支援拠点を利用する前は、「子育てでつらいと感じることがあった」母親が62.6%、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」57.2%、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」55.4%など子育てをする親の孤立をうかがわせる状況が見える（2017年NPO法人こそだてひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究報告書」より）ことなどから、この現実を踏まえた子ども家庭福祉行政の課題として、次のようなことがあげられている（「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告」令和4年2月公表より）。

- ・ 未就園児の把握、就学世帯を含めた子育て世帯の把握（特に支援を必要とする未就園児、子育て家庭の把握）の不足
- ・ 市町村において母子保健と児童福祉の連携と支援のマネジメントの不十分さ
- ・ 家庭や子どもに対する支援の不足

- ・ 児童相談所における専門性の向上の必要性

こうした課題に対応した制度見直しの方向性として、困難な状況下での子育てを行う子育て世帯、妊産婦、不安や悩みを抱える子どもに対して、できるだけ早期に関わり、市町村が確実に支援を行うことが掲げられ、そのための方策として、母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関による支援を実施すること、状況の悪化ひいては虐待などの劣悪な状況に至ることを防いでいくため、支援を確実に提供する体制の構築を図ることが示された。

これをふまえ、「市町村は、すべての妊産婦、すべての子育て世帯、すべての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関（一体的相談機関）＝支援拠点の機能、子育て世代包括支援センターの機能の両機能を併せ持つ機関の設置に努めるとの方針が定められたものである。

以上のような、国における現実認識と課題は、本市にとっても同様に重要なものであり、その解決のために、本市の事情に即した効果的な解決策を講じていく必要がある。

○ 本市の「こども家庭センター」のあり方の検討の方向性

児童相談所の設置に合わせ、現在、支援拠点と子育て世代包括支援センターの両機能の一体的運営のあり方について検討を進めているところであるが、ここではその検討の方向性についてまとめるとともに、「こども家庭センター」を設置することによって解決に向かっていくべき課題と具体的な取り組み案について記載する。

[検討の方向性]

- (1) 国の「こども家庭センター」創設方針の背景にある現実認識を本市の現実認識として出発する。
- (2) 「こども家庭センター」創設の目的である「困難な状況下での子育てを行う子育て世帯、妊産婦、不安や悩みを抱える子どもに対して、できるだけ早期に関わり、確実に支援を行うこと」を市としても設置の目的とする。
- (3) 「第Ⅱ章 4本市の児童福祉行政等の現状と課題（評価すべきことと変えるべきこと）」で見てきたように、本市の子どもに関する施策は、全体を見渡した時には一見切れ目や隙間がないように見えるが、年齢によって、利用を希望するサポートによって、また支援を担当する機関が現行制度上変わることによって、現実には切れ目や隙間が生じていることをあらためて課題として認識したところである。こうした切れ目や隙間、またそのことによる取り残しをなくすため、まずは両機関が情報を共有し、一体となって子どもと家庭の課題にあたるという観点から組織や運営のあり方を考える。
- (4) 「すべての妊産婦、すべての子育て世帯、すべての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関」という、「こども家庭センター」の役割を鑑み、特に子育て困難な状況にあるように見えない場合も含め、すべての子どもと家庭が必要な手助けを得て、安心して子育てでき、子どもが成長していけるようなサポートのあり方を追求する。
- (5) これまでは、どちらの組織が責任を持つべきかがあいまいであることから検討や取り組みが進みにくかった課題について、同一組織内で対応することにより積極的に解決をめざす。

- (6) 本市がこれまで大切にし、構築してきた地域に近い場所での支援体制を今後も引き継ぎ、市全体の取り組みのマネジメントを担当する部署と、保健センターなどの地域に近い場所で展開する事業や相談支援との連携による支援体制を生かす。

[解決をめざしていくべき課題と具体的な取り組み]

- (1) 0歳児の虐待死亡を防ぐため、妊娠期の出産・子育てを不安なく迎えることができるような支援及び特別な支援がなければ出産～0歳の時期の子育てに対応が難しい妊産婦の発見と現実的で効果のある支えとなるような施策と相談支援
〈検討すべき取り組み例〉
 - ・母子保健で実施している妊産婦等を対象とした教室、乳児全戸訪問、乳幼児健康診査などでの支援の必要な親子の早期発見と支援拠点スタッフへの支援へのつなぎ
 - ・妊娠期からの子育てイメージの形成支援と子育て中の保護者との交流による不安の軽減（子育て支援センター等の妊娠期からの利用など）
 - ・児童福祉法の改正により新たに位置づけられた妊産婦等生活援助事業の実施により特定妊婦に対する宿泊型周産期ケア機能を持った施設への一時的な入所によるサポートを行うなどいねいに寄り添う支援策の検討
- (2) 特に就学前教育・保育施設を利用せずに在宅で子育てしている家庭の子どもとその保護者であって、特に支援の必要な親子が支援につながりやすくするための方策を共同で講じること
- (3) 広く本市で実施している子育て支援策や、子ども・子育てに関する社会資源と連携した、すべての子どもと家庭を視野に置いたサポートのあり方の研究
- (4) 医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援を実現する取り組みの推進
後述する「⑤発達障害等の障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその保護者のサポート」（P47）のとおり、医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援体制づくりを進めていくこととしている。
このような体制づくりにあたって、医療的ケア児の健康・療養面でのサポートを担当する母子保健部門と、現在医療的ケア児の支援を進めるための関係機関等による検討会議の事務局を担っている子ども見守り相談センターとが、「こども家庭センター」の設置を通じてよりスムーズに情報を共有し、日ごろから共同で課題検討を進めることで、今まで以上に医療的ケア児の包括的な支援が実現できるよう取り組みを進めていくことができる。（⑤参照）
- (5) これまであまり連携して関わるための検討に取り組めていない難病などの子どもの支援への保健面・福祉面の両面からの一体的な取り組みの推進
- (6) 就学期以降の子どもの健康に関する支援の検討
- (7) 思春期に向けての性教育等の支援の推進

以上のような「こども家庭センター」の取り組みの方向性と課題をふまえ、これらを実現するための最適な組織形態を見出ししていく必要がある。

③ 子ども本人が相談できる窓口・機会の充実

児童虐待などの困難な状況に置かれている子どもの支援については、その子ど

もの所属している学校や教育・保育施設などの子どもの近くにいる人が子どもの異変に気づき、児童相談所（大阪府子ども家庭センター）や支援拠点（子ども見守り相談センター）に伝えることによって把握され、支援につながる人が多い。これは、これまでの要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見のための周知や理解の促進、支援のためのネットワークの強化などの活動の積み重ねの成果であり、今後も学校をはじめ子どもの生活に身近な様々な場所で子どもの様子を見守り、子どもの話に耳を傾け、子どもの変化や支援ニーズに気が付くことができるよう、周知・啓発にさらに力を入れて取り組み、地域の様々な人々の協力を得ながら確実に子どもを支えていくことができるまちづくりを進めていく必要がある。

相談の機会をより多く用意するために、子どもが自ら相談できる窓口の充実も必要であり、子ども見守り相談センターや教育センターにおいて子どもの相談窓口としての取り組みを行っているものの、当事者である子ども本人からの相談は極めて少ないのが現状である。

この基本方針において基本的な姿勢とし、大事にする考え方としても示しているのが、子どもは権利の主体であることの再認識と、子どもの権利を徹底して尊重すること、かつ具体的な場面で具体的に権利の尊重に基づく取り組みをすることである。

このことから、しんどさや不安を感じている子ども本人が、その困りごとを聞いてほしいとき、しんどい気持ちを受け止めてほしいとき、何が起きているのかいっしょに考えてほしいとき、誰かに助けてほしいときに、できるだけ負担なく相談できる、相談しやすい環境を整えることは、非常に重要なことである。

特にヤングケアラーの課題への取り組みを検討してきた中で、一見何の問題もなく生活や学習をしているように見える子どもが、実際には家事や介護などによる心身の負担に常に追われているということも少なくなく、外からは気づかれにくいこと、子ども自身が相談することを望んでいないこと、相談しても意味がないと感じていることなどがわかってきている。

あらゆる相談支援の場面で子ども本人から見た視点を中心に置くことはもちろんであるが、子どもには本来相談する権利があるという原点に立ち返り、子ども自身が、望んだ時には簡単にアクセスでき、ストレスなく相談できる窓口、また何らかの形でその相談ニーズに気づき、子どもからのSOSをキャッチできる機会を様々な工夫により充実させるとともに、相談することのよさや目的が子どもたちに伝わるような取り組みを教育などの関係部署や地域の関係機関等の協力を得ながら進めていく必要がある。

また、勇気を出して相談窓口を訪れた子どもに対し、ていねいにその事情を聞き取り、その心情に寄り添いながら必要な情報をわかりやすく伝え、一緒に考えてくれる支援者の存在を知ってもらい、その場でできる限りこれからの生活への見通しや希望が持てるようなワンストップの支援が求められる。そのためには、常にヤングケアラーなどの支援を必要とする子どもが抱える課題に関係する担当機関等との連携が取れる体制を整えておくことが不可欠になる。

なお、支援の必要な子どもをできるだけ早く発見し、支援につなぐために、オンラインによる相談などを含めた先行的な取り組みを研究し、子ども自身が相談窓口にアクセスしやすい方法を検討していく必要がある。

- ④ 子どもは権利の主体であり、その当然のことを具体的に保障するための子どもの意見を聴き、尊重する方策と広く子どもの権利を実現するための取り組み

令和4年6月に公布された児童福祉法改正において、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等（児童相談所設置市を含む）業務として位置づけ、次のような取り組みをすることを求めている。

- ・ 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において子どもの意見聴取を行うこと
- ・ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めること

このような制度改正を含め、子どもの権利尊重のためその意見を聴取することや意見表明を支援することの重要性は近年ますます明確にされ、一時保護の際や施設への入所、里親への委託という場面を中心に、その実施が強く求められる流れにある。

本市においてはこうした一時保護、施設入所等の支援を受けている子どもはもちろんのこと、在宅支援の際にも子どもの権利を尊重した具体的ななかかわり方を追求していく。

また、広く子どもたちが権利の主体としてその権利を実現できるようにするための東大阪市版の取り組みを検討する。

具体的には、次のような事項について検討をすすめ、本市にとって最適な方法を選択し、実現をめざしていく。

[検討事項]

- 一時保護の際や一時保護中、子どもに対し、一時保護の目的、今後の見通し等について、ていねいに説明するとともに、機会ごとに子どもの意見を聴くことは当然であるが、さらに一時保護所のスタッフ等の直接支援を担当する者以外の第三者に意見を言うことを保障するため、弁護士等の第三者のアドボケイトに一時保護児童が意見を言う機会をできる限り多く作れるような実施方法を講じること。
- 児童養護施設等に入所中、里親委託中の子どもについて、上記と同様の意見表明の保障の方策を講じること。
- 在宅において継続的に支援している子どもについて、支援担当者に直接意見を言う機会を持つ、支援方針を決めるときには子ども本人もその場に参加するなど子どもの意向や気持ちを尊重するための方法を工夫しながら支援にあたるとともに、第三者に意見が言える機会をつくることについて検討し、いつでも意見が言えるような実効性のある方策を講じること。
- 支援の対象となっている子どもたちだけではなく、広く本市の子どもの権利の尊重と実現のために、児童相談所又は併設部門その他の適切な部署に「子どもの権利センター」機能をおき、子どもの権利尊重に関する業務を担当し、そのために必要な方策を検討、具体的取り組みを進めること。
近年、地方自治体においても、子どものためのオンブズパーソン機能や権利救済機関を設置する事例が増えている。こうした取り組みの研究を行い、本市における展開を検討することや、本市の子どもの権利状況の点検のため第三者機関等による定期的な評価を実施すること、子ども自身が子どもに関する施策などについての意見を交換する子ども会議の設置などを施策に位置付けた子どもの権利条例等についての検討に取り組んでいく。
- 特に、虐待を受けた子どもなどを中心に子どもの権利擁護に取り組む児童相談所の設置と合わせて、すべての子どもの権利を尊重するための「子どもの権

利条例」などによって権利尊重のための具体的なしくみを位置づけることで、すべての子どもの権利を実質的に尊重していくという姿勢が明確になる。また、一時保護の実施など、児童相談所は子どもへの権利制限の側面を持つが、それを第三者がチェックする上記のような機能を確保することで、トータルとして子どもの権利を保障するしくみができることになる。これは、本方針の理念に照らして重要な視点となるものと考えてるので、今後積極的に検討を進める。

また、今後、基本方針の具体化を図り、基本理念の実現に向けての計画づくりを行っていく際など、本市の子どもたちにとって大事なことを決めるときには、子どもたちの意見を聴き、それを反映させることができるような機会をもつよう努めるものとする。

⑤ 発達障害等の障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその保護者のサポート

発達障害等の障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが直面している課題を解決し、その生活と成長をサポートすることは、まさにその子どもの権利を尊重し実現する取り組みである。

障害等のある子どもたちが、できる限り負担やストレスなく、大切にされながら成長していけるよう、必要な時期にタイミングよく適切なサポートを行い、望む場所でほかの子どもたちとともに社会生活を送っていけるように一貫した包括的な支援が行われる体制を構築する必要がある。

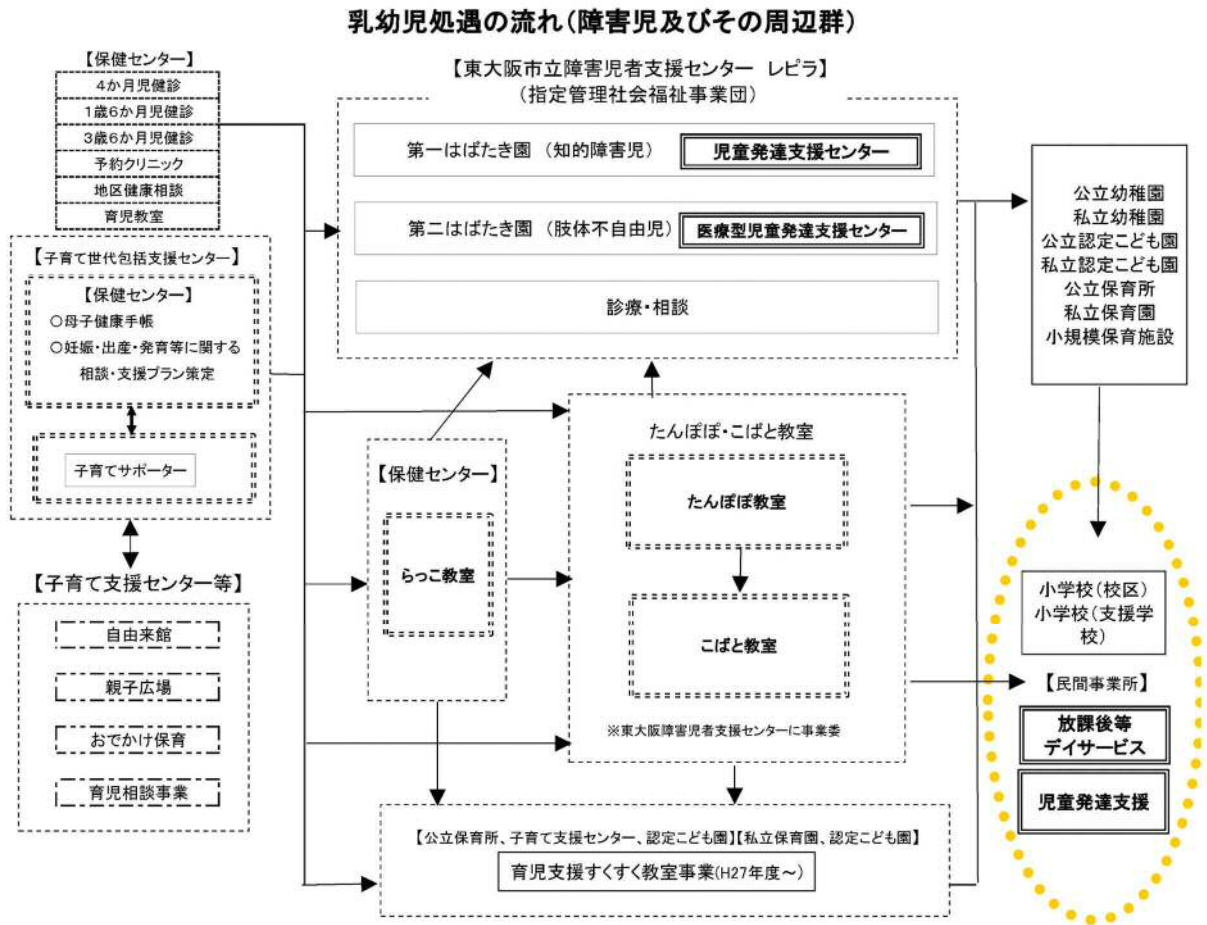
そのために、以下のような課題に取り組んでいく。

○ 東大阪市療育システムの充実

本市においては、以前より子どもすこやか部、健康部、東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）などの協働により、発達に課題がある子どもの早期発見と早期支援、子どもの成長に応じた連続・一貫した支援のしくみの構築をめざして、東大阪市療育システムをとりまとめ、それに基づく支援を各部署の役割分担と連携によって実施してきた。

「4（2）②ア障害児とその保護者の支援 i）療育教室事業」に記載したように、これまでの療育システムを見直し、令和4年度より新たに療育教室を実施することを含めた新しい療育システムを整え、取り組みを始めたところである。

【図表7】新療育システムの概念図



今後はこの取り組みを検証し、その効果や課題を明らかにしたうえで、さらに障害のある子どもとその保護者のニーズに即した支援のしくみとなるよう、継続して見直し、充実を図っていく。

○ 障害児・障害者への切れ目のない支援体制の構築

現在は障害児・障害者への支援制度上、年齢や利用するサービスにより実施機関が異なることからくる切れ目が生じやすい状況があるが、児童相談所を設置することにより、障害児・障害者に関する支援の実施機関はすべて本市となる。

利用する制度が変わる18歳到達の時期に、対象児童に対する利用サービスをどのように計画しどう支援していくかは、その後の対象児の生活の質に大きく影響を及ぼすことになる重要な場面であり、対象者の意向を把握していねいに支援を行う必要があるが、現在は異なる実施機関間で調整しなければならない。

このことにより、障害児への一体的支援が可能になり、また障害児支援制度から障害者支援制度へのスムーズな移行支援が期待される。その利点を生かすためにも、障害児支援から障害者支援へのつなぐ支援ができるよう切れ目

のない支援体制の構築に努めていく。

○ 障害児に関する相談支援体制の整備

現在の本市における障害児の相談支援体制は、障害の発見の経緯などにより相談先が異なり、市民にとっては非常にわかりにくい状況になっている。

今後、障害児の相談支援が、子どもと保護者にとってわかりやすく安心して利用できるものになるよう、市の相談窓口、障害児者支援の中核機関である東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）の位置づけ、民間事業者による障害児相談支援事業所の役割などを整理し、改めてそれらのネットワークを整えることで市全体としての確実なサポート体制が実現できるよう関係機関・部署とともに取り組みを進める。

○ 医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援を実現する取り組みの推進

医療的ケア児の支援については、現在市において複数の部署がかかわる課題であり、特に医療的ケアが必要となる原因にある子どもの難病等の疾病にかかる治療等に関しては医療機関が、医療の利用や療養に係る相談支援、小児慢性特定疾病制度等の制度利用によるサポートに関わることは保健所・保健センターが対応し、医療的ケア児の教育・保育施設の利用や就学の際のサポートはそれぞれの施設やその施設を所管する市の担当部署が、また、そのほか児童発達支援センターや事業を利用する際には障害児通所支援利用に係る手続き担当課や各事業所がそれぞれ対応している状況で、一貫して継続的に支援する体制がなく、医療的ケア児の生活や教育などに悩みを抱える保護者にとっては、どこで相談すればいいのかということから情報を求めなければならない現状がある。

今後は、インクルーシブの観点をふまえ、医療的ケア児の権利を尊重し、地域においてほかの子どもたちとともに様々な経験をしながら安心して成長していけるよう、医療的ケア児への包括的な支援の実現をめざす。このため、「医療的ケア児コーディネーター」の配置や支援チーム作り、教育・保育施設等で医療的ケア児を受け入れることができるようにするために必要な看護師等の確保に関する支援策等なども含め、現在医療的ケア児への支援の推進を目的として実施している関係機関等による検討会議を活用しながら、医療的ケア児への一貫した継続的で包括的な支援が実現できるような体制づくりに向け、今までより以上に積極的に取り組みを進める。（②参照）

⑥ 子どもの成長、自立と共生の関係づくりを支える教育と児童福祉の一体的な取り組みの推進

子どもの成長過程は連続的なものであり、就学前の時期から小学校、中学校へ、またその後へ続く一連の過程である。その過程において、子どもが共生の関係の中で自立して生きていくことができるようその成長を支えていくためには、できるだけ早い時期から一貫した質の高い就学前教育や保育、学校教育を提供していく必要があると考えられる。

児童虐待発生の世代間連鎖を防ぐためにも、虐待を受けてしまった子どもの回復と成長を支えることをはじめ、あらゆる子どもの成長を支えるための教育と児童福祉の両部門一体となった取り組みは非常に重要である。これまでも誕生か

ら始まる一貫・連続した教育・保育をめざすための検討や冊子の作成などについて教育委員会を中心に子どもすこやか部も加わって取り組んできているが、今後は、子ども・子育て会議における議論を踏まえながら、改めて教育委員会と児童福祉部門との共同の検討体制をつくり、よりいっそう本格的な検討・研究を進める。

⑦ 切れ目のない子育て支援の再構築

これまで見てきたように、現在の本市の子育て支援においては、それぞれの施策や事業において、子育て世帯のニーズに応じた充実した支援をめざして取り組んでおり、一見すると支援の切れ目や隙間はほとんどないようにも見えるが、実際には、何らかの理由で担当する支援機関等が変更する場合に、情報の共有や引継ぎがうまくいっていないことがあり、目に見えない切れ目や隙間が生じていることを課題と考えている。

その結果、支援が必要と考えられる親子が子育て支援につながっていなかったり、子育て支援の場で心配な様子が見られたときに適切な支援につないでいくことができなったり、一つの支援機関で積み上げてきた支援のあり方が次の支援機関にうまく引き継げないなどの問題が起こっている。

この課題の解決を図るために、切れ目や隙間を埋める新たなサポート策の検討や、支援機関間の切れ目をつなぐしくみづくりを進める必要がある。

これらの課題の背景にある当事者のニーズと支援策のミスマッチや、関わる部署間の意思疎通不足、制度上の限界と担当業務の範囲、手続きの複雑さ、当事者の意向と個人情報取り扱いについての制約などの問題にしっかり向き合い、子どもの最善の利益を図ることを共通の目的に、課題を解決していく方法を関係部署や機関が一緒になって検討していく。

このための取り組み課題として以下のことが考えられ、ひとつずつ必要な検討・協議をすすめ、切れ目のない子育て支援の実現を追求していく。

○ 切れ目や隙間が生じやすいポイントを埋める新たな支援策の創出

- 1) 妊娠期や出産直後の時期に支援が必要な親子が孤立することのないよう、出産前の早い時期から継続して寄り添い、妊産婦がサポートを受けながら出産、子育てへと向き合っていけるよりよい支援のあり方を検討する。

検討・充実を図っていく取り組みとしては

- ・最も支援が必要な妊産婦には入所の形態での厚いサポートができる事業
- ・医療機関の取り組みとの連携強化
- ・妊娠期に誰でも利用できて出産後の子育てイメージが持てる子育て支援センターなどでの子育て中の親子との交流や相談

- 2) 親の離婚等、子どもにとっての大きな環境変化が起こるときの早くからの支援の強化

- ・ひとり親家庭の支援の一環として実施している施策の充実（現在児童扶養手当担当窓口にひとり親家庭への支援制度を案内するパンフレット「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」を配置、また離婚前相談を実施している）
- ・「ステップファミリーサポートブック ― ○△□いろんな家族のカタチ（こども編・おとな編）」を作成（ウェブサイト掲載）しており、これを活用したステップファミリーへの寄り添う支援の充実

○ 切れ目や隙間をつくらない支援機関間の連携のしくみづくり

就学に伴う保育所等から小学校などへの変更をはじめ、年齢による支援機関等の変更や子どもの状況の変化や利用サービスの変更に伴う支援機関の変更など、縦と横の連携体制の確立に向け、生じている支障の内容を具体的に把握・検証し、それに応じた解決策を講じていくため、子どもに関わる関係部署や機関とともに取り組んでいく。

子どもの権利の尊重と最善の利益を図ることを目的に、個人情報に配慮しながら、必要な情報が円滑に共有できるしくみについて検討し、考え方を整理・共有して新たなしくみの実現をめざす。

また、就学サポートシートのような一貫・連続した支援の実現のためのツールの活用によって、保護者自身が安心して支援機関と考えを共有し、子どもの成長を見守っていける可能性を広げる取り組みも必要である。

○ 現在子育て支援の直接の対象になっていない時期の子育て支援のあり方

小学校就学後の子育て支援については、これまできちんと議論したことがなく、要保護や要支援の児童については子ども見守り相談センターが支援にあたっているものの、それ以前の広く子育て家庭を対象にした子育て支援が確立しておらず、保護者の悩みを受け止める場所がほとんどない状況で、場合によっては学校がその役割を引き受けている。

もちろん支援拠点である子ども見守り相談センターは、就学期以降の子どもと家庭に関する相談に応じることもその業務としているが、幅広く利用されているとはいえず、この時期の子育て支援のあり方については、改めて検討を行う必要がある。

○ 就学期から若者期にかけての連続的な支援のあり方

小学生・中学生の時期は、学校が子どもに一番身近な存在としてその状況や課題に気づき、学習の機会を守り、生きる力を育てる教育に取り組んでいる。様々な事情で不登校となった子どもに対しても、登校の促しをはじめ、子どもの気持ちの聞き取りや保護者との話し合いなど、子どもの状況に応じた働きかけやサポートを続けている。

ところが、中学校を卒業してしまうとそれらの密な支援がなくなり、子どもの抱える困難は続いているにもかかわらず、サポートする機関がほとんどなくなってしまうのが現状である。

子ども・若者育成支援推進法では、支援の必要な子ども・若者への支援を推進することを市町村に求めており、本市では現在ひきこもりの若者に関する相談支援の取り組みを進めているが、他自治体には支援拠点部門と若者支援部門を同一組織内に置くなど連携を重視した体制をとるところも出てきており、今後、こうした若者の時期の支援を見通して、一貫した連続的な支援を可能にするための検討を関係部署とともに進めていく必要がある。

⑧ 家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携

「3(1)本市の児童虐待相談の現状と課題、取り組みの方向性」の項で見てきたように児童虐待相談においてかかわっている家庭にみられる傾向として養

育者に精神疾患などの疾病や知的障害・発達障害などの障害があり、サポートがあれば子育てをしていけるが、家族などの身近な支援者がいなかったり、他者との関係が薄く孤立していたりするために適切に、また十分に子どもにかかわっていないという点をあげている。

また、直接の関連性は確認できていないが、経済的な困窮すなわち貧困の状況に置かれている家庭の場合、生活そのものに余裕がなく、子どもを適切に養育することが難しくなっている可能性が考えられる。

また、配偶者間に暴力がある場合には、子どもに対する虐待につながっていることも多い。

さらに、本市においては外国にルーツのある子どもとその家庭が支援を必要としている場合も少なくなく、的確に困りごとを把握し、心情に寄り添った支援を行うためにはコミュニケーション上の配慮が必要になること、場合によっては、コミュニケーションを成立させるための通訳等の役割をその家庭の子どもが担っており、子どもの負担になっていることもある。

何らかの支援を必要とする家庭で生活している子どもの権利を尊重するためには、深刻な場合には子どもを保護するなどの手段を取らなければならないが、その家庭で起こってしまう虐待等の問題を解決するためには、家族の持つ課題や困難が生じる構造そのものを改善していかなければその重症化や再発を防ぐことはできない。また、ヤングケアラーが生まれる背景にも同じ構造が存在していることが多いと考えられる。

児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害であるが、見方を変えれば家族からのSOSである場合もある。

また、児童虐待と言えるような状況にはない場合であっても、貧困等の家族の抱える困難な状況が子どもたちの教育の機会をはじめとした様々な体験・経験等の成長の機会を制限していることがある。

このような場合の支援にあたっては、家族の障害や疾病、また子どもとその家族の置かれている経済状況などを的確に理解し、その理解の上に立って支援方針を決定し、子どもの支援と合わせて家族自身を適切に支援するもしくは適切な支援につながることが求められる。親支援プログラムや保護者への心理的ケア、自身も虐待を受けて育った保護者の自助グループなどによるサポートなどの検討を進めるほか、家族自身に寄り添う継続的な支援を実現する必要がある。また、配偶者暴力が起こっている場合にはその背景にも問題意識を持ち、子どもと家庭の支援にあたる必要がある。

そのような支援を確実にするためには、家族の障害や疾病そのものに関して支援を行う障害福祉や精神保健福祉、医療等の専門機関や配偶者暴力相談支援の担当機関などとの確かな連携が不可欠であり、研修や協議の機会を持つことで協力体制を整えていくとともに、協力して具体的な支援を行うことや新たな支援策の検討・創出等を通じてさらに相互理解とチームによる支援の強化を図っていく。

◎ 子どもと家庭を支えるネットワークの推進

①においても記したように、児童相談所を持つ中核市がその強みを発揮するための重要な基盤の一つが、社会資源の開発を含めた地域ネットワークを構築、活用することであると考えている。

「支援拠点の機能として今後検討し、取り組むべき課題」のなかにも、次のことをあげている。

(1) 要保護児童対策調整機関として要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化を図ること。

- (2) 通告等に対する所属機関や関係機関からの情報を迅速に把握し、「ケース受理から調査・アセスメント・援助方針の決定まで」の迅速性を確保するため、日ごろから地域の関係機関等との連携を図り、児童相談所部門と協働すること。
- (4) 地域の様々な社会資源やサービス等に精通し必要な時に利用ができること、及びその資源との関係づくりと、必要に応じての社会資源の創出を図ること。
- (5) 地域関係機関との密接な連携、アクセスの良さを活用し、顔の見える関係づくりに力を入れ、ネットワーク構築を推進すること。
- (6) 庁内関係部局との連携と理解促進、また市内の関係機関、地域住民等への、児童虐待や子育て支援に関する意識の醸成、周知啓発の推進を図ること。

以上から、次のような取り組みを進めていく。

- 要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの強化による効果的な支援の実現

子どもと家庭を支えるネットワークの中心となるのは、児童虐待の防止、支援を必要とする子どもを支えるためのネットワークである要対協であり、その調整機関である支援拠点が中心となって、関係機関の連携の強化を図り、虐待の状況にある子どもと家庭に対し、チームで支援方針を共有し、協力してサポートしていくことで、効果的で一貫性のある継続した支援を実現する。

- 地域の関係機関、団体との連携強化による「取り残さない」ネットワークの実現

さらに、地域での日常的な子どもと子育て家庭に対する見守り、身近な相談支援、児童虐待につながる心配のある事象の早期発見と児童相談所・支援拠点へのつながりなどを充実していくため、現在もこうした役割を担っていただいている民生委員・児童委員をはじめ、地域における福祉の推進に取り組んでいる校区福祉委員会や自治会、さらに様々な市民活動団体などの理解・協力を得、つながりを強化することで、支援の必要な子どもと家庭を取り残さないネットワークを実現する。

- 課題やニーズに応じたサービスや社会資源への円滑な接続のためのネットワークづくり

支援の必要な子どもや家庭の課題を解決するためには、そのニーズに応じた様々な支援サービスにつなぐことが必要である。児童相談所と支援拠点の一体的運営を進めるにあたっては、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによって子どもを支える、子どものためのハブ拠点となることをめざし、ハブ拠点機能を発揮するための関係機関・団体との連携、ネットワークの構築を進めていく必要がある。

また、現時点では特別な支援を必要としていなくても、子育てに関する情報やゆるやかな交流、居場所を求めている子どもと家庭にとって最適な場所につなぐことができるような様々な社会資源についての情報を集約し、相互のつながりを増やし、発信すること、また場合によっては社会資源の開発に取り組むことも求められる。

- ハブ拠点機能の発揮の具体化として、児童相談所・支援拠点のなかに、スペースを確保し、次のような取り組みを行うことを検討する。
 - ・ 関係機関・団体等の出張相談やイベント実施の場としての機能提供
 - ・ 関係機関・団体の協力による子ども支援・子育て支援活動などの実施

⑩ 社会的養護への取り組みのあり方

社会的養育とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり、「子どもの最善の利益」を図ることと「社会全体で子どもを育む」という理念に基づき行われるものである。

社会的養育ということばは、上記の説明のとおり、子どものいる家庭への在宅支援をも含んでいるものであり、すなわち、「子どもたちを社会で育てること」を指すものと言える。「第Ⅱ章 1 新たな児童福祉行政がめざすもの」に示した基本理念と通じる概念であり、この基本方針全体が社会的養育に関する方針であるとも言えるものである。

社会的養護は、上記の社会的養育の定義の前半に言う「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護する」ことを言うもので、児童相談所の設置に伴い、現在都道府県の権限である児童養護施設への入所措置などの社会的養護の実施に関わる業務を本市（児童相談所）が行うことになる。

そこで、この項では、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を家庭から分離して養育・保護することについて記載するものとする。

冒頭に述べた社会的養育の理念に基づいて、様々な事情により、家庭における養育が難しい子どもの生活と成長の場を保障し、個々の状況や事情に応じ、自立と共生の関係を築いていくことに向けてのていねいなサポートを行う必要があり、そのための対象の子どもとの密なかかわり、措置（委託）先の施設や里親との連携による支援の遂行と社会的養護における子どもの権利を尊重、保障する具体的な取り組みを進めていく。

特に、子どもは権利の主体であることを常に基本におき、子ども自身がその置かれている状況や今後の生活の見通しについての十分な情報を得、理解した上で、希望をもって生きていけるような支援とそのため環境づくりをめざす。

また、「社会全体で子どもを育む」まちづくりという観点を持って、里親に関する啓発や開拓・支援、児童養護施設等と地域とのかかわりの支援などの取り組みを進める。

具体的には次のような課題に対応していく必要があり、これまで市では経験したことのない業務であることから、事前に児童福祉施設や里親の実情把握、課題の理解と検討に取り組み、十分な準備をもって業務を開始する。

また、本市における社会的養育への取り組み方針は、別途、社会的養育の推進に関する計画としてとりまとめる。なお、計画は、社会的養護の支援を受けて生活している子どもたちをはじめとした子どもの意見を聴き、その意見を踏まえて策定するものとする。

[課題]

- 児童福祉施設入所時、入所中の支援・環境調整、自立と共生の関係を築く支援のあり方とこのための児童福祉施設との緊密な連携
 - ※ 市内の児童養護施設、障害児入所施設などの実情把握や課題ヒアリング

などを踏まえた検討

- 里親委託中の子どもと里親、実子も含めた里親家庭の支援、環境調整、子どもの自立と共生の関係を築く支援のあり方
- 里親の実子に視点を置いた里親家庭への支援のあり方
- 子どもと家族の状態に応じた家族再統合の支援
- 里親育成・確保の取り組みと未委託の里親を含めた里親支援のあり方
※ 里親支援機関の現状の把握、里親会や里親支援専門員からの課題ヒアリングなどを踏まえた検討
- 社会的養護により生活している子どもたちの意見の聴取をはじめ、その権利の実現のためのしかけや取り組みの推進
- 施設退所後、里親委託解除後の子どもの生活を支え、孤立させることなく、自立と共生の関係づくりをフォローする継続支援のあり方

(5) 子ども行政全体の最適化に向けた問題提起

「4 本市の児童福祉行政等の現状と課題（評価すべきことと変えるべきこと）」で見てきた子どもに関する施策の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、本市の子どもに関する行政全体に関わる検討課題が見えてきています。児童福祉行政の範疇にとどまらない事柄に及ぶため、本基本方針において方向づけることはできませんが、市として取り組んでいくべきと考えられる課題について、以下のことを問題提起としたいと考えています。

なお、本基本方針の策定においては、児童虐待のないまちづくり、子どもの権利を尊重、実現する共生のまちづくりをめざすことを基本理念として検討を行ってきましたが、子どもの問題の背景には、必ずおとなの問題や地域の問題、社会の問題が存在していることにも目を向けてきました。みんなで子どもを育てるまちづくりを進めるということは、そのまわりにいるおとなたちも地域の中で支えあって暮らす地域共生社会をめざすということにほかなりません。

子ども行政の最適化というアプローチから、様々な部署、部門が協力して地域共生社会をめざすという本市行政全体の課題への取り組みにつながっていくことを願うものです。

- ① 本市の子どもに関する施策の現状と課題から ～ さらにサポートマップを広げてすべてが相互につながりあうことをめざすこと

今回、年齢別子どもサポートマップの作成に取り組んだが、子どもと家庭に対するサポートがない隙間が生じていること、また、マップ上隙間がないように見えるところも、内容をよく見ればうまくつながっていないところがあることなどが確認された。

今回はマップ作りの対象にできなかったが、子どもに関係するそのほかの分野についても、地図をできる限り広げて見える化を図り、相互に施策の目的や内容を理解し、必要な時に協力して子どもを支える、子どもと家庭のニーズに応じた新たな展開をともに作りだしていくなど全部が相互につながりあうことをめざす必要がある。

- ② 本市の子どもたちが安心して成長し、自立と共生の関係を築くことができるよう、児童福祉と教育との協働は極めて大切であること。

相互に共通するテーマについて、積極的に合同のプロジェクトなどをもって検討を進めることが望まれる。

- ③ 子どもに関する施策に取り組むにあたっての姿勢（理念）を市全体で共有すること ～ 子どもに関わるすべての課題を子どもの権利という視点からとらえ、子どもの権利実現のための具体的な取り組みを進めること

市の様々な部局において取り組んでいる施策の中には、何らかの形で子どもに関係するものは多いが、それぞれの部署の判断で子どもへの配慮を行っているのが現状である。

今後は、本方針の基本理念の実現をめざすためにも、福祉・保健・教育施策だけではなく本市の子どもに関する施策すべてが共通の考え方をもち、同じ方向を向いて施策を実施していくことが必要である。

市行政のすべての関係する分野を対象に、子どもの権利の尊重と実現を視点とし、子どもに関わる施策を実施するときは子どもの最善の利益に留意すべきという子どもの権利条約の規定を踏まえて施策が展開されるようななんらかのしくみをつくることを視野において、本市の子ども行政の再構築と最適化をめざした検討を市全体で進めていく必要がある。

- ④ 以上のことを進めていくためのしかけを講じること

その例として、次のようなことについての検討を進める必要がある。

○ 市組織のあり方

- ・ 子どもに関する施策のうち主なものを担当する部局全体の最適な組織のあり方の検討
- ・ 子ども行政全体に関わる企画調整部門の必要性の検討
- ・ 子どもの権利に係る担当部門の必要性の検討
- ・ 子どもの課題に係る研究・検証・提案を担当する部門の必要性の検討

○ 「隙間」の原因の一つとなっている個人情報を含む情報共有のあり方の検討

○ 子ども行政をめぐる国の動きへの対応

- ・ 「こども基本法」を踏まえた本市子ども行政の見直し
こども基本法において策定が努力義務とされた「こども計画」への本市子ども関連計画の集約の検討
これに伴い、計画ごとに設置している庁内委員会や庁外を含めた協議会等の統合の検討
「子どもの権利条例」の検討
- ・ 「こども家庭庁」設置をふまえた、市組織のあり方の検討

6 目的実現のためのしくみと推進体制

(1) 目的実現のためのしかけの必要性

ここまで、新たな児童福祉行政の基本方針として、本市がめざすべき方向性を記載してきましたが、本方針に基づき、目的とする基本理念実現のための取り組みを継続して着実に進めていくためには、それぞれの担当する部署が常に基本理念を踏まえて取り組みを具体化し、実行していくことはもちろんですが、担当部署任せにするのではなく、そのためのしかけとなるしくみを作っておく必要があると考えています。

このため、基本方針に基づく取り組みの実施についての具体的計画を作成し定期的にその実施状況を評価、検証するなどの方法を講じるほか、特に子どもの権利を尊重するための取り組みや児童虐待の防止のための検証と研究、新たな予防策の検討を確実に進めるために、担当する部署を置いて対応するなどの具体的なしかけが必要です。

(2) 市民等への周知

基本方針は、市としての児童福祉行政の方向性をまとめたものですが、ここに定める取り組みを進めるためには、関係機関や団体との連携・協力が不可欠です。

さらに、基本理念としている「子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまち」「みんなで子どもたちを育むまち」「児童虐待のないまち」は、地域で暮らす市民や本市において次世代を育てる様々な立場の人とともにめざすことで初めて実現するものです。

このことから、本方針の内容については、様々な機会を通じて市民、関係機関・団体その他本市に関わる皆さんに知っていただけるよう努めるものとします。

(3) 子どもの意見を聴き、尊重する取り組み

「第Ⅰ章 2子どもの権利について」の項に記載したように、子どもの権利条約には、4つの原則の一つとして「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」が定められており、「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること」と説明されています。

この原則に基づき、今後基本方針を事業の計画等として具体化したり、実施する施策等の内容を決めていくにあたっては、子どもの意見を聴く機会を持ち、その意見を尊重することとします。

(4) 社会福祉審議会による進行管理

本方針に基づく取り組みについては、定期的に東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告し、その意見を踏まえて進めていくこととします。

(5) 庁内推進体制

本方針の策定に先立ち、児童相談所の設置をめざし、庁内の関係部局の協力をもって準備を進めていくために「児童相談所設置推進会議」を設置し、設置に向けての準備状況の共有や協議・調整を行っています。本方針についても同推進会議で共有し、それぞれの部局の立場から基本理念の実現に向けた取り組みを推進するものとします。

第Ⅲ章 児童相談所設置計画

1 計画の目的

第Ⅲ章では、第Ⅱ章の基本方針に定める重点課題への取り組みの方向性を踏まえ、基本理念を実現するための児童相談所のあり方についての重要な事項を「児童相談所設置計画」（以下「設置計画」という。）としてまとめます。

今後は、この設置計画に基づき、各機能の具体化に向けた検討を進めるとともに、児童相談所の施設の整備やスタッフの確保に取り組みます。

また、各機能の実現のための取り組みの内容や業務の進め方については、児童相談所の開設に向けて事業の実施計画や業務マニュアルなどとして整理していきます。

2 子どもを支える拠点としての児童相談所の姿（児童相談所のあり方と機能展開）

（1）基本的な考え方

児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童相談所運営指針に基づく児童相談所の業務の遂行のために必要な機能を踏まえるとともに、基本方針に定めた取り組みを推進するため、中核市（基礎自治体）の児童相談所であることと本市におけるこれまでの子どもと家庭に関する支援の経験・実績を最大限生かし、本市の課題に対応できる独自の機能構成とする。

（2）機能の構成

① 児童相談所機能の確実な遂行と支援拠点等の基礎自治体機能との一体的な展開、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによる子どもを支えるハブ拠点機能をめざす

①—1 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点が一体となって強める機能

ア 子どもに関わるワンストップ相談窓口機能

子どもに関するあらゆる相談を受け止め、必要な情報や支援に確実につながる機能

子ども本人がアクセスしやすく相談しやすい相談窓口機能の実現と浸透

①—2 児童相談所部門を中心に子ども家庭総合支援拠点と分担・連携して確実に果たす機能

イ 迅速・確実な児童虐待対応

※ 施設内虐待への対応機能を含む（特に虐待被害にあった子どものサポートの機能）

ウ 虐待等の困難を抱える子どもの回復・自立支援機能

※ 教育委員会・学校との協力体制、医療機関等との連携をもって実施

エ 家族再統合のための支援機能

※ 個別・集団の方法による再統合プログラムの実施等

オ 医療との連携や医学的観点に基づく子どもと家庭へのサポート

※ 医師・保健師の配置や連携を担当する専門職員の配置などにより、医療機関等の社会資源との連携体制を確保し、医療面でのサポートを必要とする子どもと家庭に対するていねいな支援を実現するとともに、医学的観点からのアセスメントや支援方針の確立を行う機能

①—3 子ども家庭総合支援拠点部門を中心に児童相談所部門と連携しながら充実を図る機能

カ 支援が必要な子どもと家庭の早期発見と在宅での継続的な支援による虐待の発生、再発、重症化の予防

このために地域の幅広い関係機関や団体等とのしっかりしたネットワークの構築と活用を進め、子どもと家庭に寄り添ったていねいで継続的な支援を実施

キ 要保護児童対策調整機関機能

児童虐待防止・支援を必要とする子どもの支援のためのネットワークの運営

ク 障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもと家庭の支援機能

個別の相談支援、本市療育システムによる子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない支援、療育教室等の子どもと親の支援の場の提供

医療機関や東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）との連携を含め、本市の障害児相談支援体制において求められる役割を担うこと。

ケ 子どもの居場所機能（子どもカフェ機能）

ヤングケアラー、貧困に起因する課題を抱える子どもなど孤立しがちであったり生きづらさを感じている子どもが、安心して過ごせる居場所を提供・運営

①—4 「こども家庭センター」機能（母子保健による相談支援との一体的実施）

コ 子育て世代包括支援センターと支援拠点とが一体的に行う相談支援の機能

①—5 各部門が連携して実施する新たな機能

サ 児童虐待の未然防止のための地域づくりの機能

市民、関係機関・団体等への啓発、新たな子育てサービスの開発・調整

シ 子どもと家庭のニーズに応じ市関係部署等による相談支援がその場で実施できる工夫

子どもに関連する様々な相談ごとに対する出張相談等の積極的な実施

相談支援において常時スムーズな協力を得ることができるような工夫

子どもと家庭の事情に応じ、スムーズに相談ができる配慮（外国にルーツのある子どもと家庭への相談支援の際の通訳等コミュニケーションの支援にかかる措置など）

ス 様々な社会資源との連携・分担・接続による支援

子どもを支えるハブ拠点となるためのしかけ、しくみをおく（⑤参照）

② 社会的養護による子どもの支援のマネジメント機能の的確な遂行

様々な事情により、家庭における養育が難しい子どもの生活と成長の場を保障し、個々の状況や事情に応じ、自立と共生の関係を築いていくことに向けてのていねいなサポートを行う必要があり、そのための対象の子どもとの密なかかわり、措置（委託）先の施設や里親との連携による支援の遂行と社会的養護における子どもの権利を尊重、保障する具体的な取り組みを進めていく。

今後、次のような課題への対応の方向性を検討のうえ、別途、社会的養護を含む本市の社会的養育への取り組み方針を定めた社会的養育の推進に関する計画を策定

し、同計画に基づき業務を実施する。

[課題]

- 児童福祉施設入所時、入所中の支援・環境調整、自立と共生の関係を築く支援のあり方とこのための児童福祉施設との緊密な連携
 - ※ 市内の児童養護施設、障害児入所施設などの実情把握や課題ヒアリングなどを踏まえた検討
- 里親委託中の子どもと里親、実子も含めた里親家庭の支援、環境調整、子どもの自立と共生の関係を築く支援のあり方
- 里親の実子に視点を置いた里親家庭への支援のあり方
- 子どもと家族の状態に応じた家族再統合の支援
- 里親育成・確保の取り組みと未委託の里親を含めた里親支援のあり方
 - ※ 里親支援機関の現状の把握、里親会や里親支援専門員からの課題ヒアリングなどを踏まえた検討
- 社会的養護により生活している子どもたちの意見の聴取をはじめ、その権利の実現のためのしかけや取り組みの推進
- 施設退所後、里親委託解除後の子どもの生活を支え、孤立させることなく、自立と共生の関係づくりをフォローする継続支援のあり方

③ 児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能

「(仮称)子どもの権利センター・(仮称)児童虐待防止センター機能」の実現をめざす。

- 現状分析・研究と施策化のシステムの事務局機能
 - 基本方針5(1)をふまえ、取り組みを確実に推進するためのしかけとして事務局機能を担当する部門を置き、他の部門のスタッフとの連携により継続的な取り組みを可能にする体制をとる。
 - 具体的な体制として、(仮称)児童虐待防止センター機能をおき、研究・研修や、施策提案に取り組むことなどを検討する。相談支援を担当する職員と協働して要保護児童等の現状・課題分析をはじめとした本市の子どもに関する課題の整理や環境の評価、実施している施策の検証などを継続的に行い、それに基づく新たな子ども・子育て支援策や虐待予防策等の施策の提案等につなぐもの。
- 子どもの権利の尊重と実現をめざす取り組み推進の事務局機能
 - 広く本市の子ども権利の尊重と実現のために、(仮称)子どもの権利センター機能をおき、子どもの権利尊重に関する業務を担当し、必要な方策を検討し具体的取り組みを進める。
 - 子どものためのオンブズパーソン機能や権利救済機関を設置する事例が増えている。こうした取り組みの研究を行い、本市における展開を検討することや、本市の子ども権利状況の点検のため第三者機関等による定期的な評価を実施すること、子ども自身が子どもに関する施策などについての意見を交換する子ども会議の設置などを施策に位置付けた子どもの権利条例等を研究・検討していく。
 - なお、児童相談所は子どもの権利を尊重し、実現することを目的とした機関であるが、その目的遂行のためとはいえ子どもの安全を確保する一時保護などの緊急の対応の際には一定の法的権限等をもって子どもの権利を制限するという側面も持つ。そうした性格を持つ児童相談所設置に伴って、子どもが直面す

る様々な場面における権利侵害についての救済機能を実現することで、全体として子どもの権利を尊重・実現するしくみを働かせることができる。

研究・検討にあたっては、この点をふまえ、オンブズパーソン機能や権利救済機関。評価を行う第三者機関などを設置する際には、児童相談所とは異なる部署がその事務局を担当するなど中立性を担保することに留意する必要がある。

④ 関連機能の併設によるワンストップ機能の実現と効果的な子ども家庭支援の展開

○ 子育て支援機能

子育て支援センター、子育てサポーター拠点などの子育て支援の機能を置く。子育て中の親子が気軽に遊びに立ち寄ることができる遊び場などの親子に近い場所で、日常の相談から個別のニーズを把握し支援につなぐという子育て支援の機能を併設することにより、施設全体を訪れやすいしつらえとするとともに、児童相談所や支援拠点の相談部門と連携を密にし、相談窓口を自然に知ってもらい、すぐそばにある強みを発揮して、相談窓口の利用への敷居を低くする効果も期待する。また、しんどさを抱えて相談部門に来られた親子などが帰りに立ち寄って利用することで、ほっと一息つく時間を持つことにつながるなど相乗効果の発揮をめざす。

子育て中の親子の交流や遊び場の設置・運営にあたっては、広く様々な親子に利用してもらえるような魅力を備えたものとするとともに、相談支援が必要な親子を自然に支援へつなぐことに視点をおき、発達がゆっくりな子どもやほかの人と接することが苦手な子ども、音や色に過敏で大勢の中では疲れてしまう特性を持った子どもなど、ほかの遊び場が利用しにくい子どもたちが安心して遊べる環境の提供とつなぎ役となるスタッフの配置など、十分な配慮を行う。

○ 多世代、多様な活動主体が多目的に利用できる広場・交流機能

基本理念に掲げる「みんなで子どもを育むまち」の実現に向けた取り組みの一環として、多目的スペース等を確保し、子育て世代だけでなく、子どもたちとあらゆる世代が交流できるような事業の実施や子どもに関心のある市民が学んだり過ごしたりできる場所とする。

また、下記⑤に記載するような子どもに関するネットワーク機能の実現のための情報発信やイベント等の実施の場所としても活用する。

○ 教育センター来所相談及び教育支援センター（適応指導教室）分室

ワンストップ機能の実現に向けて、児童相談所や支援拠点等の相談部門と、相互に必要な相談支援につなぐことができるよう、何らかの形で同一施設内に併設する方向でそのあり方について検討していく。

○ 配偶者暴力（DV）相談支援窓口

DV被害者の約半数は、18歳未満の子どもを有していることから、児童虐待の問題がある場合も含め、貧困、住まい、就労など様々な課題を抱えている。子どもの権利を尊重しながら、関係機関等と情報共有、連携をすすめて、自立を促進する支援を行うことができる、DV被害者（保護者）に寄り添った相談機能の実現をめざす必要があり、配偶者暴力（DV）相談支援窓口を併設する方向でその形態やあり方について検討していく。

⑤ 子どものためのハブ拠点機能を発揮するための関係機関・団体との連携、ネットワークによる子ども支援

- 子どもと家庭に対する相談支援によって把握した課題やニーズに応じたサービスや社会資源への円滑な接続のためのネットワークづくり
支援を必要としている子どもと家庭に対し、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによって子どもを支える、子どものためのハブ拠点となることをめざし、ハブ拠点機能を発揮する。そのため関係機関・団体との連携、ネットワークの構築を進める。
また、現時点では特別な支援を必要としていなくても、子育てに関する情報やゆるやかな交流、居場所を求めている子どもと家庭を最適な場所につなぐことができるよう様々な社会資源についての情報を集約し、相互のつながりを増やし、発信する。またネットワークを活用し、社会資源の開発に取り組む。
- ハブ拠点機能の発揮の具体化として、児童相談所・支援拠点のなかにスペースを確保し、次のような取り組みを行う方向で検討する。
 - ・ 関係機関・団体等の出張相談やイベント実施の場としての機能提供
 - ・ 関係機関・団体の協力による子ども支援・子育て支援活動などの実施

⑥ 子どもの権利、安心と自立を支える一時保護所

児童虐待などにより、家庭では生命、心身の安全が保たれないなどの危機にある子どもを保護し、安心して生活できる場所を提供するとともに、生活しながら子どもの心身の状態や置かれてきた状況を把握し、回復へのケアを行う。

また、一貫して子どもの権利を尊重し実現する視点をもって、常に子どもに十分な説明を行い、子どもの意見を聴き、子どもとともに考えながら子どもが今後自立と共生の関係を築くことを支援する。

そのために一時保護所のあり方については、次のような考え方をベースとし、今後具体化のための研究・検討を進める。

- 定員規模 一時保護を必要とする子どもを迅速・確実に保護できるよう、十分な定員規模を確保することが最優先課題であるため、本市の子どもを対象とした現在の1日当たりの一時保護人数をもとに、おおむね2倍の定員規模を確保する。
- 対象者 乳児を除く2歳から18歳の子どもを対象とする。
- 立地 常に児童相談所の児童福祉司や児童心理司と緊密に連携しながら一時保護中の子どもを支援するため、必要の都度児童相談所と一時保護所との間を頻繁に行き来できるよう両者を同一敷地内に設置することが望ましいが、少なくとも近接した位置に設置する。
- 居室 個室を基本とする。
- 施設内の環境 安全でプライバシーが守られるつくりとするとともに、十分な広さを確保し、子どもたちが安心して快適に生活できる空間とする。また、子どもの年齢や成長段階に応じた遊びや学習などの活動が十分できるよう、学習室や運動スペースなどそれぞれに必要なスペースを十分確保する。
- ケアの形態 小グループケアの実施をめざし、居室や共有スペースはそれができる構成とする。

- 学習などの子どもの権利の保障 年齢や一人一人の状況に応じた学習の保障のため学習支援を行うスタッフを確保するほか、子どもの事情を踏まえたうえで学校（原籍校）への通学についても積極的に検討し、実現をめざす。
- 子どもの権利を尊重するための取り組み 職員による子どもの権利を尊重する視点でのケアの徹底はもちろんのこと、子どもが意見を言いやすいような取り組みの工夫を行う。具体的には、弁護士などの第三者によるアドボケートを子どもにとってわかりやすく、利用しやすい方法で実施することに向けた検討を進める。また、子どもとともにその意見を聴きながら一時保護所での生活のルールづくりをするなど、子ども主体の施設づくりと子どものエンパワメントをめざす方針も検討していく。
- 質の高いケア・運営をめざすための取り組み 第三者評価の受審などに積極的に取り組む。
- 一時保護解除後の支援に向けた配慮 一時保護された子どもが、その解除後も一時保護所でのケアを踏まえ、連続性のある支援を得ながら生活していけるように、退所後の支援を担う支援者が退所前から子どもと交流して関係づくりを行うなど、安心して次の生活の場所に移行できるような配慮の方法を検討する。
- 職員体制 法令に基づき必要な職員を配置することが基本となるが、24時間365日運営する施設であることから、交代勤務等の具体的なあり方については職員の負担が過重にならないような余裕を持ったものとし、子どもたちに十分なケアが提供できる体制を確保する。夜間にも緊急の保護が必要になることも多いことから、夜間についてもそれに対応できる体制を確保する
- その他 一時保護中の子どもたちの生活に支障が生じないよう十分配慮の上、ショートステイの受け入れができる専用室の併設をめざして慎重に検討を進める。

なお、一時保護所の設備・運営基準については、これまでは児童養護施設の基準を準用するとされていたが、令和6年度施行の児童福祉法改正に合わせ、新たに一時保護所にかかる設備・運営基準が制定されることとなっており、今後の検討においては、同基準を踏まえて進めていく必要がある。

3 組織とスタッフ

2に述べた機能を十分に発揮し、基本方針に定める基本理念の実現をめざして求められる役割を果たしていくため、必要なスタッフ（職員や外部人材など）を十分に確保、活用するとともに、組織的な対応ができる体制の確立、人材育成の計画的な実施、個々の職員に過重な負担がかかることのないような運営上の工夫、業務の特性に応じた民間事業者の活用などについて、児童福祉法等の関係法令や国の児童相談所運営指針を遵守のうえ、今後詳細に検討し、具体化していく必要があります。

ここでは、現段階での考え方や検討の方向性について記載します。

(1) 組織構成の考え方

児童相談所部門と支援拠点部門（「こども家庭センター」を設置した場合は支援拠点を含む「こども家庭センター」部門）を合わせて一つの組織とする。

その内部構成については、今後業務内容等を具体的に検討していく中で合わせて

検討していく。

「2子どもを支える拠点としての児童相談所の姿（児童相談所のあり方と機能展開）（2）機能の構成 ④関連機能の併設によるワンストップ機能の実現と効果的な子ども家庭支援の展開」（P61）に記載のとおり、子育て支援機能等の関連機能の併設をめざしているが、その組織上の位置づけについては、今後の検討により、最適な組織構成を見出していく。

（2）スタッフ ～ 職員体制についての考え方

① 職員体制の考え方

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童相談所運営指針に基づく児童相談所の職員配置基準及び支援拠点にかかる国要綱に基づく配置基準をふまえ、基本方針に記載した「5 今後の取り組みの方向性」の項の「（1）取り組みの全体像」「（2）今、市がつくる児童相談所に求められているもの」「（4）重点課題と今後の取り組みの方向性」に基づき、児童相談所及び支援拠点、さらに設置に向けて検討中であるこども家庭センターが担うべき業務を遂行するために、具体的な業務内容やその実施方法、役割分担を精査のうえ、専門職をはじめとした必要十分な職員を配置する。

また、現在、児童相談所及び支援拠点における支援を必要とする家庭は非常に困難かつ複雑な問題を抱えていることも多く、相談支援業務はリスク管理と判断、アセスメントやマネジメント能力等高い知識と技術を要し、その対応のあり方が、子どもの生命にまで影響する可能性もある極めて重要性の高い業務である。児童相談所及び支援拠点は、このような相談支援業務を的確に遂行することが求められるため、常にそういったことを意識しながら業務に従事することによる精神的な負担や疲労の蓄積は大きくなりやすく、児童相談所等児童福祉の現場における人材の確保の困難さは広く社会に浸透しているところでもある。

児童福祉に関する知識と技術の向上とともに、組織としての判断、対応といった、職員が孤立しないような工夫と環境整備で、職員のメンタルヘルス維持にも配慮しつつ、職員の確保と育成を図っていかなければならない。

さらに、児童相談所は24時間児童虐待通告に対応する必要があることや、実際夕刻以降に通告を受けることは多く、その結果安全確認や一時保護等の対応は夜間に及ぶことが珍しくないといった児童相談所業務の実情も十分把握の上、考慮する必要がある。

このため、他自治体における体制や運営上の工夫等も参考にしながら、組織的に業務に対応するために必要な体制とするほか、「5 今後の取り組みの方向性（1）取り組みの全体像」（P33）に述べたような取り組みの方向性～「相談支援」→「子どもの置かれている状況や課題の把握」→「その実情を踏まえた施策の検証と改善」→「施策の実施」→「相談支援」というサイクルを良い方向に向かって循環させるため、そのマネジメントを担う担当部署や職員を置くなど、基本理念の実現のために確実に取り組みが進んでいくことを担保する体制を検討、実現する。

② 本市児童相談所に配置基準上必要な専門職の職員体制（令和3年度時点）と確保に向けての考え方

なお、令和3年度時点の算出になるが、本市が児童相談所（一時保護所を除く）を設置した場合に、法令による配置基準上必要とされる専門職の職員体制は次のとおりである。（配置基準上の必要職員数は、人口や児童虐待対応件数の変化に伴い今後変更がありうる。）

【表7】配置基準に基づく本市児童相談所相談部門の専門職の必要職員数（児童相談所の相談部門のみ。一時保護所、支援拠点などは含まない。）

（注：令和3年度に本市が児童相談所を設置したと仮定した場合の必要職員数。児童福祉司数算定の基礎となる児童虐待対応件数は令和元年度の実績に基づく。）

| 区分 | 役割・業務 | 配置基準 | 東大阪市相当人数 |
|---------------|--|---------------------------------------|-----------------|
| 所長 | ・所長として法に定められている権限の行使 ・法に基づき都道府県知事等から委任された権限の行使 ・各部門の業務の統括 ・児童相談所を代表しての対外活動 | 1 | 1 |
| 各部門長 | ・各部門の業務全般の統括 ・各部門職員に対する指導・教育 | 1部門に1人 | 4程度 |
| 児童福祉司 | ・子ども、保護者等から子ども福祉に関する相談に応じること ・必要な調査、社会診断を行うこと ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと ・子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと | 人口3万人に1人以上の配置＋児童虐待対応件数が全国平均より多い場合は上乘せ | 57 |
| 児童福祉司スーパーバイザー | ・児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと | 児童福祉司※15人につき1人 (※1 里親支援担当を含む。) | (10) 上記57の内数 |
| 児童心理司 | ・子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等を行うこと | 児童福祉司※2人につき1人 (※2 里親支援担当を除く。) | 28 |
| 児童心理司スーパーバイザー | ・児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと | 1人以上 | (1) 上記28の内数 |
| 医師及び保健師 | 【医師】 ・診察、医学的検査等による子どもの診断 ・子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導 ・医学的治療 等々 【保健師】 ・公衆衛生及び予防医学的知識の普及 等々 | 各児童相談所に1人以上配置 | 医師1以上 保健師1以上 |
| 弁護士 | ・法第28条の措置、親権喪失又は停止の審判の申立て等の手続 ・当該措置等に反対している保護者に対する説明 等 | 区域内人口等を勘案して適切な数を配置 | 1以上* |

* 弁護士については、児童福祉法には、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。」と規定されており、本市の実情に応じ、常時弁護士に必要な相談ができ、助言指導を得ることができる体制の確保に向けて、今後その方法を検討する。

※ 以上に加え、「2 子どもを支える拠点としての児童相談所の姿（児童相談所のあり方と機能展開）（2）機能の構成 ⑥ 子どもの権利、安心と自立を支える一時保護所」に述べた一時保護所の職員が必要となる。

さらに、①で述べたとおり、児童相談所と一体的に運営する支援拠点をはじめ、上記「2（2）機能の構成」に記載した6つの機能の展開のために、それを担う専門職等の職員、事務職員が必要となる。

表7に示したのは、児童相談所に係る法令に基づく配置基準上の必要職員数であるが、実際の職員体制については、今後この基準を踏まえ、「①職員体制の考え方」にも記載したとおり、本市の児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点等が担うべき機能を実現するために、業務のあり方の検討とともに、十分な体制が確保できるよう具体的な検討を進めていく。

児童相談所において相談支援を担当する児童福祉司、児童心理司や支援拠点における専門職の職員など主な職員については、配置基準に基づく必要数を原則として正規職員で確保する。このうち、児童福祉司、児童心理司については、現任の専門職の職員を活用するとともに、計画的に新規採用を行うことによって確保を進めていく。

このほか子どもたちの支援のために不可欠な心身の状況の評価を担当する医師や子どもの健康面からの必要な支援を担う保健師、また子どもの権利尊重の観点や法律上の観点からの助言や児童相談所における法的手続きをサポートする弁護士などの体制についても、子どもと家庭への支援を確実に適切なものとするため、専門的な立場から援助方針会議に参加するなど、支援チームの一員としての役割を担う専門職員として非常に重要であり、既存の児童相談所などにおける先例を参考にしながら、関係団体等の協力を得ることも含めて、今後詳細に検討する。

また、児童相談所運営指針に基づく児童相談所業務のなかには、事務職員が担うべき業務も相当量含まれるほか、2に記載した各機能の効果的な遂行のためにも事務職員を適切に配置し、役割分担と協力をもって組織全体として業務を進めることが不可欠であり、今後業務量の把握を進め、事務職員の体制についても具体的に検討、決定していく。

③ 職員の育成

育成については、人事交流により児童相談業務を経験することによる育成や、他自治体の児童相談所への派遣研修などにより積極的に進めていき、児童相談業務の理解、子どもと家庭の相談支援に取り組む姿勢や視点、相談援助技術等の習得をはじめ、児童相談所業務を担う力の総合的な向上を図っていく。

さらに、本市における福祉分野を中心とした相談支援業務にかかわる専門職等の職員の育成や配置のあり方については、既存の職域に児童相談所とその関連部門という新たな職域を加えて、今後総合的に検討していく必要がある。

(3) 本庁機能との役割分担の考え方

① 児童相談所設置市の事務についての役割分担

中核市である本市が児童相談所を設置することにより、児童福祉法上都道府県の事務とされているものの一部を本市が担うことになる。

こうした事務の中には、法令上児童相談所において実施することが求められているものと、必ずしも児童相談所で実施することを前提としていないものがある。

後者については、今後、事務の目的や内容を詳細に把握のうえ、関係部局等とともに検討を進め、担当する部署を適切に決定するなど最適な役割分担を行っていく。

ここでは、児童相談所設置市の事務（児童相談所運営指針に記載されている児童相談所の本来業務を除く）について簡単に記載する。

【表8】児童相談所設置市の事務

| 項目 | 内容 |
|------------------------|---|
| 1 児童福祉審議会の設置に関する事務 | 児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる機関である児童福祉審議会の設置運営を行う。 （社会福祉審議会の分科会を児童福祉審議会と位置付けることができると考えている） |
| 2 里親に関する事務 | 里親希望者を募り、里親として適任であるか調査し、研修による育成を行い、里親として認定する。（認定にあたっては、その適否につき児童福祉審議会の意見を聴く。） |
| 3 児童委員に関する事務 | （中核市の事務のため本市では既に実施） |
| 4 指定療育機関に関する事務 | （中核市の事務のため本市では既に実施） |
| 5 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 | （中核市の事務のため本市では既に実施） |
| 6 障害児入所給付費の支給等に関する事務 | 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。 |
| 7 児童自立生活援助事業に関する事務 | 児童自立援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業にかかる検査等、制限又は停止を行う。 |
| 8 児童福祉施設に関する事務 | 児童養護施設等の児童福祉施設の設置認可等を行う。 |
| 9 認可外保育施設に関する事務 | 認可外保育施設の指導監督等を行う。（一部は中核市の事務のため本市では既に実施） |
| 10 小規模住居型養育事業に関する事務 | 小規模住居型養育事業の届出、検査、制限、又は停止を行う。 |
| 11 障害児通所支援事業に関する事務 | （中核市の事務のため本市では既に実施） （審査請求の裁定にかかる事務は対象外） |
| 12 特別児童扶養手当にかかる判定事務 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成ができる。 |
| 13 療育手帳にかかる判定事務 | 療育手帳の申請を行った対象者について、児童相談所が判定を行い、判定結果を都道府県知事に進達する。 |
| 14 児童自立支援施設の設置 | 児童福祉法上、都道府県（児童相談所設置市）に設置義務がある。 |

② 基本理念の実現をめざす取り組みを推進するための役割分担

基本理念の実現をめざす取り組み、また、基本方針「5 今後の取り組みの方

向性」に記載した「(4) 重点課題と今後の取り組みの方向性」(P35~54)に基づきさまざまな業務は、児童相談所及び支援拠点だけで遂行できるものではない。

市全体として基本理念の実現をめざす推進役を担う部署、課題ごとに担当することがふさわしい部署について、今後の検討・協議を進め、子ども行政全体の最適化に向けた取り組みと合わせて、児童相談所の設置時期を念頭に庁内の協力体制を築く必要がある。

4 施設のあり方

「2 子どもを支える拠点としての児童相談所の姿（児童相談所のあり方と機能展開）(2) 機能の構成」の内容を踏まえ、施設のあり方については次のように考えます。

(1) コンセプト

入りやすい、相談しやすい開かれた施設としての特徴と、相談者等のプライバシーを守ることでできる相談しやすい安全・安心な施設としての特徴を兼ね備えた、

子ども、子育て世代など子どものまわりの人、子どもに関する支援関係機関・団体から子どもに関心のある様々な世代の市民まで、幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる、親しめる、安心できる施設

- 誰もが安心して気軽に訪問しやすい空間
- 利用者のプライバシー保護に配慮した空間
- 子ども、子育て世代（保護者など子どものまわりの人）、子どもに関する支援関係機関・団体から様々な世代の市民まで、幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる、親しめる、安心できる空間

(2) 機能の構成に基づく諸室イメージ

A コアセクション①【児童相談所部門+子ども家庭総合支援拠点（子育て世代包括支援センターとの一体的な相談支援機関であるこども家庭センター設置を視野に検討中）部門】

- ・執務スペース
- ・相談室／診療が可能な個別相談室／プレイルーム／グループルーム（中）／キッズスペース
- ・療育教室、親支援プログラム、家族再統合プログラム等に使用できる教室スペース
- ・こどもカフェスペース（調理設備のあるもの）
- ・多目的ルーム（会議・研修用）

A' コアセクション②【一時保護所】

- ・居室は個室を基本とし、小グループケアが可能な配置
- ・学習や遊びなどの子どもにとって必要な諸活動ができる十分な共有スペース
- ・子どもたちが快適に生活できる防音、換気、採光、空調等の良好な生活環境とゆとりのあるスペース構成とする。
- ・子どもたちの安全とプライバシーを守る構造、設備、動線上の配慮。

B オープン・併設機能セクション【子育て支援機能＋その他関連部門】

- 子育て支援機能、子どもの遊び場スペース
- 多目的スペース
 - 子どもに関する市民活動団体等による日替わり、週替わり、月替わりの子ども支援、子育て支援イベントや活動などの実施
 - 子どもに関する啓発講座の開催などが可能なスペース
- 教育センター来所相談及び教育支援センター（適応指導教室）分室
教室、相談室、執務スペースなど
- 配偶者暴力（DV）相談窓口
相談室、執務スペースなど
※ 教育センター、配偶者暴力（DV）相談窓口を併設する場合にはコアセクションAと同様のプライバシー等への配慮が必要となることから、配置等に留意

（3）配慮や工夫が必要なポイント

① 配慮すべき事項(i)

- 一時保護児童の安全とプライバシー保護を最優先事項とすること
- 支援を必要とする子どもや保護者がストレスなく相談窓口アクセスできること

幅広い子育て世代や市民が気軽に利用する場所と、利用者からのニーズに基づく支援を行う機関、場合によっては強い権限を行使する機関が同じ施設内に所在することになることから、必要に応じてゾーンを明確に分けるなど各セクションの配置について十分な考慮を行うことと、一時保護所への動線、相談窓口アクセスする動線、広く子どもや子育て世代、市民が利用する動線が交わらないように工夫するなどの配慮が不可欠である。

② 配慮すべき事項(ii)

- 障害など多様な特性を持つ子どもやおとなが、不安やストレスなく過ごせる配慮（バリアフリーとユニバーサルデザイン）
- 働く職員の業務の効率化や業務量の縮減につながったり、ストレス過多にならないような動線や空間、設備の工夫

（4）施設規模

「（2）機能の構成に基づく諸室イメージ」に基づく施設の規模は、最大で延床面積 7,500 m²程度を想定している。（整備に向けた今後の検討により増減の可能性がある。）

（5）児童相談所の設置場所についての考え方と設置場所

児童相談所の立地については、次のような条件を満たす場所が望ましい。

- 児童虐待通告等に即時対応するため、市内のどこへでも短時間で訪問できる位置（極端に偏った位置ではないこと）
- 支援を必要とする子どもと家庭の多様な相談ニーズや複雑な生活上の課題にワンストップで対応できること（関連する相談窓口や市担当部署との近接性）
- 児童相談所の相談部門と一時保護所が同一敷地内に設置できることもしくは徒歩数分以内に近接設置できること（相談部門と一時保護所との緊密な連携の

確保)

- 様々な市民が市内のどこからでも訪れやすい位置、交通利便性があること
(どのような交通手段でも大きな不便なく来所できること)

活用可能な場所(用地)のなかから、可能な限り上記の条件を満たす場所に設置すべく検討した結果、次の場所に設置する方向で準備を進めることとする。

【設置予定場所】

東大阪市東部地域仮設庁舎敷地(東大阪市南四条町)

5 市民等への周知

本市の児童相談所(一体的に運営する機能や併設機能を含めて)が、市民や関係機関・団体の理解のもとその運営をスタートし、様々な立場や事情の市民に利用してもらうとともに、その知恵や力を借りてより本市の子どもたちの支えとなる場所に成長していくために、児童相談所の目的や機能、実施する事業、さらに課題について、必要に応じ市民等に知らせていく必要があります。

今後、様々な機会を活用し、方法を工夫しながら広報に努めていきます。

6 スケジュール

※今後記載

資料編 1

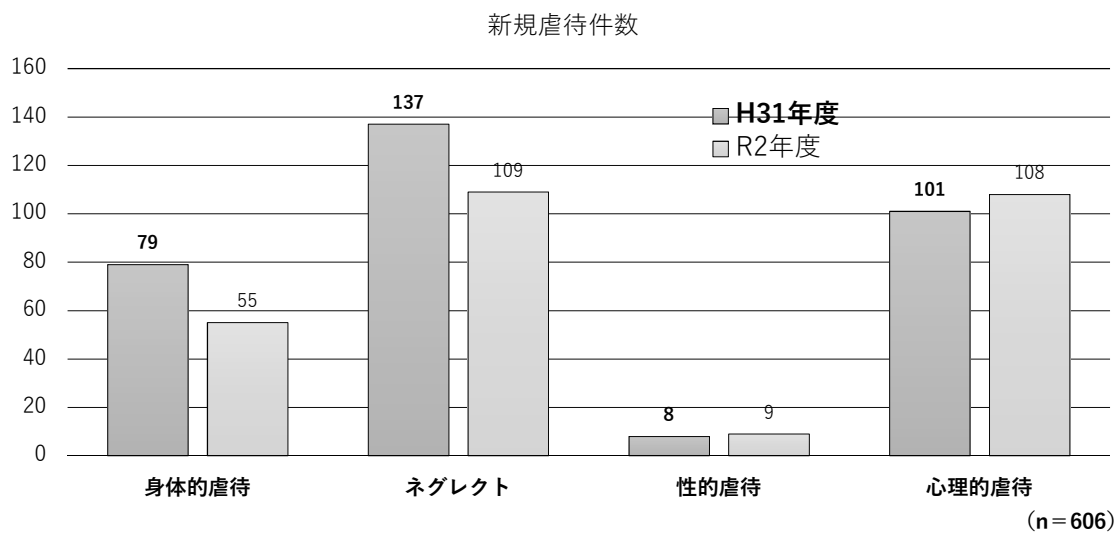
本文中に示した別紙・別添資料について

- 別紙 1「平成 31 年度・令和 2 年度要保護児童 606 件、特定妊婦 140 件の状況」 P 73
- 図表 3「年齢別子どもサポートマップ」 P 81
- 表 2「子どもに関する施策一覧」 P 83

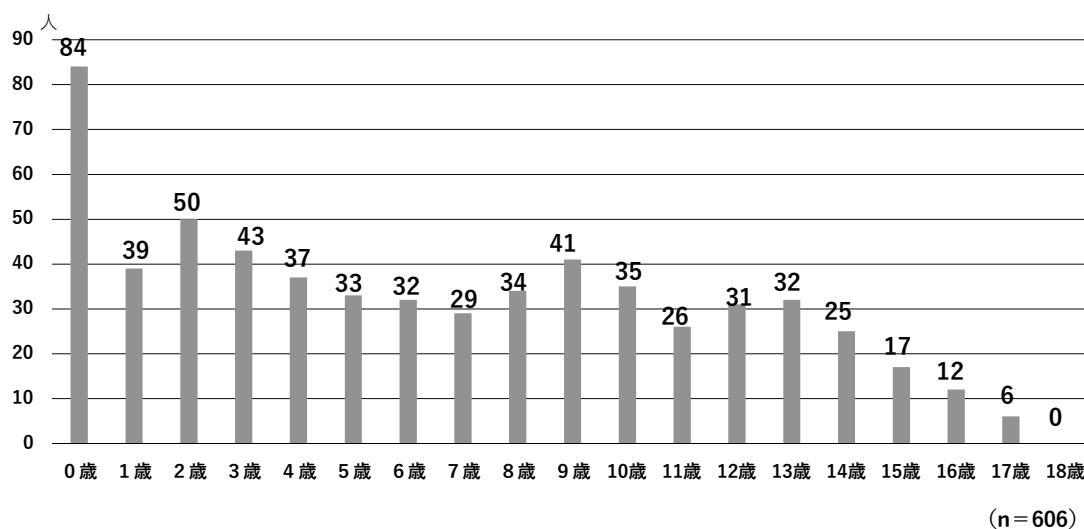
平成31年度・令和2年度 要保護児童606件 特定妊婦140件の状況

～東大阪市要保護児童対策地域協議会台帳
新規登録ケースアセスメント票集計から～

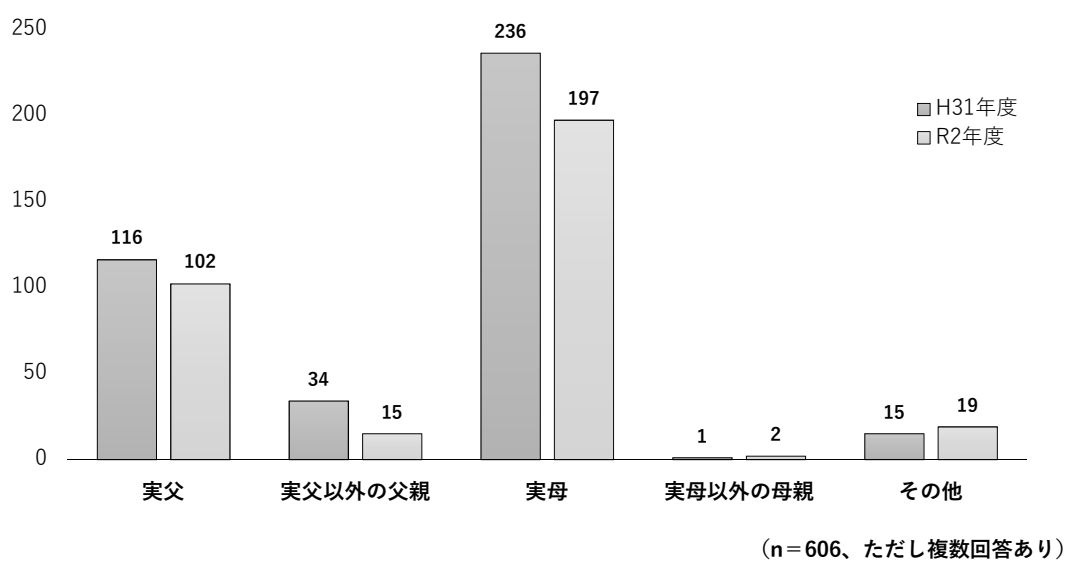
虐待種別



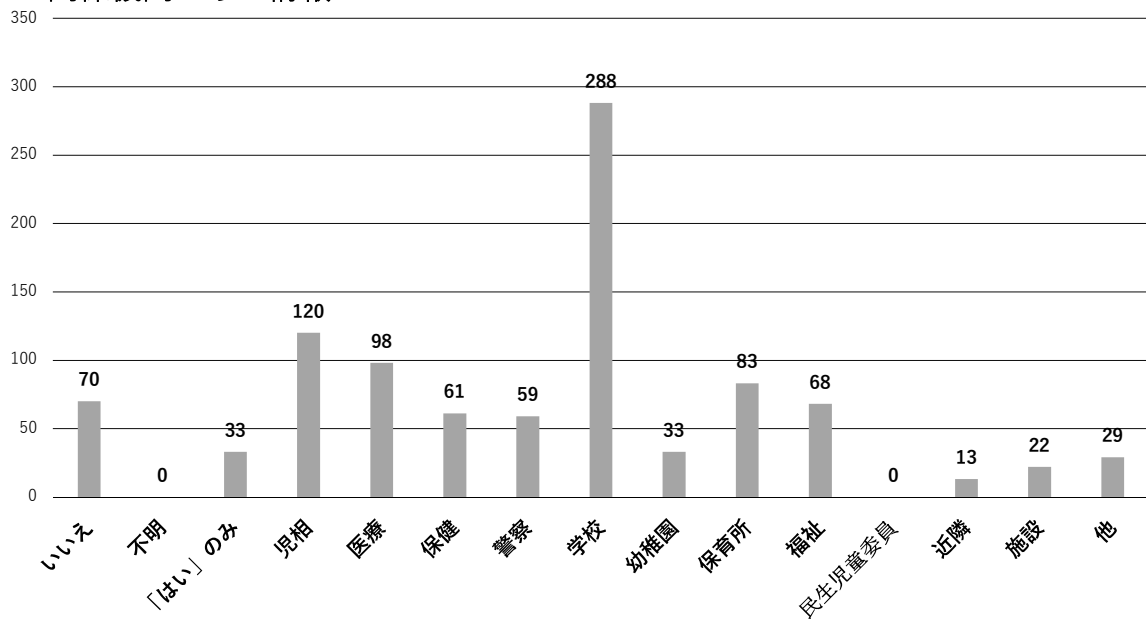
児童の年齢 (平成31年度・令和2年度要保護児童606件)



虐待者

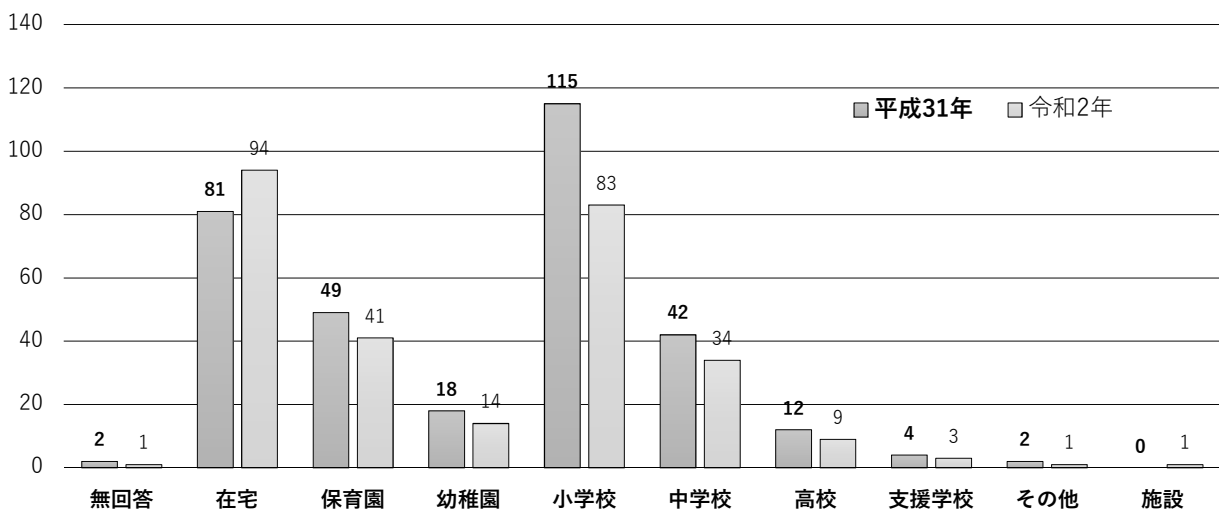


関係機関からの情報



(n=606、ただし複数回答あり)

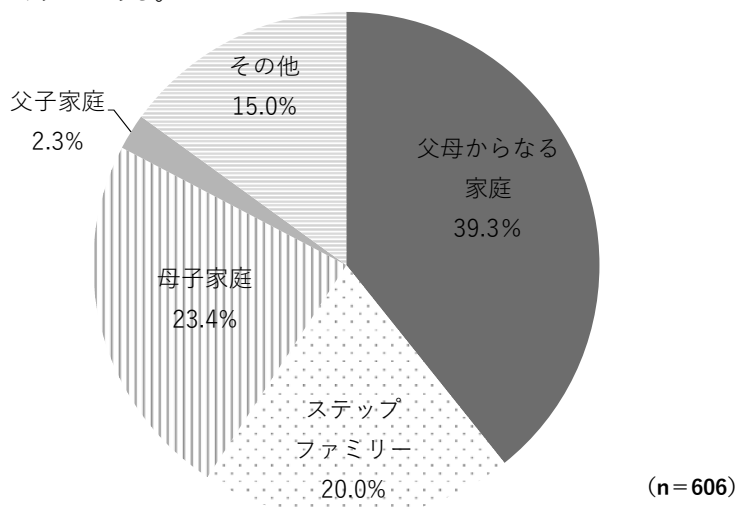
児の所属



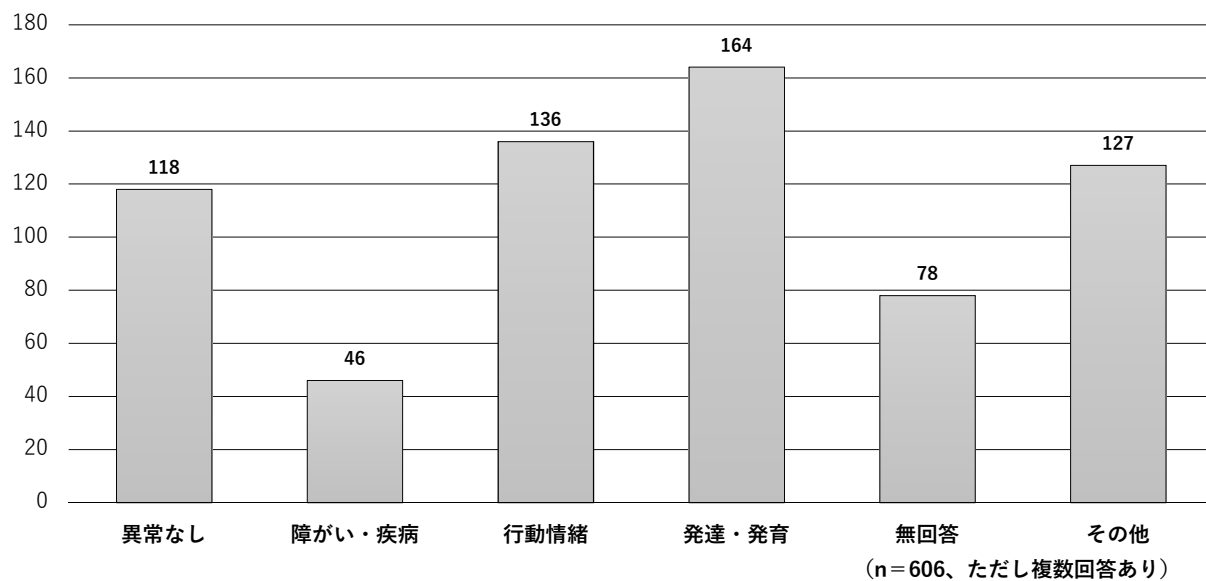
(n=606)

家庭の形態

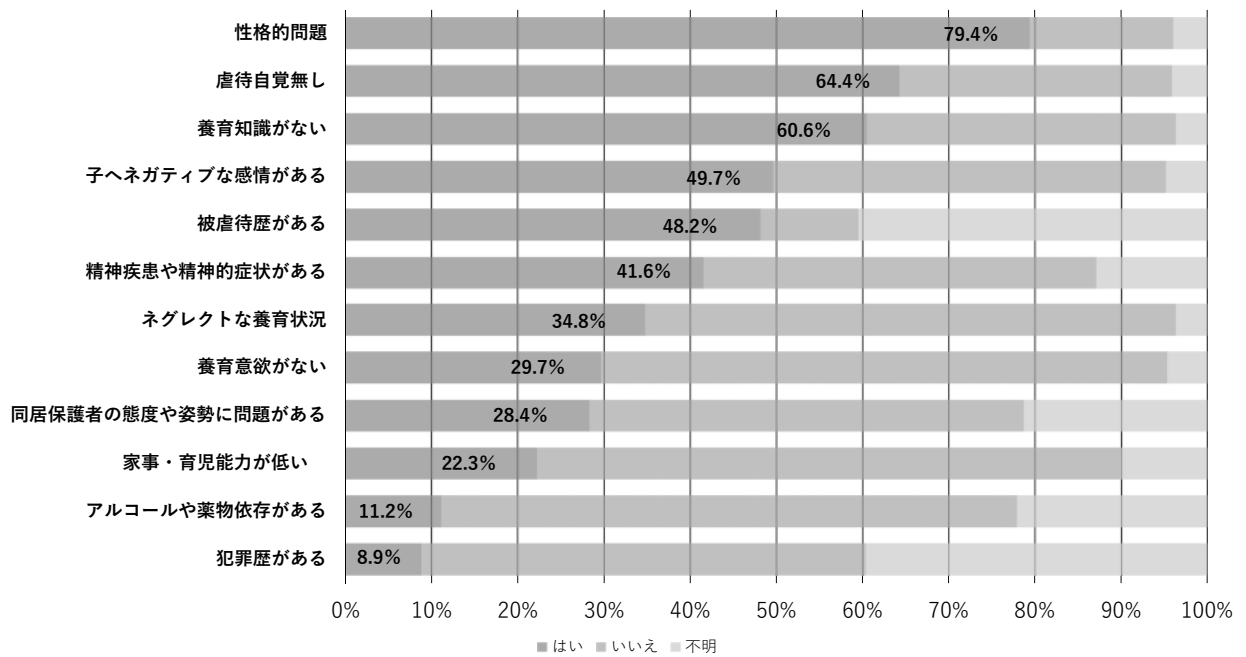
606件中156件（26%）がひとり親家庭（母子家庭+父子家庭）、121件（20%）がステップファミリーである。



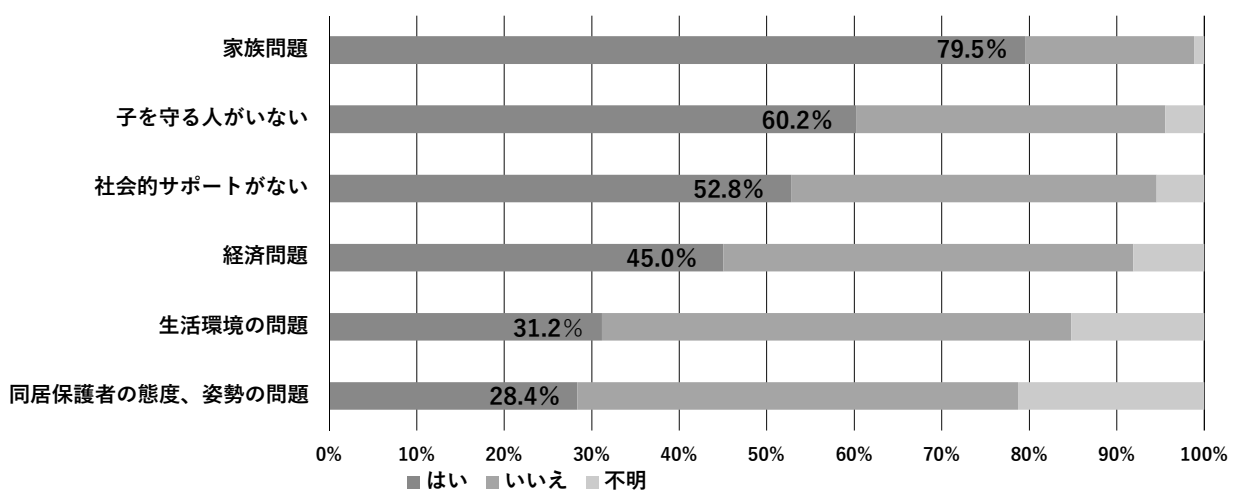
子どもの状況



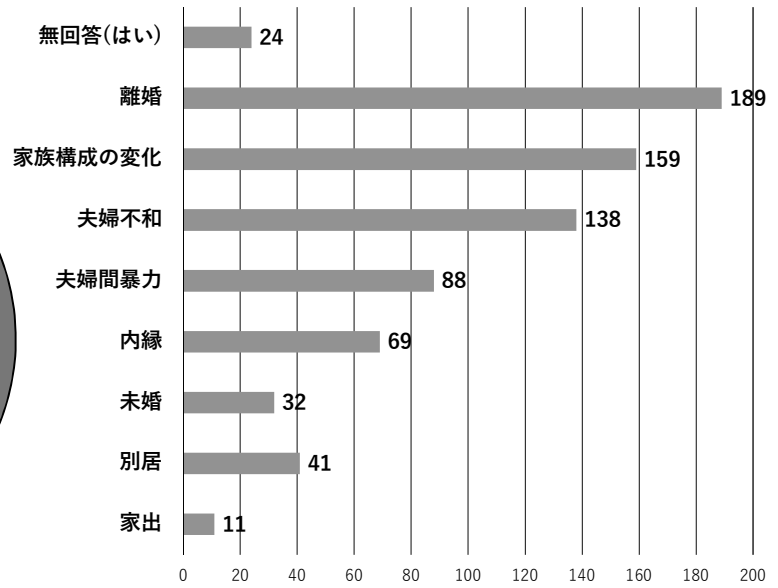
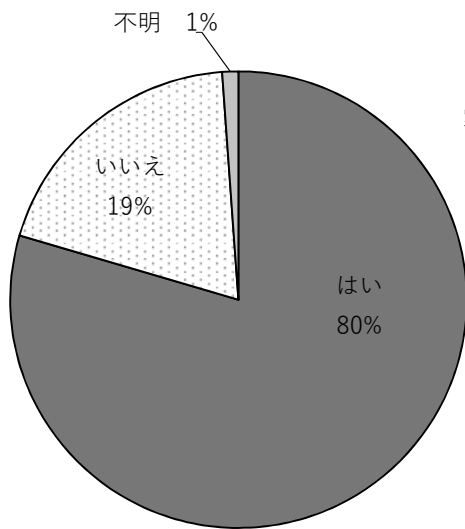
養育者の要因



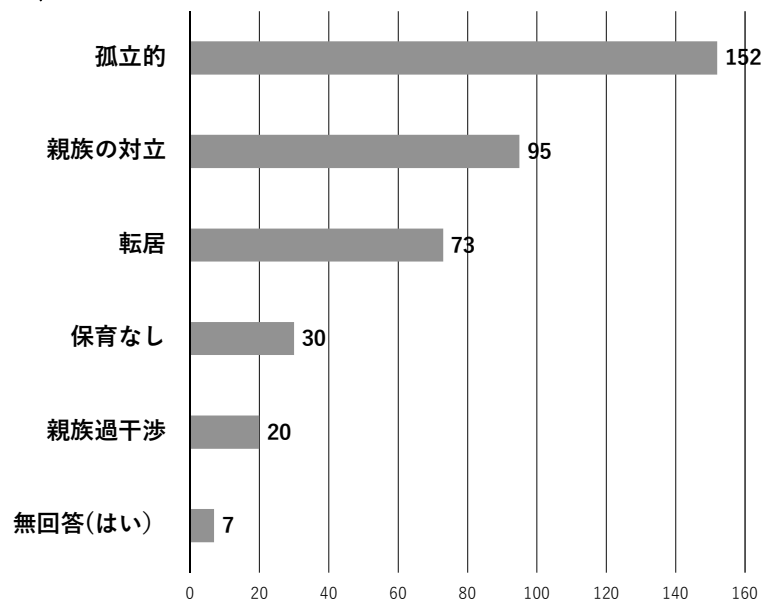
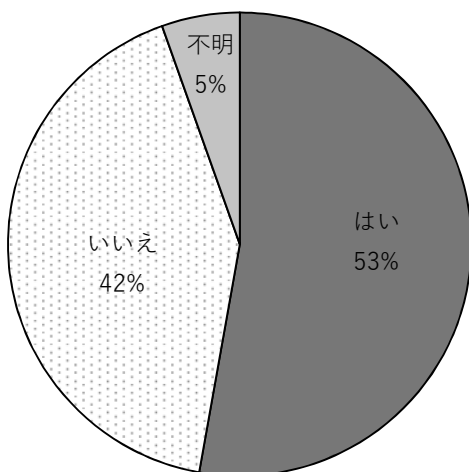
環境要因



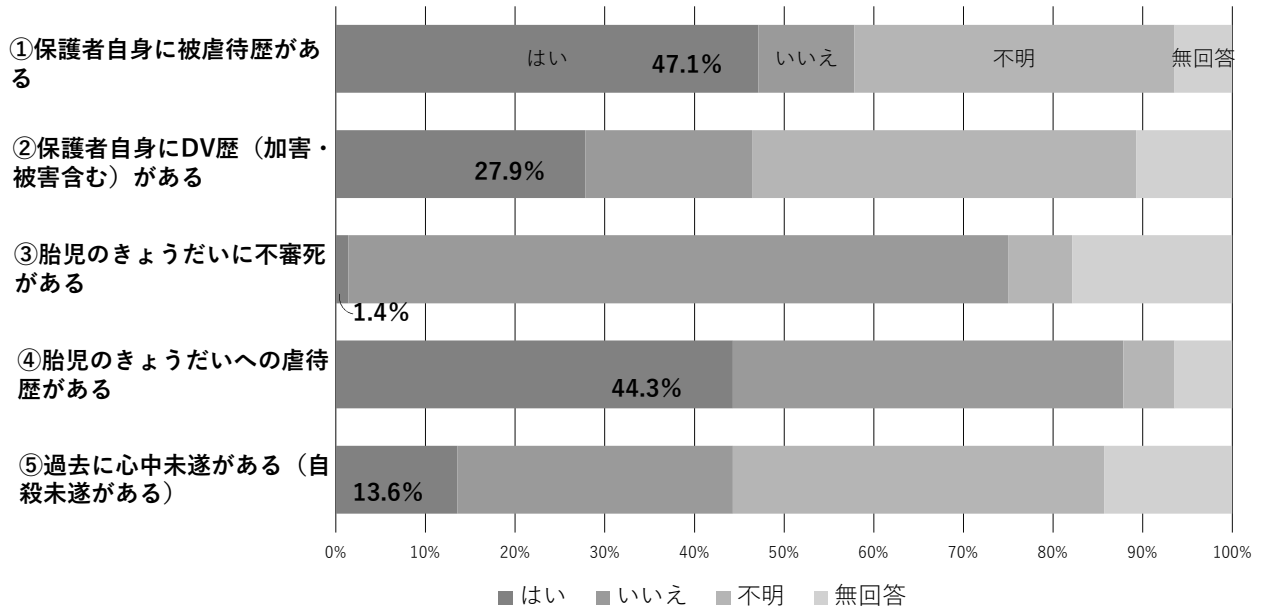
環境要因(家族関係の問題)



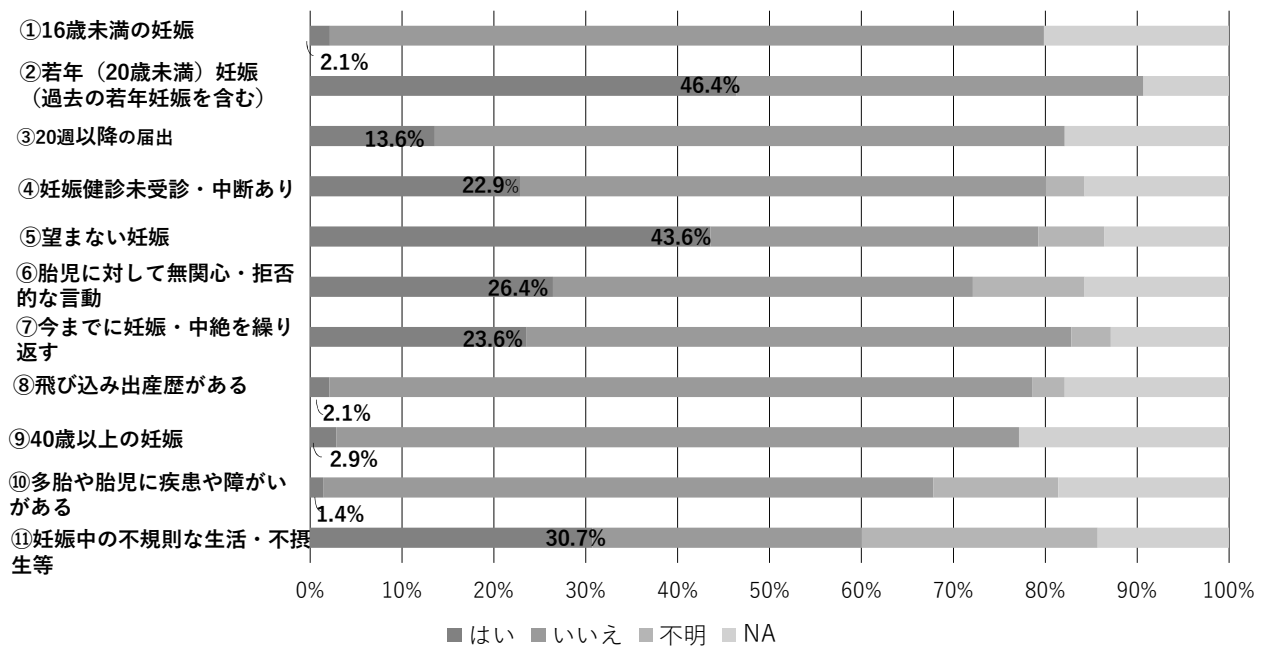
環境要因(社会的サポート上の問題)



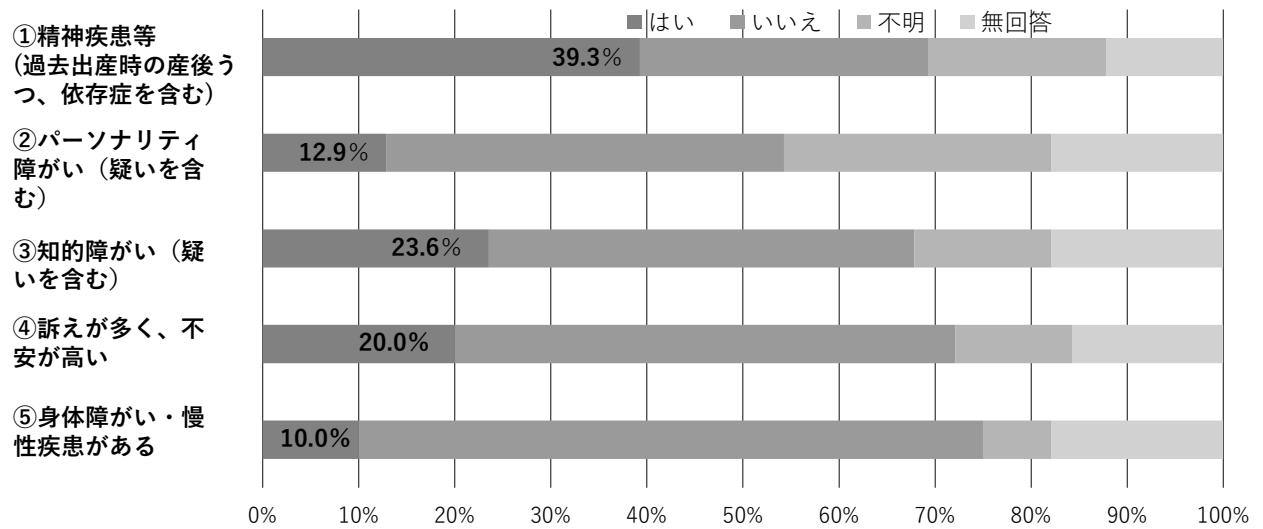
特定妊婦 生活歴

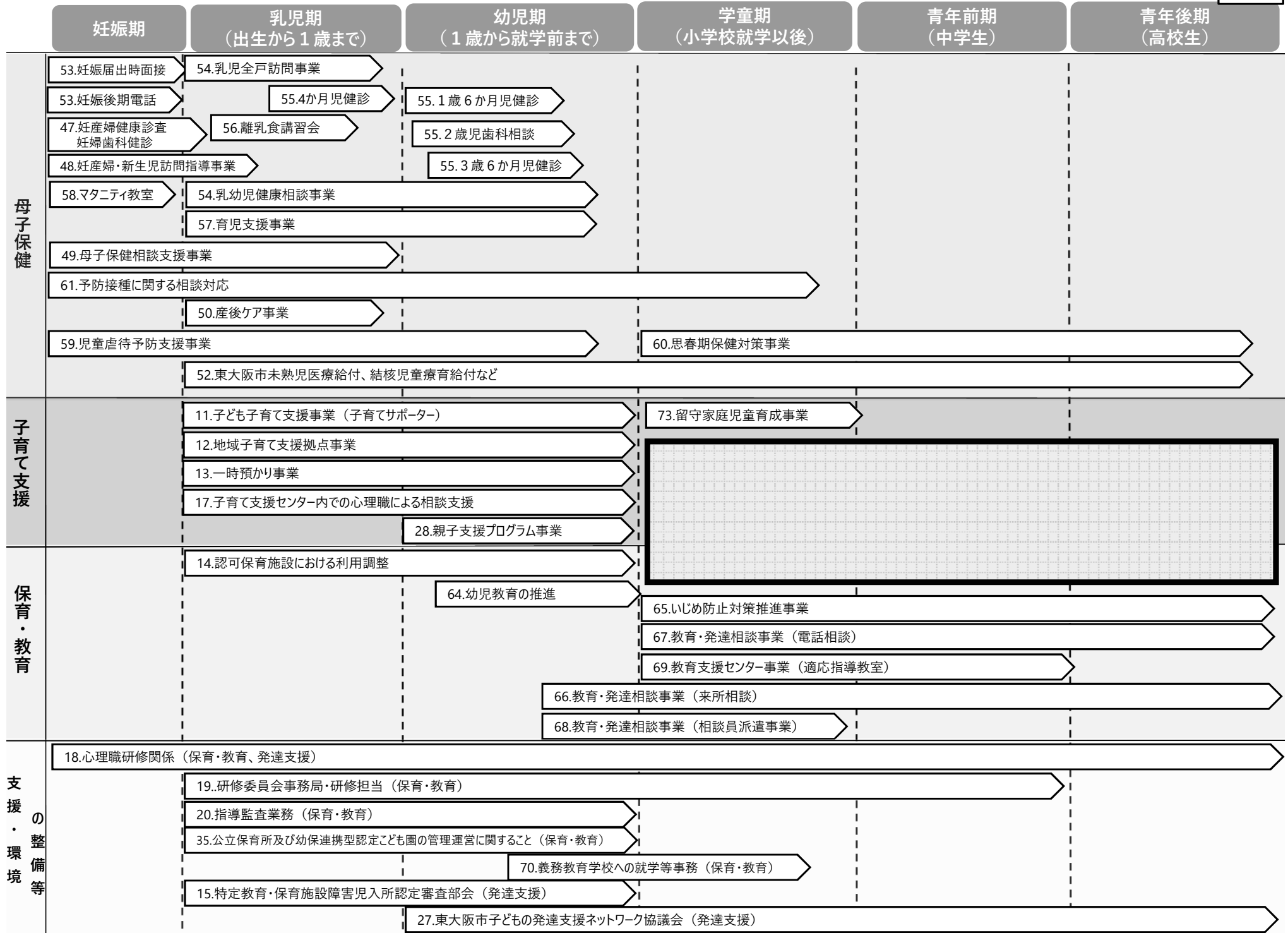


特定妊婦 妊娠に関する要因



特定妊婦 心身の健康等要因





年齢別子どもサポートマップ

| | 妊娠期 | 乳児期 (出生から1歳まで) | 幼児期 (1歳から就学前まで) | 学童期 (小学校就学以後) | 青年前期 (中学生) | 青年後期 (高校生) |
|--|--|-------------------|--------------------|--|-----------------------|--------------------|
| 発達支援 | 6.障害児者支援センター(レピラ)の事業(児童発達支援センター、発達障害支援センター、基幹相談支援センターなど) | | | | | |
| | 16.障害児の保育施設入所調整、相談・支援 | | | | | |
| | | | 62.らっこ教室 | | 30.療育教室 | |
| | 38.障害者虐待防止事業 | | | | | |
| | 40.日中一時支援事業 | | | | | |
| | 41.短期入所(障害福祉サービス) | | | | | |
| | 42.障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス) | | | | | |
| | | | | | 39.移動支援事業 | |
| | | | | 64.幼稚園特別支援教育支援事業 | | 67.教育・発達相談事業(電話相談) |
| | | | | 33.ペアレントトレーニング | 69.教育支援センター事業(適応指導教室) | |
| | | | | 66.教育・発達相談事業(来所相談) | | |
| | | | | 68.教育・発達相談事業(相談員派遣事業) | | |
| 経済的支援 | 45.生活保護 | | | | | |
| | | | | 1.食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業(子ども食堂運営団体への支援) | | |
| | 3.助産施設措置費 | | | | 2.学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 | |
| | | | | | 71.就学援助制度 | 72.東大阪市奨学金制度 |
| | 43.生活困窮者支援事業 | | | | | |
| 児童虐待防止 | 21.子ども家庭総合支援拠点に関すること | | | | | |
| | 22.要保護児童対策地域協議会に関すること | | | | | |
| | 24.養育支援訪問事業 | | | | | |
| | | | | 29.児童虐待発生予防システム構築事業 | | 34.夏・冬のつどい |
| | 23.家庭児童相談業務 | | | | | |
| | 25.子育て短期支援事業 | | | | | |
| | 31.一般相談 | | | | | |
| 家庭と親支援 | 5.母子自立支援事業(母子父子自立支援員による相談業務) | | | | | |
| | 9.母子父子自立支援給付金事業・10.母子父子寡婦福祉資金の貸付 | | | | | |
| その他 | 4.母子生活支援施設措置費【DV等被害者支援】 | | | | | |
| | 26.ヤングケアラーに関すること【ヤングケアラー支援】 | | | | | |
| | 32.医療的ケア児支援事業【医療的ケア児支援】 | | | | | |
| | 36.DV対策事業【DV被害者支援】 | | | | | |
| | 44.ひきこもり等支援事業 | | | | | |
| | 46.精神保健手帳交付 | | | | | |
| 63.①精神保健福祉相談、②自立支援医療(精神通院)支給制度、③障害福祉サービス支給申請 | | | | | | |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 |
|---------------------|----|----------------------------|--|---|---|---|----------------------------------|
| 子ども すこやか 部 | 1 | 食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 | 地域の子どもたちが食を通じた団らんの中で他者と関わることで、安心感や連帯感を得て、社会性・自主性を身につけること。 | 子どもの貧困対策の一環として、いわゆる子ども食堂を運営する団体（子ども園保育園、ボランティアグループなど）に対し、事業の一部を補助している。 | 今後、新たな実施団体数をいかに増やすことができるか。 | 新規で実施を検討している団体もあり、また再開を検討している団体もあり実施団体数は増加していくと見込んでいる。 | 社会福祉法人、教育・保育機関、地域の飲食店、ボランティアグループ |
| | 2 | 学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 | 学習の習慣づけ、また見守り等の実施により、子どもの健全な育成をサポートし、子どもの貧困の予防や世代間連鎖の解消を目的とするもの。 | 小学生を対象とした学習習慣の定着や学習意欲の向上、及び子どもの日中の居場所を確保するため、地域の社会福祉施設の協力により施設内（令和4年6月現在、6施設）で事業を実施している。 | 新型コロナウイルスの影響で実施出来ていない団体もあり、それらの団体との協議や新たな実施団体数をいかに増やしていけるか。 | 定員に達していない実施施設については、関係機関、関係部局から周知を行い、サービスが必要な世帯の利用者登録の増加を図る。 | 社会福祉法人、教育機関 |
| | 3 | 助産施設措置費 | 経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方が安心して出産できること。 | 家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦に対して指定の助産施設で出産する際の必要な費用の一部を助成する。 | 最近では、助産措置件数は減少傾向にある。負担金徴収対象者について、未納となる可能性があるが、所得水準が低いこともあって徴収が困難となるケースがある。 | 滞納者へは、継続的に督促や納付相談を実施する。 | 福祉事務所 |
| | 4 | 母子生活支援施設措置費 | 困難を抱える子育て世帯に対して、安定した生活基盤や良好な親子関係を築けるよう支援していくこと。 | 母子世帯又はそれに準じる世帯で、DV等の理由により現在の住居に居られなくなった場合に、指導・援助等が必要な母子等に対して母子生活支援施設に入所措置をするもの。 | 最近では、母子生活支援施設における施設内のルール（門限や携帯電話の使用制限など）などの影響もあり、入所者が少ない状況である。 | 最近の入所者の傾向として、DV被害者が多くなっているが、児相の一時保護施設からの退所先としての母子生活支援施設の活用など、施設入所のあり方について検討が必要である。 | 福祉事務所 |
| | 5 | 母子自立支援事業（母子父子自立支援員による相談業務） | ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援等を行い、世帯が自立し安定した生活が送れるよう支援すること。 | 専門窓口として本庁及び各福祉事務所に母子父子自立支援員を配置している。（計4名）ひとり親家庭からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援等を行っている。 | ひとり親家庭の相談は多岐に渡っており、親だけでなく子どもを含めた広い視点、また児童虐待の予防の観点をもって、相談・支援を行う必要がある。 | ・母子父子自立支援員のスキルアップを図るため研修等により専門性を研鑽していく。 ・離婚前から相談できる相談会等を周知するなど早期の対応を行っていく。 | 福祉事務所、生活支援課、保健センター |
| | 6 | 障害児者支援センターに関すること。 | 障害児者支援センターを円滑に運用すること。 | 障害児者への乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた児者一貫した切れ目のない支援を行うとともに、高度な専門的機能を備えた拠点施設として地域のネットワークの中核的役割を果たし、また、障害児者の地域生活を支えるセーフティネットとしての機能や地域住民との交流の場としての役割を果たしている。 | ・短期入所事業の利用率が低迷している（60%前後） ・医療型児童発達支援センターが定員の50%程度の入所状況となっている。 | 短期入所事業の職員体制の見直しを進めており、体制強化により利用率の向上を目指し、引き続き協議を進める。児童発達支援センターについては、令和6年4月の児童福祉法改正の内容を踏まえ、協議を行う。 | 障害児者支援センター |
| | 7 | ひとり親家庭自立促進計画 | ひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針とするもの。 | ひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となる、「ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、進行管理する。 | ひとり親家庭では、パート、アルバイトなど非正規での就労形態での勤務が多く、一般のコロナ禍においては大きな影響を受けている。 | 資格取得の給付など就労収入の上昇につながる支援策など、ひとり親の自立につながる支援策を引き続き実施する。 | — |
| | 8 | 子どもの未来応援プラン | 「子どもの貧困」という課題に向き合い、子どもたちが健やかに成長していけるよう、子どもの生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、保護者への就労支援等の総合的な推進を図る。 | 子供の成長を長期的な視野で包括的に支援する体制を築くため、教育、保育、経済、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組んでいく。 | 子どもの貧困対策については、子どもへの支援、保護者への支援など多くの部局が関係するため、子どもの貧困に関する課題をそれぞれの部局が情報共有し、その解決に向けて連携して取り組みを進める必要がある。 | 子どもの貧困対策推進委員会などの庁内会議において、情報共有しながら、検討を進める。 | — |
| | 9 | 母子父子自立支援給付金事業 | 母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的としている。 | 【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給。 【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目指すため養成機関で就業する場合、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給。 | 申請が必要であるため、制度を知ってもらうための周知が必要である。 | ひとり親向けのリーフレットにのせるなど、周知を図っていく。 | 福祉事務所 |
| | 10 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子どもの福祉を増進することを目的としている。 | 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金・技能習得資金・生活資金等を貸付する制度。 | 貸付の可否の判断が難しいケースがあったり、貸付金の返還が滞る場合がある。 | 滞納者や連帯債務者等へは、継続的に督促等連絡を行っていく。 | 福祉事務所 |
| 施設 給付 課 | 11 | 子ども子育て支援事業（子育てサポーター） | 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施すること。 | ・利用者支援事業（子育てサポーター）は乳幼児健診や親子の遊びの場等に出向き、相談・情報提供をする。 ・子育てサポーターは、本庁（8名、内1名欠）、各福祉事務所（火・金）、そのほか子育て支援センターやあそび場などにアウトリーチし子育ての相談に傾聴し、サービスの提案や適切な機関に繋ぐ。 | 個人情報保護の観点から、他機関と円滑な連携が難しい場合がある。また、子育ての悩み等の相談には、スタッフのスキルが必要になってくる。 | ・あらゆる場へアウトリーチし、多くの親子に接しており役割は大きく、スタッフのスキルをあげることで、他の機関では聴き取り調査が難しい世帯からも状況を引き出すことができる。児童福祉の経験が深い方に研修等を実施してもらうことでスキルアップを図っている。 ・他機関との連携（例えば子ども家庭支援拠点や要対協など）は個人情報保護にも留意しながらも連携が図れる手法の検討が必要。個人の状況は日々変化し、また、サポーターの関わりが継続する場合もあるため、支援の重点がどこに置かれているかを各支援者が認識しつつ、必要な情報提供・共有が行える連携体制を検討したい。 | 福祉事務所、保健センター、子育て支援センター |
| | 12 | 地域子育て支援拠点事業 | 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援すること。 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 子育て支援センターとして、単体施設4箇所（楠根、旭町、布施、石切）、保育所との併設3箇所（荒本、鴻池、長瀬）で実施。 親子が自由に遊べる自由来館の他、赤ちゃんタイムやおやこ広場等の各種講座や子育て相談を実施している。 また、つどいの広場として民間委託として18箇所開設しており、各施設で自由遊びの他様々な講座を実施している。 | ・来館する親子のうち支援が必要なケースがあるが、他機関との連携がないため対応に迷うことがある。 ・支援センターの強味を生かした子育て親子とプレママ交流の取り組みが必要と考える。 ・つどいの広場間で情報交換と交流が必要と考える。 | ・子育て支援に特化した研修体制の構築を検討しスタッフのスキル安定化と向上につなげたい。 ・他機関との連携（例えば子ども家庭総合支援拠点や要対協など）は個人情報保護にも留意しながらも連携が図れる手法の検討が必要。個人の状況は日々変化するため、支援の重点がどこに置かれているかを各支援者が認識しつつ、必要な情報提供・共有が行える連携体制を検討したい。 ・母子手帳交付時等を利用し情報の周知に努めるとともに、妊娠期から気軽に地域子育て支援拠点を安心して来所できる環境づくりに努めたい。 ・つどいの広場間での情報交換として年1回事業者交流会を実施している。今後はより良い支援が行えるよう内容を充実させていきたい。 | — |
| | 13 | 一時預かり事業 | 不定期の就労、子育てのリフレッシュ等を図るため一時的に保育施設、子育て支援センター、つどいの広場等で預かりを行う事業。在宅子育て世帯にとっては、子どもと離れる時間を持つ数少ない機会という面もあり、親の負担軽減・気分転換にも繋がっている。 | 一時預かりは、就労、求職活動、妊娠出産等、介護看護、疾病障害、就学の事由で比較的時間・安価に預かる就労型と特に上記のような事由がないもの、用事や心身のリフレッシュのために預かるリフレッシュ型がある（いずれも有料）。 | 需要と供給のバランスの見極めは難しい事業で、「供給があるから需要が生まれる」とも考えられる。子育て環境の整備ということからは積極的な場の提供が求められている。 | 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）での一時預かりでは、普段の利用を通じて馴染みの職員・場所での一時預かりが可能というメリットがあり、子育て関連施設として提供している施設では有用である。これからの一時預かりの制度・提供体制について、より利便性の向上を図る等、保護者の負担感軽減を図る必要がある。 | 保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点 |
| 施設 利用 相談 課 | 14 | 認可保育施設における利用調整 | 申請のあった児童の適切な認可保育施設への入所。 | 保育施設入所選考基準に基づき、認可保育施設への入所を希望する利用者の利用調整を行う。年間処理数約3000件。 | 利用調整を行う際に、障害児や要保護児童においては施設との入所調整が必要であり、調整が遅れることで入所決定が遅くなる場合がある。 | 障害児や要保護児童の入所に関して、各所管と連携を深めていく。 | 認可保育施設 |
| | 15 | 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会 | 心身の発達に対して支援を要すると認められる児童が適切に入所できるように審査を実施し、また入所後はその児童の発達に合った集団保育ができるよう支援すること。 | 東大阪市子ども子育て条例に則り設置された部会であり、外部委員5名で構成され、年に1〜2回開催している。 | 部会で審議をしていただいているが、支援を要する児童の入所にあたっては、教育・保育施設との調整が課題になっている。 | 支援を要する児童の入所選考の在り方について、見直しに向けて着手を行っている。それとともに、部会の審議内容についても検討を進めていく。 | 認可保育施設 |
| | 16 | 障害児の保育施設入所調整、相談・支援 | 心身の発達に関して支援を要すると認められる児童の発達状況等を把握、加配の必要性を判断し、希望する教育・保育施設への入所調整を行う。また、入所後も巡回相談を行い、児童に適した保育環境を整えること。 | 加配等を含め児童の希望する施設への入所調整を行い、入所後は適切な集団保育が行われるよう巡回相談を実施し、教育・保育施設職員への助言やその児童及び保護者への支援等を行う。 | 全ての申込書を確認し、審査を行うには多大な時間を要し、その判断の難易度は高い。また、入所後の巡回相談においても、必要とされる児童全員に対応するには物理的負担などが大きい。 | 支援を要する児童は、年々増加しており心理職員の増員が必要であり、今後検討を行っていく。 | 教育・保育施設 |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 | |
|-----------------|----|-------------------------------|--|---|--|---|---|---------------|
| 施設指導課 子ども相談課 | 17 | 子育て支援センター内での心理職による相談業務 | 市内6か所の子育て支援センターにおいて、月に1回半日、心理職が出勤し、在宅の子育て支援の一環として、来所する保護者とその児童についての相談支援を行うこと。 | 子育て支援センターへ心理職が出勤し、来所する保護者とその児童へ相談支援を行う。また必要に応じて、支援センタースタッフに対し心理職としての助言も行う。 | 出勤頻度が月に1回半日であるため、支援センターを利用する保護者や児童に対し適切な相談支援を行うことが難しい。 | 継続した相談対応が必要な場合もあるが、マンパワーがなく月1回の実施となっている。心理職の増員が必要であり、今後検討を行っていく。 | 子育て支援センター | |
| | 18 | 心理職研修関係 | 昨今の社会情勢の変化に伴う心理職としての役割を理解し、また心理相談の技術を高めていくために実施する。 | 年に約2～3回、心理職としての技術を高めるため、外部から講師を招き、事例検討等を行いSVを受ける。 | 社会情勢の変化に伴い心理職として求められることが年々多様化、また高度化しており、研修の頻度や内容の検討が必要である。 | 心理分野の様々な知見の獲得、また相談技術を高めるため、研修内容を随時検討するとともに、実施回数増加について関連部署へ要望していく。 | — | |
| | 19 | 研修委員会事務局・研修担当 | 教育・保育施設の職員が保育を行う上で必要な知識等を学ぶこと。 | 市内の教育・保育施設職員向けに外部の講師を招き研修を主催する。令和3年度の開催は1回。 | 保育士が比較的忙しでない時間に実施するなど、参加しやすい工夫しているが、参加者を増やすため実施形態や内容の検討が必要である。 | 保育士が比較的忙しでない時間に実施するなど、参加しやすい工夫しているが、参加者を増やすため実施形態や内容の検討が必要である。 | 昨年度実施したりリモートでの研修も有用な実施形態として考慮に入れ、参加者増を目指していく。 | 教育・保育施設職員、研修者 |
| | 20 | 指導監査業務 | 保育施設の円滑な運営。 | 民間保育園運営に関する苦情について受付し、確認等を行っている。またチェックリストに基づき施設への指導監査の実施、および施設の確認やキッズゾーンの設置など事故防止に関することを実施している。 | 保護者から保育士の不適切な保育に関する相談があった場合、保育施設に確認するも否定され、事実確認が困難である。 | 児童相談所等の児童虐待にかかる専門職員と情報共有し、監査時に共同で対応するなど体制整備を検討したい。 | 保育施設 | |
| | 21 | 子ども家庭総合支援拠点に関すること | 本市に住むすべての子どもとその家庭の相談に寄り添い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもや妊産婦に関し必要な支援を行う。児童虐待の対応・未然防止、発達支援等、あらゆる相談に応じていくことを目的とする。 | 平成28年の児童福祉法改正があり、令和2年度より本庁舎7階に集約した。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般や状況把握、必要な調査、指導、訪問等を実施しながら実情に応じた支援を行う。 | ・家庭児童相談室を集約して機能が一元化し、効率化が進む半面、拠点内の役割整理を進めなければならない ・専門性を活かせる業務分担、質の担保が必要 | 子ども相談課、地域支援課両課による会議で今後の適切な業務分担、組織体制についての協議を進め、迅速、円滑な支援が図れるよう体制を整える。 | — | |
| | 22 | 要保護児童対策地域協議会（要対協）に関すること | 子どもの生命と人権を守るため、児童虐待の早期発見に努め、当該世帯への適切な支援を図るため、関係機関等がその子どもに関する情報や考え方を共有し連携すること。 | 要対協は代表者会議、調整会議、実務者会議、地区会議、個別ケース検討会議で構成され、子ども見守り相談センターが事務局となって各会議体の運営、関係機関との連携、調整等を行っている。また、関係機関・職員向けの研修を開催している。 | ・子ども、妊婦への切れ目のない支援を行うため、多機関とのネットワークとしての連携・強化が必要である。 ・関係機関に向けた研修の参加者数を増やし啓発効果を高めていく必要がある。 | ・定期的・継続的、適時に会議を開催、連携を深める。 ・市で課題になっている事項をテーマに研修を開催、関係機関に参加を呼びかける。 | 要対協構成機関 | |
| | 23 | 家庭児童相談業務 | 子どもの育成上の種々の問題について、相談・支援を行う。厚生労働省で福祉行政報告を作成するため、市の虐待相談の状況等について報告を実施。 | 子どもに関する子ども自身や家庭からの相談、また関係機関からの相談に応じ、子どもが有する問題・ニーズを捉え、子どもや家庭にとって効果的な支援を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護する。 | ・児童福祉に関する知識を広く持ち、対応に生かす。 ・家庭児童相談員個々のスキルアップが必要である。 ・スーパーバイズ職員の養成が必要である。 | 所内で相談員育成のためのプログラムの設定、キャリアアップを見据えた研修を継続的に実施する。外部研修への参加、職員の育成・スキルアップを図るため、特別家庭児童相談員の募集を行い人材を発掘していく。 | — | |
| | 24 | 養育支援訪問事業 | 家庭の核家族化の進展等による家庭や地域での養育能力の低下が懸念されており、支援が必要な家庭に訪問し支援することで適切な養育の実施を目的とする。 | 関係所属からの依頼により、助産師・保育士等の資格を有した訪問員が必要な家庭への支援を行っている。東大阪市では1クール6回実施、1回2時間、1クール延長可（最大2クール） | 児童虐待発生予防のために訪問員のスキルアップを図り、必要な家庭には担当者から丁寧な説明を行い、制度利用の拡大を図る必要がある。 | 訪問員のスキルアップのための研修会を定期的に開催する。本事業は、児童虐待発生予防に効果があるので、リスクが高まる前に家庭の状況を見極め、支援者側から利用を促していく。 | 母子保健、子ども家庭センター、福祉、児童福祉等の各機関 | |
| | 25 | 子育て短期支援事業 | 保護者の出産、疾病、育児疲れ等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預け、必要な養育、保護を行うこと。 | 保護者の出産、疾病、育児疲れなどの理由により一時的に家庭で養育ができない場合に児童福祉施設（5施設）乳児院（1施設）にて児童の預かりを行う。ショートステイ（原則7日以内）、トワイライトステイ（夜間預かり）で実施している。 | 委託先の児童福祉施設は大阪府の一時保護の委託先でもあり、定員の関係で制度利用の意向があっても利用できないことがある。トワイライトステイは、近年利用実績がない。 | 里親活用等による受入数の拡大等府との継続的な協議や利用したい時に利用できる定員の確保など、市民の要望に沿える体制整備に努める。 | 児童福祉施設 | |
| | 26 | ヤングケアラーに関すること | 本来大人が担うべき役割を担うことで、子どもの様々な権利が守られていないヤングケアラーを早期に発見し、その子どもが十分にその権利を享受し、適切な支援につなげることができるよう、福祉、介護、医療、教育等の分野が連携し、対応すること。 | 実態調査による現状の把握、支援者向けの研修を行う。また、本来大人が担うと想定される家事や介護、幼いきょうだいの世話などにより子どもらしい生活ができていない子どもの家庭への家事支援等のサービスを検討する。 | ・ヤングケアラーを見極め、把握すること。 ・発見後、支援や情報共有の同意をとって支援につなげていくこと。 ・子ども、市民、関係機関への啓発 | ・実態調査の結果を踏まえ事業の実施を検討していく。 ・関連部署に研修を実施し、ヤングケアラーの理解を深め課題解決能力向上を図る。教育と連携して子どもへの啓発を行う。 | 福祉、介護、医療、教育等 | |
| | 27 | 東大阪市子どもの発達支援ネットワーク協議会 | こどもの障害（疑いを含む）の早期発見と発達支援並びにその家族の支援を目的として、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実を目指して設置しているもの。 | 代表者会議、地区会議、幹事会で構成され、地区会議で発達に課題のある世帯についての情報共有を行い各機関で連携し、切れ目のない支援等を実施している。 | 適時の情報共有という側面があるため、毎月1回の地区会議を市内3ヵ所（東地区・中地区・西地区）で開催している。 | 年間を通じて、あらかじめ各月の会議にテーマを決めた上で会議開催を行い、会議参加にあたり意識づけを行っている。 | 福祉、保健、教育の各機関 | |
| | 28 | 親子支援プログラム事業 | 子育てに困難を抱える保護者や子どもを対象として、個々の状況に応じた技術を学び早期に具体的な支援を行うこと。 | セミナー（1回）とグループ講座（全7回）の2段階で構成し、前向きな子育てが学べるプログラムを実施する。 | プログラム（講演会）を開催するにあたり人が集まりにくい傾向がある。 | 具体的な子育ての困難な場面の解決方法をチラシで提示するなど、他のプログラムとの棲み分けを図り、また応募期間を長くし周知の機会を増やす等工夫を行う。 | — | |
| | 29 | 児童虐待発生予防システム構築事業 | 乳幼児健診未受診家庭を民生委員・児童委員が訪問し、健診の受診を勧奨、必要な養育支援につなげることにより、児童虐待を未然に防止し、児童の心身の健全な発達を図ること。 | 1歳半健診、3歳半健診の各未受診家庭を対象に、民生委員・児童委員が訪問し状況を確認し、養育に関して悩みがあれば適正な機関に繋ぐなどを行う。 | 健診未受診者には保健センターで受診勧奨を行った後、それでもなお未受診で保育施設などの所属先が無い世帯が本事業の対象となる。民生委員・児童委員への依頼から結果報告までに時間を要しており、時間の短縮が課題である。 | 健診の受診率は高く、対象家庭が少ないこともあり、今後、保健センターと協議し当該事業の実施方法等について検討を行っていく。 | 保健センター、民生委員・児童委員 | |
| | 30 | 療育教室 | 発達の支援が必要と思われる概ね2歳から4歳の児童（親子）を対象に早期に個別療育や保護者支援を実施すること。 | 発達に課題等があり療育が必要と思われる児童について、概ね2歳からは「たんばば教室」、2歳半から4歳ころまでは「こぼと教室」で療育支援を実施する。 | 従来の事業を見直し、教室開催は令和4年度からの新規事業のため、今後の課題整理が必要となる。適正な開催回数・定員等を整理検討していく。 | 特になし | 保健センター、障害児者支援センター | |
| | 31 | 一般相談 | 要保護児童ではないが、養育の難しさを感じている世帯からの相談を受付け、不適切な養育等を防ぐこと。 | 子育て世帯からの養育にかかる相談内容を確認し、それを保護者と共有し継続して相談を行うことで、家庭での適切な養育実施の支援を行う。 | 継続して相談を行っている世帯について、相談期間を終了とする判断については組織で行っているが判断基準が難しい。 | 特になし | 要保護児童対策地域協議会 | |
| | 32 | 医療的ケア児支援事業 | 保健・医療・福祉・保育・教育などの各関係機関との連携体制を構築するとともに、専門的見地からの助言をもとに、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援の実施。 | 医療的ケア児支援会議を開催し、医療機関等関係機関が集まり、医療的ケアが必要な児童の情報共有し、課題解決を図る。 | 医療的ケア児が教育・保育施設等に入所するにあたり、施設で受け入れ体制を整えることが難しく調整等を要する場合がある。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討している。 | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、体制整備に努める。 | 医療施設、教育・保育施設など | |
| | 33 | ペアレントトレーニング | 注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害など、発達に課題のある子どもの保護者の方を対象にトレーニングを実施し、子どもの行動変容による育児ストレスの軽減。 | 約4歳～6歳の発達に課題のある子どもの保護者を対象に、計6回のペアレントトレーニングのプログラムを実施するもの。 | 職員が講師となりプログラムを実施しているため、プログラムを実施できる人材育成を引継ぎしながら行っている。 | 動画やマニュアル等の引継ぎが行える媒体を整理し、継続したプログラム実施を行っていく。 | — | |
| | 34 | 夏・冬のつどい | 夏・冬の教育・保育施設等の長期休暇期間中、家庭での養育に不安がある世帯の子どもの思いづくり、居場所づくり、見守り等。 | 夏・冬の長期休暇期間中に児童向けのイベント等を企画、実施する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大前はクッキングを行っていたが、拡大後は実施可能なように工夫している。毎回様々な催しを企画しているが企画を実施する。 | 特になし | — | |
| | 35 | 公立保育所及び幼保連携型認定子ども園の管理運営に関すること | 安定的、継続的な質の高い教育・保育の提供。 | 市立の特定教育・保育施設、幼保連携型認定子ども園及び子育て支援センターの管理運営を行うこと。具体的には職員等の管理、施設の管理（修繕、人事など）等を行っている。 | 全国的な保育士不足であり、欠員が続いている。 | 安定的な保育士の確保に向けて庁内関連部署と継続的な協議の実施及び常時、市の広報媒体等に保育士（会計年度任用職員）募集の記事を掲載している。 | — | |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 |
|-------|----|----------------------------|--|--|--|---|---|
| 人権文化課 | 36 | DV対策事業 | DV被害者が、安心して身体的・精神的に自立できるよう支援すること。 | DV対策事業の専門相談員（婦人相談員）を配置し、被害者に対する専門的な相談・支援や、DV被害者の各種証明発行に係る面接や同行支援を実施している。 | DV対策事業においては、児童虐待や貧困、住まい、就労など様々な問題を含んでおり、他部署との連携をより一層強めていく必要がある。 | DV被害者の課題ごとに他部署との連携を図り、実績を積み上げることにより信頼関係を築いていく。 | 子ども家庭センター、子ども見守り相談センター、NPO法人、生活支援課、福祉事務所、相談支援センター |
| 福祉部 | 37 | 障害児福祉計画 | 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害のある子どもの支援について目標設定を行うもの。 | 児童福祉法に基づく法定計画であり、本市においては障害福祉計画と合わせて3年ごとに策定される。国の基本指針などにに基づき、障害児支援にかかわる必要なサービス見込み量などを設定。 | 関係部署がまたがるため（児童、障害部門）、主担当機関があいまい。（現状は障害福祉計画の一部として策定されており、他の児童計画との整合性が不十分） | 次年度策定の際、関係部署による協議を実施。 | 福祉、保健、教育の各機関 |
| | 38 | 障害者虐待防止事業 | 障害福祉施設従事者による障害のある児童に対する虐待の防止。 | 障害者虐待防止法に基づき、障害のある児童が利用するサービス事業所（放課後デイサービス等）において、虐待や不適切な対応があった場合に、児童を保護し、事業者に対する調査、指導等を行う。 | 新規事業者の参入が相次いでおり、サービスの質の低下や不適切な支援につながるリスクが生まれている。 | 集団指導等の機会を活用し、障害者虐待の未然防止に向けた助言指導を行うとともに、専門人材の育成に向けた研修を実施。 | 障害施策推進課 障害福祉事業者課 障害児サービス課 |
| | 39 | 移動支援事業 | 屋外での移動に困難のある5歳以上の障害児に余暇活動及び社会参加に係る外出のための支援を行い、障害児の地域での自立生活及び社会参加を促すこと。 | 屋外での移動に困難のある5歳以上の障害児に外出のための支援を行う移動支援の支給決定及び移動支援事業所への支払いを行う。 | 国庫補助額が対象経費の国50/100、大阪府25/100を大きく下回っており、また、実際の補助率も年々減少していることから、市負担が増加している。 | 国及び府への予算措置を要望している。 | 移動支援事業所 福祉事務所 保健センター |
| | 40 | 日中一時支援事業 | 障害児の日中における活動の場を確保し、自立促進及び生活の質の向上を図ること。又、障害児の家族の就労支援及び介助の一時的な休息を確保すること。 | 障害児の日中における活動の場として支援を行う日中一時支援の支給決定及び日中一時支援事業所への支払いを行う。 | 国庫補助額が対象経費の国50/100、大阪府25/100を大きく下回っており、また、実際の補助率も年々減少していることから、市負担が増加している。 | 国及び府への予算措置を要望している。 | 日中一時支援事業所 福祉事務所 保健センター |
| | 41 | 短期入所（障害福祉サービス） | 障害児を自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護などを行い、障害児の福祉の増進を図ること。 | 自宅で介護する方が病気の場合などの障害児に支援を行う短期入所支援の支給決定及び短期入所事業所への支払いを行う。 | 利用したい時に事業所の受け入れがかなわず、利用できないという声がある。 | 障害児及びその家族が必要な時に利用できるよう、関係機関と連携し協議している。 | 短期入所事業所 福祉事務所 保健センター |
| 課 | 42 | 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） | 障害のある児童や発達に支援を要する児童に対し、基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行い、児童が身近な地域で適切な療育が受けられるよう支援を行うこと。 | 心身に障害、または発達に遅れがある児童に療育を行う障害児通所支援の支給決定及び通所支援サービス事業所への支払いを行う。 | 利用者や事業所の増加とともに給付費も大幅に増加しており、新規の事業所を中心に請求の誤りも増えているため、適正な請求が行われるよう請求事務において確認する必要がある。 | 子どもすこやか部の各課や障害児通所支援事業所の指定・指導を担当する障害福祉事業者課と情報等を共有し、支援を必要とする児童が適切なサービスを受けられるよう連携していく。 | 障害児通所、相談支援事業所 福祉事務所 子どもすこやか部各課 障害福祉事業者課 |
| 生活支援部 | 43 | 生活困窮者支援事業 | 生活困窮者に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、生活再建をすすめていくもの。 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活支援課に相談窓口を設置。支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し・債務整理等、自立に向けた支援を行い生活再建をすすめていくもの。必要に応じて他機関と連携している。また生活困窮世帯の中学生に対し、学習等支援事業を行っている。 | コロナ禍における相談件数の増加、相談内容の複雑化が課題である。 | 相談件数の増加に対し、相談支援員を増員し対応している。複雑なケースに対しては、他機関と連携するなど包括的支援に取り組んでいる。 | 生活福祉課 福祉事務所 健康部健康づくり課 保健センター 東大阪市社会福祉協議会 若者サポートステーション 民生委員・児童委員 公共職業安定所 地域包括支援センター 医療機関等 |
| | 44 | ひきこもり等支援事業 | 当事者や家族等からのひきこもり相談に対応し、寄り添った支援を行うことでそれぞれの相談解決に向けた支援をおこなうもの。 | ひきこもり相談に対して、来所相談や電話相談を実施している。複雑化した相談に対して幅広い支援を行うため、令和3年度より心理カウンセリング専門相談の事業委託を実施し、アウトリーチやセミナー等もを行っている。 | ひきこもり支援は個々に問題背景や課題が違い、支援方法が様々である。また市民への事業周知も課題である。 | 今後も国や他の自治体の動向を注視しながら、ひきこもり当事者・家族等に対して支援を推進していく。ウェブサイトや市政だよりの活用、ひきこもりに関するセミナー等の開催により、事業の周知とひきこもりの理解を促している。 | ひきこもり支援団体 各保健センター |
| | 45 | 生活保護制度 | 生活保護とは、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念を具体化した生活保護法に基づくもので、国民の基本的権利の1つ、生存権を保障する国の制度である。 | 病気になったり、職を失ったり、その他様々な事情で生活が苦しくなり、努力してもなお生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援を行っている。 | 受給者を支援するケースワーカー数が社会福祉法に定められる配置が必要な職員数に比較して相当数不足していることから、きめ細かい支援が難しい状況である。 | きめ細かい支援のため、令和7年度に向けて正職員による体制整備を図り、その後の執行体制については引き続き関係部局と協議を行う。 | 福祉事務所 |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 |
|-----------|--------|--|--|--|---|--|--|
| 健康部 | 健康づくり課 | 46 精神保健福祉手帳交付 | 精神障害者の早期治療の促進並びに社会復帰、自立と社会経済活動への参加と地域住民の精神的健康の保持増進を図ること。 | 保健センターで新規、2年ごとの更新、その他住所変更や再交付の申請受付を行い、健康づくり課で各種申請に基づき手帳の交付を決定する。平成24年4月1日以降、大阪府から権限移譲を受け実施している。 | 本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和3年度末現在5667名であり、年々増加傾向にある。 | メンタルヘルス等、疾病の内容によっては予防で減らせるものもあり、啓発や相談支援等を行っていく。 | |
| 母子保健・感染症課 | 47 | ①母子保健の企画及び調整 ②妊産婦健康診査、乳児健康診査等費用助成、新生児聴覚検査費用助成 ③妊婦歯科健康診査費用助成 | ①母子保健業務全般に関する企画および調整を行うことにより、事業の円滑化を図るもの。 ②健康診査を公費により実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図ること（妊婦健診）産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備すること（産婦健診）乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康の保持増進を図ること（乳児・新生児聴覚）。 ③妊娠より歯と口腔内の健康を保ち、早産や低出生体重児の予防。 | ①母子保健業務全般に関する企画調整、他部署との連携の窓口を担当するもの。 ②妊産婦健康診査（妊婦17回・産婦2回）乳児健康診査（2回）、新生児聴覚検査（1回）の費用助成（受診券交付もしくは償還払） ③妊婦歯科健康診査の費用助成（受診券交付） | ①各保健センターとの連携強化・情報の共有化 ②妊娠届の提出遅れにより、本来公費で受けられるはずの診査が受けられなかったり自費で対応したりする対象者が一定数存在する。 ③妊産婦健診と比較し、受診率が伸び悩んでいる（約25%） | ①各センター母子担当と月例会を行っている他、得た情報については、随時共有を図る ②医師会や医療機関との連携を図り、周知をすすめる。 ③妊娠からの歯と口腔内の健康が生まれてくる子供の健康にも繋がること、検査費用が無料で受診できることを、歯科医師会と連携しさらに周知していく。 | 東・中・西保健センター 府医師会・府助産師会・医療機関・助産院 |
| | 48 | 妊産婦・新生児訪問指導事業 | 当該妊産婦・新生児の健康状態に応じ保健指導を要する者について、助産師又は保健師を訪問させて必要な指導を行うとともに、健康状態等に支障を及ぼす恐れがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師の診療を受けることを勧奨することを目的とする。 | 助産師、保健師による家庭訪問。助産師の訪問については、大阪府助産師会に委託。妊産婦および生後0～3ヶ月の乳児を対象に、発育発達相談、体重計測、子育て相談、情報提供を実施。 | 助産師会との密な連携。 | 新生児訪問の流れについて、3保健センター同じ対応が出来るよう、連携を図りながら調整している。 | 東・中・西保健センター 府助産師会 |
| | 49 | 母子保健相談支援事業 | 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健の専門的な見地から相談支援を実施し、関係機関や施策との連携及び調和を確保しながら、市民の母子保健の向上に寄与すること。 | ・対象者又は関係機関からの産婦健康診査事業を中心とした産褥期（さんじょくき）にかかる相談又は支援連絡に対する相談支援業務 ・妊娠後期を中心とした妊娠期の事業対象者の実情把握のための電話相談（「もうすぐママ電話」） ・助産師の専門性が必要とされる相談支援業務（電話相談） 上記の事業を大阪府助産師会に委託し実施している。 | 助産師会との密な連携。 | 妊婦面接の対象について等、今後スムーズに対応できるよう助産師と連携しながら改善を図っている。 | 東・中・西保健センター 府助産師会 |
| | 50 | 産後ケア事業 | 出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安の解消を図り、家庭での円滑な育児の自立を促し、安心して子育てができる支援体制の確立を図ることを目的とする。 | 出産後の心身ともに不安定になりがちな時期にある、母と1歳未満の乳児（ショートステイ・デイサービスは4か月未満）を対象に、母体ケア、乳児ケア、育児相談・指導などを行う事業。市内5ヶ所および市外1か所の施設・団体において、ショートステイ（宿泊）、デイサービス（日帰り）、訪問型が利用できる。 | ・利用回数につきこれまで合計7回のところを、令和4年度より利用サービスごとに各7回ずつ、最大21回まで利用できるように拡充し、また市民税非課税世帯に対し、利用料を免除した。利用回数の増大に伴い、利用できる施設の空き状況が低下することが懸念される。 ・窓口による申請手続きが原則だが、来庁する時間を作るのが難しいという申請者からの意見がある。 | ・市外の施設も含め、産後ケア事業を実施している医療機関等との契約を検討していく。 ・電子申請等、本人負担の軽減を図るような申請方法を検討していく。 | 東・中・西保健センター 産後ケア事業実施施設（大阪府助産師会・医療機関・産後ケアセンター・助産院） |
| | 51 | 予防接種の企画調整 | 予防接種の実施によって感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。 | 予防接種に関する企画調整、医師会・医療機関との連絡調整、委託契約、支払い、健康被害に対する給付、市民への啓発 | 特になし | 特になし | 医療機関、医師会 |
| | 52 | ①東大阪市未熟児養育医療給付 ②東大阪市結核児童療育給付 ③小児慢性特定疾病医療費助成 ④自立支援医療費（育成医療）支給制度 ⑤不妊に悩む方への特定治療支援事業 | ①家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して、その養育に必要な医療を行うもの。 ②結核に罹っている児童に対し、療養・学習の援助を行うもの。 ③厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るもの。 ④自立支援医療費のうち、育成医療の対象児童に対し必要な医療を行うことにより負担軽減を図るもの。 ⑤指定医療機関で実施した特定不妊治療に要した費用の一部を助成することにより負担軽減を図るもの。 | ①入院治療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療を給付する ②結核に罹っている児童で、その治療に長期間を要する者で医師が入院を必要と認める者に対し療育の給付を行う。 ③小児慢性特定疾病を罹患している児童等に対する医療費の自己負担分の一部助成を行う。 ④育成医療（治療を行うことにより、身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるように医療が必要と認められた）の対象となった児童に対し、医療費および治療材料等の支給にかかる費用の一部助成を行う。 ⑤特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない方への医療保険が適用されない治療費の一部助成を行う。（令和4年度終了予定） ①～⑤に係る審査、支払い | 申請にあたり、制度を知ってもらうための周知が必要である。 | 手引きの作成やウェブサイトのさらなる広報など、周知を図っていく。 | 東・中・西保健センター 指定医療機関・薬局・訪問看護ステーション |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 |
|--------|---|--|---|--|---|--|----------------------------------|
| 保健センター | 53 | 子育て世代包括支援センターに関すること | 「はぐくむ」の活動内容を知り、支援が必要ときに自分に合った情報を選択する等活用することで、子育ての困難感を解消し楽しく子育てができる。 | 子育て世代包括支援センター「はぐくむ」における、妊娠届出時面接、妊娠後期電話、助産師相談、子育て相談、産後ケア事業の受付など | 施設給付課とお互いの役割分担を理解し、密な連携が必要である。妊娠届出時などに特定妊婦を把握する場合や支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。 | 施設給付課、子ども見守り相談センター等とスムーズな連携が出来るよう、お互いの役割の理解を深めていく。現在、施設給付課と行っている「はぐくむ連携会議」を実施する中で、理解を深め連携していく。 | 母子保健・感染症課、子ども見守り相談センター、施設給付課 |
| | 54 | 乳児全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問） | 生後4か月未満の乳児がいる家庭へ全戸訪問し、育児する中での不安や負担を軽減すること。 | 生後4か月未満の乳児がいる家庭へ全戸訪問し、発達・発育の相談、計測、子育て相談、子育てに関する情報提供を実施。 | 子育て困難感を抱える保護者に相談対応し必要な支援につなげている。支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。 | 支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センターとスムーズに連携し支援できるよう、役割分担し連携していく。 | 母子保健・感染症課、子ども見守り相談センター |
| | 55 | ①乳幼児等健康診査 ②乳幼児保健指導 ③口腔衛生対策事業 | ①②全ての乳幼児が発育・発達健康状態を確認でき、必要な支援を受けることができる。 ③乳幼児期より歯と口腔の健康を保ち、健全に成長発育していくことを目的とする | ①4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査、予約健診、療育相談 ②保健センター、地域の公民館等での乳幼児健康相談 ③1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の歯科健診及び、歯科保健指導。2歳児を対象とした歯科医師による2歳児歯科相談 | ①②健診や支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。転入時にスムーズに母子保健の情報を提供できていない現状がある。 ③コロナ禍で歯科保健指導の実技が行えなくなった。 | ①②未受診児への対応、健診や支援時に虐待を疑う場合、子ども見守り相談センターとスムーズに連携をとり支援できるよう、役割分担し連携していく。転入児に対して、母子保健の情報をスムーズに提供できる工夫を検討していく。 ③感染対策を行ったうえで、希望される親子に実技指導を再開する。 | 母子保健・感染症課、医師会、歯科医師会、子ども見守り相談センター |
| | 56 | 離乳食講習会 | 乳児の保護者に対して、離乳食に関する正しい知識を普及し、子どもの健やかな発育・発達を支援する | 離乳食のすすめ方や作り方についての集団指導・相談 | 離乳食や授乳に関する不安や悩みを持つ保護者は多く、栄養士や助産師といった専門職による指導や相談により、「食」の面から育児支援を行っている。新型コロナウイルス感染拡大以降は予約制や参加人数の制限、オンライン開催などの対応を行っているが、参加人数は減少傾向にあるため、困りごとのある保護者への支援や指導が不十分な可能性がある。 | より多くの保護者に正しい情報提供を行えるように、参加者アンケート結果の考察を行い、より一層、内容を充実させ、参加人数の増加に努める。今までと同様に、保健師と連携し、困りごとのある保護者の講習会への勧奨や、参加者情報の共有などにより、具体的な保護者への支援につなげていく。 | 母子保健・感染症課、健康づくり課 |
| | 57 | 育児支援事業 | 親と子どもそれぞれの個性や特長を知り、個性を大切にしたい子育てができる。 | 2か月親子講習会、ティーンズママの会（10代で妊娠・出産した母・保護者・児を対象）、ふたごの教室（双子、三つ子等を妊娠・育児している親と・児を対象）等対象別教室の開催。仲間作り、親子遊び、子育て支援、交流、情報提供を実施。 | 子育て困難感を抱える保護者に相談対応し必要な支援につなげている。教室のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。 | 支援時に虐待を疑う場合、子ども見守り相談センターとスムーズに連携をとり支援できるよう、役割分担し連携していく。 | 母子保健・感染症課、子ども見守り相談センター |
| | 58 | マタニティ教室 | コロナ禍の影響で産院でのマタニティ教室など妊娠中に利用できる資源が減っているが、全ての妊婦が安全ですやかな出産となるように母体管理ができ、出産後すぐの育児をイメージした準備ができる。 | みんなでマタニティ教室（妊婦とパートナー、家族に対する子育て知識の普及）の開催。沐浴体験、乳幼児揺さぶられ症候群について啓発、妊娠・出産後の保健センターのサポートについて情報提供を実施。 | 特定妊婦を把握する場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。 | 支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センターをスムーズに連携し、必要な支援に繋げていく。必要時は、要保護児童対策地域協議会に提出し、関係機関と連携し、支援していく。 | 母子保健・感染症課、子ども見守り相談センター |
| | 59 | 児童虐待予防支援事業 | 親と子どもそれぞれの個性や特長を知り、個性を大切にしたい子育てができる。 | ①健診時育児支援事業 乳幼児健康診査時の親の状況を観察し、必要な時に相談にのれるよう保育士と心理判定員を雇う。 ②子育て困難感を抱える保護者を対象としたマザーグループの開催。 | 子育て困難感を抱える保護者に相談対応し必要な支援につなげている。支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センター等との密な連携が必要であり、互いの役割を理解し、効果的に連携できる体制づくりが課題である。 | 支援のなかで虐待を疑う場合、子ども見守り相談センターとスムーズに連携し、必要な支援に繋げていく。必要時は、要保護児童対策地域協議会に提出し、関係機関と連携し、支援していく。 | 母子保健・感染症課、子ども見守り相談センター |
| | 60 | 思春期保健対策事業 | 主体的計画的に妊娠・出産するための知識を身につけ青年期を迎えることができる。 | 依頼があった学校に対し、性に関すること、性感染症、薬物、アルコール、たばこについて健康教育を実施。 | コロナ禍のため、小中高校からの依頼がなく、健康教育する機会が少ない。 | 養護教諭との懇談会で学校の現状を把握し、取り組みについて検討していく。 | 母子保健・感染症課、小学校・中学校・高等学校 |
| | 61 | 予防接種に関する相談対応 BCGワクチン集団接種（R4年度まで） | 予防接種の実施によって感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 | 予防接種に関する全般的な相談対応 BCGワクチン集団接種。（保健センターでの集団接種は令和4年度をもって終了。令和5年度以降、医療機関委託に完全移行。） | 特になし | 特になし | 母子保健・感染症課 医療機関 |
| | 62 | らっこ教室 | 発達に応じた適切な療育を受けることができる。 | 1歳5ヶ月から1歳11ヶ月児を対象に、発達援助等を必要とする幼児や子育て困難さを抱えている保護者に適切な支援を行うことで、当該幼児の心身の健全な発達や保護者の子育て不安の軽減等を図ることを目的とする。 | タイムリーに参加できる人数が限られており、待機児が多い現状がある。教室参加者の発達状態などの妥当性を検証する。 | 教室の体制等、見直ししていく。 | 母子保健・感染症課、東大阪市立障害児者支援センター |
| 63 | ①精神保健福祉相談 ②自立支援医療（精神通院）支給制度 ③障害福祉サービス支給申請 | 精神障害者やその家族等に対し、適切な医療の提供や社会復帰、自立した地域生活を送るための相談助言、支援を行う。 | ①精神科医師、精神保健福祉士、心理担当者、保健師等による面接・訪問、集団援助等。 ②適切な医療を継続して受けることができるよう、その通院医療費公費負担制度の申請及び相談 ③精神障害がありつつ、地域で自立し、安定した生活を送るための様々な障害福祉サービスの申請及び相談 | 精神障害者保健福祉手帳所持者数並びに自立支援医療（精神通院）受給者数が増加し、社会問題としてこの問題への対応が重要となるなか、薬物、ギャング依存や発達障害、人格の問題等精神保健福祉問題が多岐に渡ってきており、その対応にかかる体制整備のあり方が課題となっている。 | 精神保健福祉相談の問題は精神疾患からこころの健康まで多岐にわたり、その内容は医療相談から生活相談まで多種多様である。精神保健福祉相談員だけで課題の解決を図ることは難しく、担当部署、関係機関との連携は必須である。 | 精神科医療機関をはじめ、担当部署や関係機関 | |

| 所属 | 番号 | 事業名 | 事業の目的 | 事業概要 | 事業課題 | 課題への解決について | 関連する機関 | |
|-------|--------------------|-----------------------------------|---|--|---|--|---|---|
| 教育委員会 | 学校教育推進室 | 64 | ・幼児教育の推進 ・教職員人事事務 ・幼稚園特別支援教育支援事業 | 幼児教育の質の向上及び支援教育の充実、また小学校へ円滑に接続すること。 幼児教育の推進と教職員の配置を行う。 東大阪市立幼稚園及びこども園における特別支援教育の充実を図るため、幼稚園等（特別支援教育支援員）を活用し、円滑な教育活動を推進するもの。 | 市他の機関等との情報共有の連携面等が不足している部分があり、配慮、支援を要する子などの情報収集の在り方が困難な場合がある。 | 他機関（市の機関やNPO法人等）と保護者と学校などで情報共有の場を持っていか検討を進めていく。 | NPO法人、幼稚園・こども園、市関係機関 | |
| | 人権教育室 | 65 | いじめ防止対策推進事業 | いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置きたいじめ対策。 学校園での研修、中学校校区で教職員対象および教職員と保護者を対象とした研修を開催し、いじめ防止に関する意識や方向性を共有していく。 | 学校園が児童生徒への支援を通じて知りえた家庭背景の困難さ（保護者に支援が必要な状況）があっても、保護者に対する具体的な支援方法がなかったり、つなぐ先の関係機関（福祉関係等）が不明瞭であったりするなど、保護者への直接的な支援につなぐことが難しい | 研修結果を集約し、実施した内容等をフィードバックするなどを行う。今日の観点を持ち込んで改善していく。 | — | |
| | 教育センター | 66 | 教育・発達相談事業（来所相談） | 子どもの養育や教育、発達に関する相談等の実施。 | 【事業内容】 子どもの養育や教育、発達に関する相談 【対象】 ・本市在住で、3歳6ヵ月児健康診査受診済みから18歳程度までの子どもとその保護者及び日新高校在籍の子どもとその保護者。 【受付件数】 令和3年度・・・724件 | 来所希望時間帯や時期によっては、待ち期間が発生したり、必要な頻度での相談が難しいケースがある。 | 来所者のニーズに沿った相談が実施できるよう検討を進める。 | — |
| | | 67 | 教育・発達相談事業（電話相談） | 教育や養育、いじめや子どもが抱える悩みに関する相談受付。 | 【事業内容】 教育や養育、いじめや子どもが抱える悩みに関する電話相談（2回線） 【対象】 ・子どもの悩み相談（市民・保護者） ・いじめ・悩み110番（子ども） 【相談件数】 令和3年度・・・130件 | 特に子どもからの相談件数が少なく、周知方法や様々な相談ツールについて検討する必要がある。 | ギガスクール構想により生徒に配布されているタブレットにアイコン等を入れて周知を図っている。 | — |
| | | 68 | 教育・発達相談事業（相談員派遣事業） | 教育センター相談員を派遣し、市立学校園における相談機能の充実を図ること。 | 市立幼稚園、こども園、小学校に教育センター相談員を派遣し、相談等を行う。 【活動回数】 令和3年度・・・5193回 | 効果的な相談活動を実現するために、スケジューリングや活動前後の情報共有の方法を検討していく必要がある。 | 相談員間で効果的な活動方法を検討するとともに、担当者連絡会等を通じて各学校園の取り組みを共有していく。 | — |
| 69 | 教育支援センター事業（適応指導教室） | 適応指導教室において、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立の支援。 | 教育センターにて、申し込みのあった不登校の生徒について支援を行う。 【対象】 市立小学校、中学校の不登校児童生徒 【入室者数】 令和3年度・・・23人 | 適応指導教室入室へのニーズが高く定員を上回る申し込みがあるため、見学までに期間を要したり待機が発生したりする状況がある。 | より多くの不登校児童生徒を受け入れる方法について検討を進める。 | — | | |
| 学事課 | 70 | 義務教育諸学校に係る就学、入学、転学及び退学に関する事務 | 児童生徒の就学、入学、転学及び退学の手続き及びそれにかかる保護者からの相談に対応し児童生徒の就学を支援するもの。 | 義務教育学校への就学に関して、就学前年度に各児童の世帯から進学先を聴取する。約3,300名分（R3）を確認する必要があり、必要に応じて各機関と連携等を行い確認を行っている。 | ・児童生徒の情報確認時に他部署と情報連携が必要 ・就学手続きの際、窓口に来られる方が保護者かどうか確認できない。 | 現在のところ解決方法については見通しが無い。 | — | |
| | 71 | 就学援助制度 | 経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資すること。 | 市内在住で市立小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助している。（所得制限あり） | 児童生徒すべてに申請書及びお知らせを配布しているが、申請は強制ではないため対象となるのに支援できない場合がある。 | 制度についてさまざまな媒体を利用して周知に努めていく。 | — | |
| | 72 | 東大阪市奨学金制度 | 向学心があるにもかかわらず、経済的理由のために修学が困難なものに対し奨学資金を貸与することで、教育の機会均等を図ること。 | 資格要件を満たす生徒や学生に対し、奨学資金を貸与している。 | 奨学資金の利用者は年々減少してきており、事業そのものの在り方について検討する必要がある。 | 事業の在り方について、本事業の目的に沿って検討を進める。 | — | |
| 社会教育課 | 73 | 留守家庭児童育成事業 | 労働等で昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、子どもの健全な育成を図ること。 | 市内市立50の小学校の敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置し、放課後または学校休業日に小学校の余裕教室等を活用して、児童を預かっている。平成30年度から委託事業となり、令和3年度から5年度までの3年間で12事業者に事業運営を委託している。 | 待機児童対策や職員の資質向上や職員を安定的に確保するなど事業の質と量の向上を図ること。 | 例年10月ごろに、来年度の入会希望調査を行いその結果に基づいて、学校長や運営事業者と協議し、教室の確保を行う。また職員の体制について、適宜把握を行う。職員の資質向上研修についても行う。 | 小学校・就学前児童施設 | |

資料編 2

1 「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」策定体制と経過

① 東大阪市社会福祉審議会における審議

「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」（以下「基本方針・設置計画」と言う。）の策定にあたっては、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に専門の部会「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会」（以下「専門部会」と言う。）を設置し、専門的な審議を集中して行いました。

専門部会において基本方針・設置計画（案）を取りまとめ、児童福祉専門分科会において承認いただいたうえ、同（案）をもって社会福祉審議会に諮問を行いました。社会福祉審議会の答申を踏まえ、市として基本方針・設置計画を決定したものです。

社会福祉審議会における審議経過は以下のとおりです。

| 年 | 開催日 | 会議名 | 審議内容 |
|------|-----------|-------------------|--|
| 令和4年 | 5月16日(月) | 令和4年度第1回社会福祉審議会 | 基本方針・設置計画の策定を進めること及び専門部会の設置を報告 |
| | 6月3日(金) | 令和4年度第1回児童福祉専門分科会 | 基本方針・設置計画の策定についての説明と専門部会にその審議をゆだねることの決定 |
| | 7月1日(金) | 第1回専門部会 | 1) 専門部会の設置と今後の検討について 2) 基本方針・設置計画の策定のための視点と判断材料について 3) 基本方針・設置計画の構成イメージについて 4) 児童相談所の整備について |
| | 8月9日(火) | 第2回専門部会 | 1) 第1回のまとめ 2) 基本方針に記載する本市の児童福祉行政等の玄妙と課題についての検討 3) 一時保護所設置位についての考え方について |
| | 9月9日(火) | 第3回専門部会 | 1) 第2回のまとめ 2) 基本方針・設置計画骨子案の検討 3) 基本方針・設置計画内容案の一部 基本理念ほかについて検討 |
| | 10月14日(金) | 令和4年度第2回児童福祉専門分科会 | 基本方針・設置計画の策定状況の報告 |
| | 同日 | 第4回専門部会 | 1) 第3回のまとめ 2) 骨子(案)の確認 3) 基本方針・設置計画(内容案)の検討 |
| | 11月18日(金) | 第5回専門部会 | 1) 第4回のまとめ 2) 基本方針・設置計画(素案)の検討、決定 |
| | 12月1日(木) | 令和4年度第3回児童福祉専門分科会 | 基本方針・設置計画(素案)の報告、承認 |

| | | | |
|------|--------------|-------------------|---|
| 令和5年 | 1月13日 (金) | 第6回専門部会 | 1)パブリックコメント実施結果と市の考え方(案)の検討 2)基本方針・設置計画(案)の検討、決定 |
| | 1月31日 (火) | 令和4年度第4回児童福祉専門分科会 | 基本方針・設置計画(案)の報告、承認 |
| | 2月13日 (月) | 令和4年度第2回社会福祉審議会 | 基本方針・設置計画(案)についての諮問、答申 |

② パブリックコメントの実施

基本方針・設置計画に市民の意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

- パブリックコメント実施期間
令和4年12月7日(水)～令和5年1月6日(金)
- パブリックコメントを実施した計画等
基本方針・設置計画(素案)
- パブリックコメントにおいて提出のあった意見の件数等
意見提出者 13名
意見の件数 59件
- 意見の概要と市の考え方について
令和5年2月 日() 東大阪市ウェブサイトにおいて公開しました。

③ 庁内検討体制

専門部会における審議と並行して、庁内組織である児童相談所設置推進会議において、適宜策定状況を共有し、基本方針・設置計画(素案)等に対する推進会議構成所属の意見を内容に反映させました。また、基本方針・設置計画の策定に関する事務を担当している子どもすこやか部において部内ワーキングを設置し、定期的に課題の検討を行い、策定作業に反映させました。

2 参考資料

① 東大阪市社会福祉審議会条例等

- 東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号
改正
平成26年6月30日条例第28号
平成29年3月31日条例第8号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉

に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

（委員長職務の代理）

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○ 東大阪市社会福祉審議会規則

平成 17 年 1 月 31 日東大阪市規則第 1 号
改正

平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号

平成 24 年 3 月 29 日規則第 16 号

平成 26 年 9 月 30 日規則第 51 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 24 号

令和 4 年 3 月 22 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成 17 年東大阪市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種類ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第 4 条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあっては、委員。次項において同じ。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあっては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

7 前条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査部会の」とあるのは「部会の」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

② 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

○ 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

令和5年2月1日現在
(50音順、敬称略)

| 氏名 | 所属団体等 |
|--------|--------------------------------|
| 新崎 国広 | 大阪教育大学教育学部特任教授 |
| 稲森 公嘉 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 井上 寿美 | 大阪大谷大学教育学部教授 |
| 江浦 保 | 東大阪市社会福祉協議会会長 |
| 太田 淑美 | 東大阪市母子寡婦福祉会副会長 |
| 岡本 泰樹 | 東大阪労働団体連絡協議会委員 |
| 河原田 良一 | 東大阪市老人クラブ連合会顧問 |
| 義之 清規 | 東大阪市民生委員児童委員協議会連合会副会長 |
| 北野 英子 | 東大阪市意岐部地域人権協会委員 |
| 坂本 ヒロ子 | 東大阪市手をつなぐ育成会会長 |
| 先山 進二 | 東大阪労働組合総連合 議長 |
| 佐堀 彰彦 | 東大阪市民健康づくり推進協議会副会長 |
| 潮谷 光人 | 東大阪大学こども学部こども学科教授 |
| 関川 芳孝 | 大阪公立大学人間社会システム科学研究科教授 |
| 高橋 尚三 | 東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長 |
| 谷口 晴男 | 東大阪市自治協議会副会長 |
| 中川 千恵美 | 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授 |
| 中西 英二 | 東大阪市人権擁護委員会副会長 |
| 西島 善久 | 東大阪市高齢者介護施設会会長 |
| 原 彦保 | 東大阪市校区福祉委員会連合会副委員長 |
| 松川 啓子 | 東大阪市議会議員 |
| 松端 克文 | 武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授 |
| 三星 昭宏 | 近畿大学名誉教授 |
| 宮田 良一 | 東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長 |
| 村岡 悠子 | 弁護士・中小企業診断士 |
| 山下 雅子 | 東大阪市身体障害者福祉協会委員 |
| 山田 祥隆 | 東大阪市福祉施設会会長 |
| 山野 忠 | 東大阪労働団体連絡協議会事務局長 |
| 山本 朗 | 東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター 医監 |
| 横田 信一 | 東大阪市議会議員 |
| 好川 智也 | 東大阪市私立保育会会長 |

○ 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

令和5年2月1日現在
(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 所属団体等 |
|--------|--------------------------------|
| 井上 寿美 | 大阪大谷大学教育学部教授 |
| 太田 淑美 | 東大阪市母子寡婦福祉会副会長 |
| 岡本 泰樹 | 東大阪労働団体連絡協議会委員 |
| 中川 千恵美 | 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授 |
| 松川 啓子 | 東大阪市議会議員 |
| 山田 祥隆 | 東大阪市福祉施設会会長 |
| 山本 朗 | 東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター 医監 |
| 好川 智也 | 東大阪市私立保育会会長 |

○ 「東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置企画策定部会」委員名簿

令和5年1月13日現在
(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 所属団体等 |
|--------|-------------------------------|
| 安部 計彦 | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授 |
| 井上 寿美 | 大阪大谷大学教育学部教育学科教授 |
| 岡崎 倫子 | 弁護士(きずな大阪法律事務所) |
| 中川 千恵美 | 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授 |
| 箱嶋 雄一 | 大阪府東大阪子ども家庭センター所長 |
| 山本 朗 | 東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター医監 |

東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画

令和5年3月発行

編集・発行：東大阪市子どもすこやか部児童相談所設置準備室
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL：06-4309-3203（直通） FAX：06-4309-3817
メールアドレス：jisojunbi@city.higashiosaka.lg.jp